

# 2022 年度 自己点検・評価報告書

城西大学

## 目 次

序 章	.....	1
第 1 章	理念・目的.....	3
第 2 章	内部質保証.....	7
第 3 章	教育研究組織.....	14
第 4 章	教育課程・学習成果.....	18
第 5 章	学生の受け入れ.....	32
第 6 章	教員・教員組織.....	41
第 7 章	学生支援.....	47
第 8 章	教育研究等環境.....	56
第 9 章	社会連携・社会貢献.....	69
第 10 章	大学運営・財務	
第 1 節	大学運営.....	81
第 2 節	財務.....	90
第 11 章	グローバル化.....	94
終 章	.....	113

## 序 章

本学は、20年後の価値観への柔軟な対応を目指した新たな中期計画を2020年に策定した。その実現に取り組むために、同年よりこれまでの自己点検・評価活動の見直しを行ってきた。特に大学各部局（学部、研究科、センター、その他部署）の年次計画と、その実行内容、実施結果、並びに次年度に向けての再計画とつながるPDCAサイクルの効率的実施体制の確立に力を入れることで、「教育研究の質保証と水準の向上」を目指してきた。

一方、自己点検・評価活動を推進していく中で、これまでに2009年、2016年度に大学評価（認証評価）を受審し、活動内容の改善を行ってきた。2016年度の実審結果に対する改善計画は2020年の中期目標の策定においても十分に考慮された。2016年度の実審の際の指摘事項は（1）単位認定基準が不明瞭な授業科目があったこと、（2）一部の学部において年間に取得可能な単位数が文部科学省の定める年間取得可能単位数の上限を大きく超えていること、（3）入学定員に対する入学者数の割合が高い学部学科が存在すること、（4）大学院の定員に対して入学者数の割合が低い研究科が存在すること、であった。これらの指摘事項に対する実施内容は以下の通りである。

### （1）単位認定基準の明確化

本件で問題となっていたいわゆる「試験履修」は、学部独自の運用制度に基づくものであったため、指摘を受けた翌年度の2017年度に当該外部は本制度を廃止した。また、それに代わる再履修支援方策として「規定外履修」制度を新たに正規の手続きに沿って制定した。

### （2）年間取得可能単位数の上限についての適切な運用

一部の学部での年間取得単位数が文科省の推奨上限を超えている点を改善するために、2016年度よりいくつかの履修科目の単位数の見直しを行うことで（学則改正）、履修登録可能単位数の上限の改善を行った。

### （3）学部定員管理の厳格化について

定員管理の厳格化の目的で、一般入試、大学入試センター利用入学試験の実施方法の見直しの頻度を高めることで2016年度から2020年度までの入学者数の入学定員に対する割合を改善した。

### （4）大学院定員充足について

当該研究科では、本学内部、外部学生への募集活動を強化しても現有の定員を満たすのは困難な状況が続くのではないかという見込みとなったため、2019年度に該当専攻の定員を削減することを決定した。また、大学全般として定員管理を遵守しつつも、学生確保に向けた入試募集を行うこととした。

以上の改善を行うとともに、本学では、点検・評価活動への客観性を担保するために、2021年度より外部評価委員会を設置し、将来構想計画の策定や各年度の自己点検・評価報告書のとりまとめに当たっての詳細な指導・評価を受けている。

外部評価委員からの指摘内容は、大きく分けて基準4（教育課程・学習成果）、基準5（学生の受け入れ）、および本学の特色が表れている基準9（社会連携・社会貢献）の3つの基準に関するものであり、以下の内容である。

#### (1) 基準4

「教育課程・学習成果の可視化」は、基準2の内部質保証とも関連性の高い内容である。本学では「可視化」の実施についての全学的な方針が定まっておらず、学部によりルーブリックや外部評価機構による評価システムが導入されている。そこで、大学のアセスメント・ポリシーに沿った全学的評価システムの導入が急務であるとの指摘があった。

#### (2) 基準5

定員管理を遵守しつつ安定した受験・入学者の確保を行うために、総合型選抜入試、学校推薦型入試、一般入試の実施時期、試験科目内容などの検討を、高校訪問や予備校模試の動向等の情報の積極的な取り入れを年次ごとに行い、遂次改善を行う必要がある旨の指摘があった。

#### (3) 基準9

ここ数年来のCOVID-19の影響で、それまでに行われていた地域貢献の活動が制限を受けてきたことは理解できるが、今後COVID-19との共存の社会体制が整いつつある現状において、城西大学が地域との連携で実施可能な活動内容(TJUPなども含め)を再検討し、地域自治体への活動計画の提案を行うとともに、地元にある大学としてオンラインなどの手法をあらかじめ準備し、地域連携活動の再開のための先陣を切ってほしいとの要望が出された。

このほかの基準に関する指摘内容の詳細については、本章で記述している。

本報告書が、「城西大学は、高度の教育及び学術研究の中心機関として自主的・自律的な存在であり、知的活動によって社会に貢献し、その発展を支えていくことを目的とする。」ことを本学の構成教職員全体が再認識するとともに、国内外の高等教育機関との教育・研究連携を通じたグローバル化に対応するための一助となれば幸いである。

全学自己点検評価委員会委員長  
城西大学長 藤野 陽三

## 第1章 理念・目的

### 1. 現状説明

#### 1.1 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容  
評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

城西大学は、1965年に創立者であり初代理事長・学長である水田三喜男によって創立され、建学の精神「学問はそれ自体が目的ではなく、あくまでも人格形成の手段である」を掲げ、学術の中心として広く知識を授けることにより、学歌にも謳われている「我が国の未来を背負う若者が高き理想を胸中に燃やし、真理と正義を熱心に求め続け、新しい文化を創る」人材の養成をとおして、人類の福祉に継続的に貢献し、我が国の国際的地位を高めることを目的としてきた。

城西大学学則第1条には、「城西大学は、建学の精神「学問による人間形成」に基づき、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究し、知的・道徳的能力の涵養をはかり、地域社会及び国際社会に貢献し得る人材を養成するとともに、人類文化の発展に寄与することを目的とする」と定めている（資料1-1【ウェブ】）。上記の内容を城西大学の理念・目的（教育研究上の目的）として下記のとおり公表している（資料1-2【ウェブ】）。

#### 【理念】

建学の精神「学問による人間形成」に基づき、社会に有為な人材を育成するとともに、人類文化の発展に寄与することを理念としています。

#### 【教育研究上の目的】

理念に基づいて、知識と専門の学術を教授研究し、知的・道徳的能力の涵養を図ることによって、広い教養と深い専門的知識や技能を備え、主体的かつ協同的に地域社会、国際社会に貢献し得る人材を養成することを目的としています。

城西大学大学院においては、城西大学大学院学則第1条に、「城西大学大学院は、建学の精神「学問による人間形成」に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている（資料1-3【ウェブ】）。

上記の内容を城西大学大学院の理念・目的（教育研究上の目的）として下記のとおり公表している（資料1-4【ウェブ】）。

**【理念】**

建学の精神「学問による人間形成」に基づき、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを理念としています。

**【教育研究上の目的】**

修士課程および博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的としています。博士後期課程（3年制）および博士課程（4年制）は、専攻分野において研究者として自立して研究活動を行うに必要な極めて高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としています。

各学部・研究科においても大学及び大学院の理念・教育研究上の目的を踏まえ、個性や特徴を加えた設定となっている（資料1-5【ウェブ】）。

例えば、経済学部は、「本学の建学の精神である「学問による人間形成」の実現を目指し、経済学の視点をもって社会の経済的諸現象を論理的・多面的に分析する能力を修得し、さらに国際的・地域的な多様性を理解して、課題の発見と解決に努める人間を育成する」ことを基本理念としており、「常に新しい時代を視野に入れ、学際的な研究・教育を実践します。さまざまな個性、文化的背景を持つ学生が、学問を通して、論理的・多面的に考え、自ら問題解決する力を養い、それぞれの個性を伸ばし、地域や国際社会でそれらを生かしたキャリアを形成していくことができるよう教育を行う」ことを教育研究上の目的としている。

理学部は、「本学の建学の精神「学問による人間形成」に基づき、理学の本質を論理的・実証的に解析・考察する能力をもち、複雑な社会情勢に適用できる人材の育成」を学部の共通理念としており、数学科ではさらに「数学的思考法と論理的な考え方のできる能力を併せもち、地域社会や国際社会において活用できる人材を育成する」ことを、科学科では「化学物質の本質を論理的かつ実証的に考察・理解するために必要な基礎力を身につけた、社会に有為な人材を育成する」ことを学科に特徴の理念としている。理学部における教育研究上の共通の目的として、「理学の本質を論理的・実証的に解析・考察する能力をもち、複雑な社会情勢に適用できる人材の育成を目指して教育研究を行う」を掲げ、さらに数学科は、「綿密な論理構成と数学的な思考法を社会に応用できる人材の育成を目指して教育研究を行う」、化学科は「化学的思考力と実験技術を併せもち、社会に貢献できる人材の育成を目指して教育研究を行う」としている。

経営学研究科は、「建学の精神「学問による人間形成」に基づき、マネジメントのイノベーションをつうじて地域社会や国際社会に役立つ人材を育成し、産業や文化の発展に寄与すること」を理念としており、教育研究上の目的を「マネジメントに関する高度な専門知識、研究遂行能力及び問題解決能力の涵養を図ることによって、国際貢献と地域貢献を目指して創造的ビジネスを推進するイノベーター（企業家）や研究者などの高度専門職業人の育成を目指す」としている。

以上のように、本学は、建学の精神に基づいて、大学の理念、教育研究上の目的を明確に設定しており、それに連関させながら各学部・学科、研究科・専攻の特徴を併せたそれぞれ

の理念・教育研究上の目的を定めている。

## 1.2 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

城西大学の理念、教育研究上の目的は、城西大学学則、大学ホームページ（以下、HP）や大学案内（資料1-6【ウェブ】）を通じて大学構成員への周知ならびに社会へ公表している。各学部・学科もそれぞれの理念、教育研究上の目的を示し、HP やパンフレットで公表している。例えば、経済学部では、HP 上に学部概要として学部理念・教育方針を掲載している（資料1-7【ウェブ】）。

城西大学学則は、「学生便覧」に収録している（資料1-8【ウェブ】）。また、教職員も学外向けの行事など、機会があるごとに理念・目的等を確認している。例えば、父母を対象とした全国での懇談会においては、大学紹介ビデオを作成し、その中で理念や目的を映像とともに伝え、理解しやすいように工夫している。また、新任教員についても新任教員研修会を実施し理解する機会を設けている（資料1-9）。

大学院も大学と同様に城西大学大学院学則、城西大学大学院の理念、教育研究上の目的を、HP を通じて構成員への周知ならびに社会へ公表している。各研究科・専攻もそれぞれの理念、教育研究上の目的を示し、HP で公表している（資料1-5【ウェブ】）。城西大学大学院学則は、「学生便覧」に収録している。

なお、大学及び大学院の学生便覧は外からでも確認できるようにHP に掲載している。

以上のように、理念・目的等は適切に明示され、学内外への周知と公表がなされている。

## 1.3 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を実現していくため、大学としての将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

学校法人城西大学は、2016年に創立50周年の節目を越え、中期目標（2016 - 2020）《7つのJ-Vision》を定めた。その後、2020年には建学の精神である「学問による人間形成」の下、自律した個を備え多様な価値観を尊重する人材の育成というミッションを改めて確認した上で、本学の経営・運営の指針として、中期計画（2020年4月1日から2025年3月

31日まで)を定め、1.教育と研究の充実、2.学生支援体制の充実、3.開かれたキャンパスの整備、4.国際化された教育システムの展開、5.情報化の推進、6.ブランド力の強化、7.募集力の強化と定員管理、8.地域貢献力の強化、9.組織、10.説明責任、の10項目を掲げた(資料1-10【ウェブ】)。さらに、中期計画の実現に向けて、各年度に事業計画を策定・公開し、中期計画の各項目における具体的な取り組み方針を示している(資料1-11【ウェブ】)。

各年度の事業計画は、その年度終わりに事業報告書としてHPに掲載しており、法人(理事会・常務理事会)において各年度の計画の達成状況の検証を行っている(資料1-12【ウェブ】)。

全学点検評価委員会においても、当該年度の事業計画の進捗状況を確認し、必要に応じて意見を求めている。また、新年度の事業計画を策定する際は、中期計画と過年度の事業計画の達成状況を事務局長および部局責任者が確認のうえ設定し、必要に応じて見直しもできるようにしている。

さらに教学におけるPDCAサイクルを効果的に実施する仕組み作りとして、2022年7月には、新たな3つのポリシー策定及び教学マネジメント体制構築の準備等を行うための「教学マネジメント準備委員会」の設置が執行部会議の下部組織として承認された(資料1-13、1-14)。

## 2. 長所・特色

建学の精神に基づいた大学の理念・目的をはじめ、各学部・研究科において理念・目的が関連して設定されている。2024年度からの新たな3つのポリシー策定に向けて、改めて建学の精神や理念・目的を確認し実現にむけて取り組んでいる。

## 3. 問題点

建学の精神に基づいた理念・目的の設定が適切であるかの検証を随時行う必要がある。また、理念・目的の周知の機会は設けているが、教職員・学生が理念・目的を理解しているかの検証をアンケート等で行う必要がある。

## 4. 全体のまとめ

建学の精神に基づいた理念・目的の設定、明示と公表は適切に行われている。様々な媒体を通じて、建学の精神、理念や教育目的等の教職員及び学生、ステークホルダーへの周知に努力している。また、中期計画に基づく年度毎の事業計画を示し、定期的に検証・見直しを実施して、目標達成に向けて全学を挙げて取り組んでいる。



## 第2章 内部質保証

### 1. 現状説明

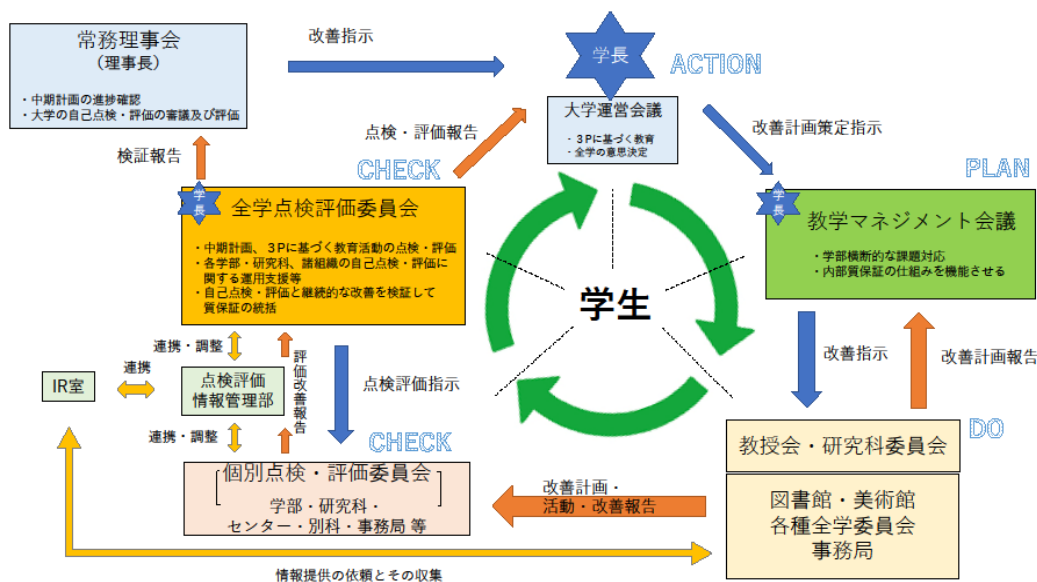
#### 2.1 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学は、平成22年に「城西大学自己点検・評価に係る規程」に定め、教育研究における質を保証し、理念・目的を達成するために、全学的に自己点検・評価を行うことを学則に明示している（資料1-1【ウェブ】）。その実施に係る手続等々は、規程にある組織を中心とし、自己点検・評価を実施している（資料2-1）。また、2020年度以降、その手続等に関する全学的な方針を構成員及び社会に示すために、検証と改善を繰り返す恒常的・継続的なプロセスからなる評価体制と教育研究の質保証のための方針をホームページに公表している（資料2-2【ウェブ】）。

城西大学の内部質保証組織の連携概要図



2021年度までは、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）として「全学点検評価委員会」（以下、全学委員会）と執行部会議（全学的意思決定機関）が連携し担ってきた。「全学委員会」の権限及び役割は上述の「城西大学自己点検・評価に係る規程」で定められており、研究科、学部、別科、センター及び各部局の個別点検・評価委員会（以下、個別委員会）による自己点検・評価を総括し、併せて次に定める事項について審議するとしている（資料2-1）。

- (1) 全学に係る教育研究活動等の自己点検・評価の企画及び調整に係ること
- (2) 本学の達成目標、中期計画、年次計画案等の取りまとめに係ること
- (3) 自己点検・評価の結果に基づいて、研究科・学部等の評価及び改善勧告に係ること
- (4) 教育研究活動等の実績に係る情報の収集及び分析に係ること
- (5) 自己点検・評価に係る情報の発信及び広報に係ること
- (6) 自己点検・評価の実施方法等に係ること
- (7) 認証評価への対応
- (8) その他、自己点検・評価を達成するために必要なこと

さらに2021年の2月から学長の諮問機関として「学長室企画委員会」が発足した。この組織は、本学の将来に向けて学長にアドバイスするグループとして、①教育の質の向上「教育の質にかかわる客観的指標」における評価点の向上、協創力修得のための教育 ②高校生の対応、オープンキャンパスのやり方・入試・広報等のテーマをメインとして議論、提言することを目的としている（資料2-3）。

2022年5月に、「学長室企画委員会」の提案に基づき、執行部会議で教学マネジメントに関する組織の必要性について議論された（資料2-4）。その後、FDにより全学的に教学マネジメント組織の必要性等を理解する取り組みを行い（資料2-5）、2022年7月には、新たなポリシー策定及び教学マネジメント体制構築の準備等を行うための「教学マネジメント準備委員会」の設置が執行部会議の下部組織として承認された（資料1-14）。

教学マネジメント準備委員会の議論に基づき、2023年2月の執行部会議において、学修者本位の教育の実現のため、教学方針及び教学運営の重要事項について検討し、教学に関する全学的な内部質保証を一元的に行う目的で、「教学マネジメント会議」を設置するとの方向性が確認された。それに伴い、「城西大学・城西短期大学教学マネジメント会議に係る規程」を令和5年2月1日に制定し、3月より現在の執行部会議を教学マネジメント会議に変更する旨の理事会承認が報告された（資料2-6）。

その結果、2022年度末からは、「全学委員会」及び「教学マネジメント会議」（資料2-7）が内部質保証の推進を担うこととなった。

全学的な課題は、全学委員会で検証され、教学マネジメント会議と共有される。学部、研究科、部局等は、教学マネジメント会議の議長である学長の指示のもと、個別委員会による検証結果を教育研究活動に反映させ、改善・向上のための取り組みを考案、実行し、改善の進捗状況を全学委員会に報告する仕組みとしている。その際、教学マネジメント会議は、毎年度の自己点検・評価結果に基づく改善計画の策定とその実施の管理を行う。3つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）の実現のために、現場の改善努力を促し、全学的にその効果を最大化させて、内部質保証の仕組みを有効に機能させる組織と位置付けている。

教育の基本となる本学の教育方針に関しては、学校教育法の一部改正(2016年)を機に、全学及び各学部の3つのポリシーを策定し、適宜改訂に取り組んでおり、ポリシーはHPに公開している。

以上のことから本学では、新しい体制における教育活動が始まる2024年度まで方針の実施に関しては不確定の部分もあるが、内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示していると考えている。

## 2.2 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

「城西大学自己点検・評価に係る規程」では、全学委員会が、全学の教育研究の質保証に責任を持つ組織として位置付けられており、その構成員は、委員長である学長の他、副学長、図書館長、各学部長、各研究科長、教務部長、入試部長、学生部長、就職部長、大学事務局長等となっている（資料2-1）。学部、研究科、別科、センター及びその他の部局における自己点検・評価は、各部局における個別点検・評価委員会が行う（資料2-8）。全学委員会は、個別委員会が行う自己点検・評価を統括して全学的な点検評価報告をまとめるとともに、3つのポリシーの達成度や中期計画等を基に作成された毎年度の事業計画に関する進捗状況の把握等も含めて検証する役割を担う。なお、2021年度からは、点検評価の客観性、妥当性を担保するために、全学委員会委員に、近隣大学の教員、民間企業の専門家、地域自治体の職員である外部委員3名にも委任している（資料2-9）。その際外部委員は、点検評価報告書の素案を検証し、全学委員会ではその検証結果の報告をすることとしている。

2022年度末までは、学長の元に全学的な課題共有や執行部会議の審議事項の検討組織として「学長・副学長会議」を置き、執行部会議において教育研究の実施承認を行い、教育研究活動の点検・評価を全学委員会が担う内部質保証体制をとってきたが、2022年度3月からは、執行部会議を教学マネジメント会議に名称変更し、以下のような体制とした。

教学に関する全学的な教育改善を一元的に推進するための組織として教学マネジメント会議を位置づけ、その構成員は、議長である学長の他、副学長、各研究科長、各学部長、別科長、教務部長、入試部長、学生部長、大学事務局長等となっている（資料2-7）。当該会議は全学委員会の指摘事項に対応するための具体的な方法を検討し、議長である学長をとおして学部、研究科、各部局に改善を指示する。改善指示についての対応は、速やかに学部、研究科、各部局が改善計画を教学マネジメント会議の議長である学長に報告し、情報は個別委員会にも共有することとしている。個別委員会は次年度点検評価において、改善の成果等を評価して全学委員会に報告し、質保証に関わるPDCAサイクルを機能させる仕組みとしている。

上記の体制が整ったことにより、「執行部会議」が担ってきた教学以外の事項に関しては「学長・副学長会議」に代わる「大学運営会議」が担うこととなった。また、「教学マネジメント会議」ができたことにより、教学マネジメント準備委員会は、「教学マネジメント会議」の小委員会として役割を担う。

また、自立的な点検評価システムを機能させるために、個別委員会における評価結果の整理や全学委員会への連携などに関わる点検評価情報管理部を設けている。点検評価情報管理部は、2022年度に発足したIR室と連携して、学生情報及び、教育成果の見える化を検証する情報の収集に努め、全学的に質保証情報の共有を推進する役目も担う。点検評価情報管理部は長年、学長室学務課の兼務として行っていたものを独立させ、2021年度からは専門部署として人員を充実し、専任事務職員2名、点検評価情報管理部委員（教員）5

名（2022年度からは11名）からなる組織とした。これらの委員会及び管理部の組織、役割等は規程に定めている（資料2-10）。

また点検評価情報管理部は、2015年から導入している自己点検評価マネジメントシステムにおいて、学部、研究科、その他の部署の活動状況を把握するための体制を整え、その活用を推進している。

これらのことから、本学は、内部質保証に責任を負う全学的な体制を整備していると考えている。

### 2.3 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学の教育方針に関しては、執行部会議において継続的に全学及び各学部の3つのポリシーの改訂に取り組む機会を設けおり、全学、学部、研究科における方針の整合、編成科目との紐付け等について検証を行ってきた（資料2-11）。しかし、各学部学科等の特色を優先させてきた結果、全学的に一体化した取り組みの推進が困難であったので、「教学マネジメント準備委員会（現 教学マネジメント小委員会）が2024年度入学生を対象とする新たな3つのポリシー策定のための考え方についての素案を作り、各学部・研究科で検討し、執行部会議（現 教学マネジメント会議）で承認した（資料2-12）。全学FD等で大学教職員に対して公表・周知するとともに、2023年度公開予定としている（資料2-13）。

2016年度の大学基準協会の大学評価における指摘事項については、全学委員会の長である学長が、該当部署に改善策を指示し、2019年に大学基準協会へ改善報告を行った（資料2-14）。その際には、点検評価情報管理部が改善状況をまとめ、全学委員会による検証を行った。なお、改善報告書を提出後の「再度報告を求める事項」は求められていない。

点検・評価における客観性、妥当性の確保に関しては、2021年度から外部評価委員を全学委員として委任し、自己点検評価報告書の評価の妥当性に関する意見を全学委員会に報告する機会を設けている（資料2-15）。

2021年度までは、規程に沿って改善を進める内部質保証システムが有効に機能するには至っていないものの、PDCAサイクルを機能させる取り組みとして幾つかの試みを実施してきた。

- 1) 2021年度、2022年度には、各学部、研究科からの毎年度の評価シート提出、事業計画の進捗状況把握のための評価シートの作成等、作業負担を軽減しつつPDCAサイクルを機能させる仕組みづくりにも取り組んでいる（資料2-16）。
- 2) 毎年度まとめられた個別委員会が行う自己点検・評価を全学委員会で共有し、2019年度からは自己点検・評価報告書としてまとめている（資料2-17【ウェブ】）。
- 3) 学部・研究科、各部署における自己点検評価は、結果を毎年自己点検評価マネジメントシステムにまとめる形を取っており、評価情報を点検評価情報管理部が集約し、全学委員会に提出している（資料2-18）。

これらのことから本学では、内部質保証システムを有効に機能させる工夫に、継続的に取り組んでおり、特に、2021年度における学長室企画委員会における課題の抽出と改善施策の提言に基づき、3つのポリシーの再構築が進み全学的な合意が得られた点は、内部質保証体制の改善によってシステムの一部が機能してきたと理解している。今後は、教学マネジメント会議が司令塔として3つのポリシーの達成に向けてPDCAサイクルを機能させ、改善していく。

教職課程に関する点検・評価は、大学の自己点検・評価とは別に独立的に教職課程センターが主体となり一般社団法人全国私立大学教職課程協会の基準のもと2022年度より取り組んでいる。実施については、教職課程センターの所員と教職課程委員会が連携し、教員養成委員会及び教学マネジメント会議に最終的な報告を行った（資料2-19）。自己点検・評価の取り組みにより出てきた課題はFD等をとおして、教職課程センターとして改善に努め、学生が必要な資質・能力を身に付ける観点から教職課程の最適化を行う。

#### 2.4 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

教育研究活動については、その目的、各種方針（3つのポリシーなど）、基本組織、教員組織（教員数、各教員の学位、教員の業績など）、学生に関わる情報（入学者受け入れ方針、入学者数・卒業生数、就職状況、学費、学生支援、国際交流、授業に関する情など）、施設設備、大学関連系、社会貢献等をホームページ上に公表している（資料2-20【ウェブ】）。その際には、関連するホームページにリンクを張ることにより、情報を得やすいよう工夫を行っている。また、大学の諸活動については、学生の父母に対しては父母懇談会をとおして、卒業生や地域、高等学校等に対しては広報誌「城西」をとおして公表、周知している（資料2-21【ウェブ】）。諸活動のトピックスに関しては、ツイッターによる発信に努めている。

自己点検・評価結果については、大学基準協会による機関別認証評価、薬学教育評価機構による第三者評価、文部省からの依頼で実施した大学院4年制博士課程における教育・研究などの自己点検・評価の結果を公表している（資料2-17【ウェブ】）。

また、学校法人城西大学の財務などの状況は、決算書と事業報告書を年度毎に公表することにより、大学経営の透明性に配慮している（資料 2-22【ウェブ】）。

これらの活動状況をホームページ上に公表するにあたり、「大学情報公開」サイトを設け、アクセスしやすいように工夫し、社会に対する説明責任を果たすよう努めている（資料 2-23【ウェブ】）。

公開情報の正確性については、ホームページに掲載する情報の完成後、作成部署の課長や事務長が内容を確認し承認する仕組みをとっている。また、必要に応じて広報課が確認するなどの体制を整えている。情報の更新においても、広報課がホームページ全体を確認し不必要な情報に関しては削除するなどの確認を適切な機械に速やかに行っている。

## 2.5 内部質保証システムの適切性について定期的な点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

長年の課題であった3つのポリシーの再構築に関して全学的な合意形成を得る上で、教学マネジメント体制の議論は大きな貢献をした。

3つのポリシーの達成度評価の適切性について、全学委員会で検証していく計画であり、改善・向上の成果については今後の検証を待たねばならない。

内部質保証システムの適切性を定期的に検証する組織は明確化に至っておらず点検評価結果が教育現場になかなか反映されないことは、課題として指摘されていた（資料 2-11）。その解決策として、2021年度に学長の諮問組織である学長室企画委員会において、3つのポリシーの再構築と全学の教育改善の推進に効果的な司令塔となる教学マネジメント組織の設置が提言された（資料 1-14）。この提言に基づき、学長が執行部会議において全学的な合意をとり、2022年度から、教学マネジメント会議を含めた新たな内部質保証システムの改善が実現された。

点検評価における適切な根拠情報に関しては、これまで入試情報、教学情報、就職情報を担当部署が管理していたため、部分的に利用するのみであったが、2022年度からIR室が設置されたことを受けて、当該IR室が点検評価情報を一元化する体制が整いつつある（資料 2-24）。特に、3つのポリシーの再構築に際して、本学の学位授与方針の達成を確認する学生アンケートをIR室が学部を横断してカバーする体制が可能になったことは、点検評価における適切な根拠情報の使用の推進に重要と考えている。

内部質保証システムの適切性を検証する仕組みとして、学生アンケート、就職先アンケートなどとともに、外部評価者による自己点検評価の検証と併せて、定期的なシステムの検証体制となる運用を開始した（資料 2-25）。

**【COVID-19 への対応・対策】**

全学的な対応として、2020年度からのCOVID-19対策のための授業等について方針を早期に示し、学生および教職員に周知した（資料 2-26【ウェブ】）。大学として教育の質を落とさずに実施できる方法を改めて周知・確認した。学生からのアンケート等の結果から、キャンパスで学ぶメリットは多大にあると判断し、学生に対して、なるべくキャンパスに来るよう促した。対面授業への参加が難しい場合には、修学上の配慮を行うなども行った。

**2. 長所・特色**

学長のリーダーシップのもと、2024年度からの3つのポリシーを作り直すとともに、教育マネジメント会議を設置したことにより、本学独自の内部質保証体制の構築に一步近づいたのではないかと評価している。

**3. 問題点**

新たな内部質保証体制の構築に取り組んだが、その役割や効果がまだ見えないため、今後の活動等で状況を確認していく必要がある。

**4. 全体のまとめ**

教育研究における質を保証し、理念・目的を達成するために、全学的に自己点検・評価を行うことを学則に明示している。また、内部質保証のための本学の方針（城西大学の教育研究の質を保証するための方針等）を明文化し、ホームページで公表している。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制としては、「全学点検評価委員会」及び「教育マネジメント会議」が担うが、各組織が連携して継続的な改善を進めるために、点検評価、改善計画、改善実施、改善プロセスの円滑な運用を図っている。

3つのポリシーの達成度やポリシーの適切性について、全学委員会で検証していく計画を策定しているが、内部質保証システムとしてPDCAサイクルが有効に機能するまでには至っていないため、機能させるための体制構築として以下の事項を開始した。

教育研究活動は所定様式の提出やデータベースへの掲載などを適切に行っている。また、大学のその他の諸活動の状況等は随時ホームページで公開している。

内部質保証の適切性を検証する仕組みとして、学生アンケート、就職先アンケートなどとともに、外部評価者による自己点検評価と併せて、総合的な検証体制の運用を開始した。

今後、進捗状況を正確に把握し、注視していく。

## 第3章 教育研究組織

### 1. 現状説明

#### 3.1 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

評価の視点4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

城西大学は、坂戸キャンパス及び東京紀尾井町キャンパスに5学部8学科、4研究科、別科を設置している。教育・研究を支える組織として、図書館、美術館、研究センター等を設置している（資料3-1【ウェブ】、3-2【ウェブ】）。

本学は建学の精神「学問による人間形成」に基づき、社会の要求する有用な人材の育成を目指して上記組織の充実を通じて、大学の理念・目的としての建学の精神との適合性を図ってきた。併せて、法人として姉妹校の城西国際大学、城西短期大学を設置して、建学の精神の具現化を進めてきた（資料3-3【ウェブ】）。

本学の附置組織は、10以上のセンターなどから構成されている。近年では、学問の動向、社会的要請に応えるため、数理・データサイエンスセンターを設置した。同センターは、城西大学における先進的な数理科学の教育・研究の基盤としての役割を担うとともに、他大学などの教育・研究機関や企業との教育・研究の連携・交流を図ることを目的としている（資料3-4【ウェブ】）。このような組織による教育・研究及び連携・交流による人材育成もまた、まさに建学の精神と合致するものである。

女性人材育成センターでは、ダイバーシティ・ルームを活用し、ジェンダー平等や、ダイバーシティ&インクルージョン（多様性と包摂）、人権の尊重といった視点を重視する取り組みを行っている。2021年度ではあるが、コロナ禍など経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという社会問題への取り組みの一環として希望学生への生理用品の無料配布を行った。また、疎外感や差別を無くすため、LGBTQについての理解を大学全体で深化させる目的でリーフレットを作成し、多様性を生かす新たな社会の構築、多様な価値観に対応できる建学の精神に基づく人材の育成を目指している（資料3-5【ウェブ】）。

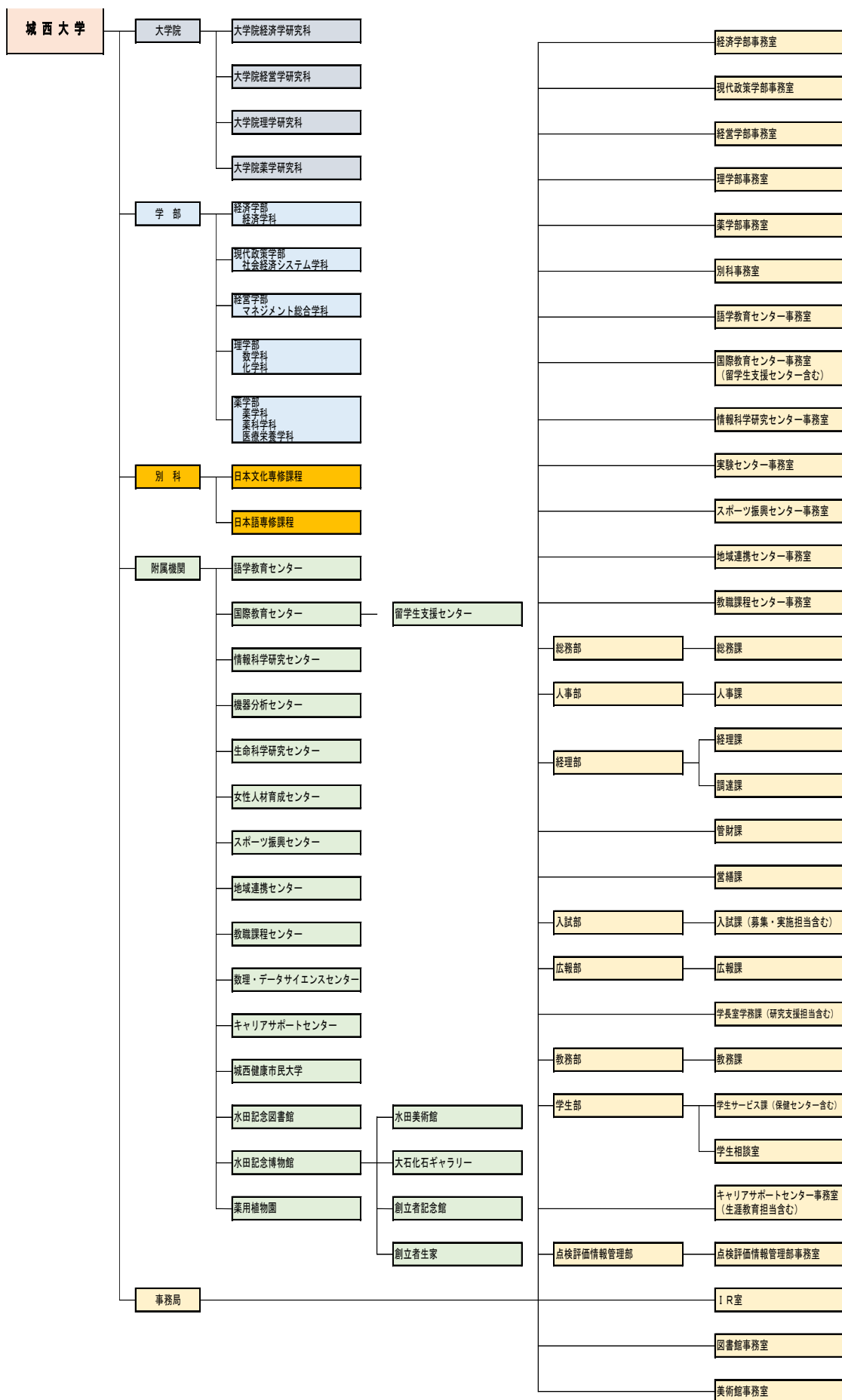
また、大きな特色として、美術館を併設しており、創立者である水田三喜男が生前に蒐集した浮世絵コレクションなどの展示や地域の展覧会などを開催している。学生はこれらをとおして、創立者について知り、地域に目を向けられる人材となり得る取り組みを行っている（資料3-6【ウェブ】）。このような取り組みもまた、建学の精神による人材育成を具現化するものである。

教職課程の全学的な実施組織として、教職課程センターを設置している。全学部から教職に係る教員を指導教員として配置し、教職課程を円滑に運営すると共に、教員養成に関わる学習支援や情報提供を行っている（資料3-7【ウェブ】）。また、教職サポート室を



設置し、学生がいつでも学べる環境を整え、有識者の相談員によるサポートも実施するなど、同センターを通じて、全学的に教職課程を適切かつ効果的にマネジメントしている。

また、本学では国際化教育に積極的に取り組んでおり、海外の姉妹校からの外国人留学生の受け入れをはじめ、さまざまな出身地の外国人教員が所属している。2022年度の本学外国人専任教員は17名で、中国出身の教員が最も多いが、ポーランドやスロベニア、マレーシア、ミャンマー出身の教員も所属するなど、人材の多様性を進めており、国際的な環境への配慮も進めている。



### 3.2 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価  
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

組織の適切性は、学校法人城西大学理事会規程第3条に「重要な組織の設置、改廃に関する事項」が規定され、理事会、常務理事会で必要に応じて組織改編等の内容で検討され、組織改編等をもって改善・向上を行っている（資料3-8）。評議委員会は諮問事項として事業計画や組織改編等の適切性を確認している（資料3-9【ウェブ】）。

2021年度までは「学長・副学長会議」で、組織改編などの議論は適宜されてきたが、社会情勢や入学者数等のデータを見ながら慎重に検討を行っており、2021年7月には理事会においても議論された（資料3-10）。今後は、運営的観点（「大学運営会議」）と教学的観点（「教学マネジメント会議」）において議論する。

現在は、事務組織の改編に向けて、規程の改編を含め準備を進めている。準備が整い次第、理事会に諮り意思決定を行う。

## 2. 長所・特色

多くの附置組織があり、理念・目的の達成及び地域社会に向けて有効に機能している。美術館や博物館等により、創立者の意思の継承を行っている他、地域との交流拠点にもなっている。

## 3. 問題点

附置組織である語学教育センターや教職課程センターなどは自己点検・評価活動を実施しているが、その他のセンターにおいて統一的に自己点検・評価を行うことを明確に指示しておらず、今後徹底させる必要がある。次年度は、中期計画に掲げている目標達成のために、数理・データサイエンスセンター及びスポーツ振興センターを中心に点検・評価の取り組みを進め、以後全学的に拡充していく。

## 4. 全体のまとめ

学部・研究科や附置組織は、理念・目的に照らして適切に設置されており、学問の動向や社会的要請に考慮し、センターなどが有機的に活動を行っている。また、事業計画に基づき、事業計画に示された重点的に取り組む課題をもとに、学内でもその実現に向けた取り組みを進め、各学部・研究科及び担当部署において対応を進めている。

組織の適切性は、理事会、常務理事会で必要に応じて組織改編等が検討され、改善・向上を行っている今後も本学の特徴が出るよう、改善を図りながら、教育と附置組織の連携を強化し、教育の充実にあたる。

## 第4章 教育課程・学習成果

### 1. 現状説明

#### 4.1 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学は、建学の精神「学問による人間形成」に基づき、大学及び大学院において、全学の教育研究上の目的と卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー、以下 DP)を定めた上で、学部・学科、研究科・専攻ごとに DP を策定している。DP で示す学修目標に対し、すべての学生が到達するための体系的な教育課程の編成、教育内容、評価指標を示した教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー、以下 CP)を、DP 同様に策定している。また、DP、CP に基づく教育内容等を踏まえ、入学者に求める学習成果を示した入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー、以下 AP)を定めている。

これら3つのポリシーに基づき、学生が修得すべき資質、能力を明示し、大学HP等で公表している(資料1-5【ウェブ】)。3つのポリシーは、内部質保証組織図に従って、毎年、点検、評価、改善を行っている(資料2-2)。

教学マネジメントを確立させるため、2022年度に教学マネジメント準備委員会を設置し、2024年度に予定している全学的な教育課程の改編に向けて、新たな3つのポリシーの策定及びアセスメント・ポリシーの策定を進めている(資料1-13)。

なお、教学マネジメント準備委員会の構成員は、学長を委員長とし、短期大学副学長、教務部副部長、教務部委員、各学部学科の教員1名、事務局からなる。

授与する学位については、学位規則に基づき学則および学位規程に定めており、これらは学外からでも確認できるようにHPで周知している(資料1-1【ウェブ】、1-3【ウェブ】)。

#### 4.2 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程・編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学では、学部・研究科ごとに定めた教育研究上の目的に基づき、CPを定めている。このCPは、DPの達成に向けた内容となっており、3つのポリシーとしてHPで公表している(資料1-5【ウェブ】)。体系的な教育課程を構築するため、基本科目、専門科目、関連科目、自由科目を配置し、各科目は科目ナンバリングを付して、学問分野、順次性、レベル、言語等を明確にしている。また、学科ごとにDPとの整合性を示したカリキュラム・マップを作

成し、科目ナンバリング表と合わせてHPで公表している。例えば薬学部薬科学科においては、カリキュラムの流れを図で示したうえで、カリキュラムツリー及びナンバリング等を公表している（資料4-1【ウェブ】）。シラバスでは、科目の目的・目標とその内容がDPと整合性をもって記述されている。加えて「修得できる力」として、学士力（①知識・理解、②汎用的技能、③態度・志向性、④統合的な学習経験と創造的思考力）との関連性を示している（資料4-2）。これらを用いることで、学生が体系性、順次性を意識して学習を進めることができる体制を確保している。

授業は、講義、演習、実験、実習、実技の形態で行っており、授業形態に応じた授業時数、単位数はシラバスで示している（資料4-3）。また、オンライン授業の実施に伴う授業の実施方法については、シラバス及び授業時間割表で示している（資料4-4）。

CPとDPとの適切な関連性を維持するため、不断にカリキュラムの見直しを行い、2021年度からは、全学教務部委員会を中心に、科目の開講授業数、内容の最適化を掲げ現在まで継続的に行っている（資料4-5）。

教学マネジメント準備委員会において、2024年度に向けて全学的な教育方針を検討し、その承認を執行部会議で得ている。（資料4-6）2024年度入学生からは、全学共通のルーブリックとその結果を蓄積していくポートフォリオを設定し、学習成果の可視化を可能にしていく。執行部会議で承認された内容に従い、全学的な調整と具体的な取組みの検討を全学教務部委員会で行っていく（資料4-7）。

#### 4.3 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているのか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学士課程における教育課程の編成は、建学の精神「学問による人間形成」に基づいた教育を実践することを理念とし、授業科目を体系的かつ順次性を持って配置している。初年次に

は、「フレッシュマンセミナー」や「基礎ゼミ」「化学基礎セミナー」などの科目を初年次教育として配置し、大学での学習に必要な知識やスキルを身につけ、主体的、自律的に行動することやコミュニケーション能力を高めている。また、国際社会で活躍できる能力を培うため、全学部共通の必修科目として「コミュニケーション基礎英語」を配置し、大学教育及び現代社会に必要な英語力の修得を目指している。各学部・学科ともにセミナー(ゼミナール)科目と基礎英語科目を「基本科目(必修)」としており、加えて、各領域の専門性を修得する「専門科目(必修、選択必修、選択)」、専門に関連する科目や教養教育科目で構成される「関連科目(選択)」、教職関連科目などから構成される「自由科目(選択)」の4つの科目群を設置しており、これらにより、学生が学年進行につれて段階的かつ体系的な学習ができるように、教育課程を編成している(資料4-8【ウェブ】)。

修士課程及び博士前期課程(以下、修士課程)又は博士課程及び博士後期課程(以下、博士課程)における教育課程の編成においても、建学の精神に基づいた教育を実践することを理念とし、専門性を高める「特論(特修)科目」「特論演習科目」と学位論文の指導等に関する「論文指導」で教育課程を編成している(資料4-9【ウェブ】)。

各学部・研究科においては、DPに連動したCPが設定され、それに基づき授業科目が適切に編成されている。例えば経済学部では、2年次から5つのコースが設定されており、学生の主体的な学びが可能となるように、それぞれのコースにより専門科目の選択必修科目が異なっている(資料4-10【ウェブ】)。

教育課程の編成は、全学的な方針と学部等又は研究科等の方針に基づき学部教授会又は研究科委員会において検討し、執行部会議の承認を得ている(資料4-11)。

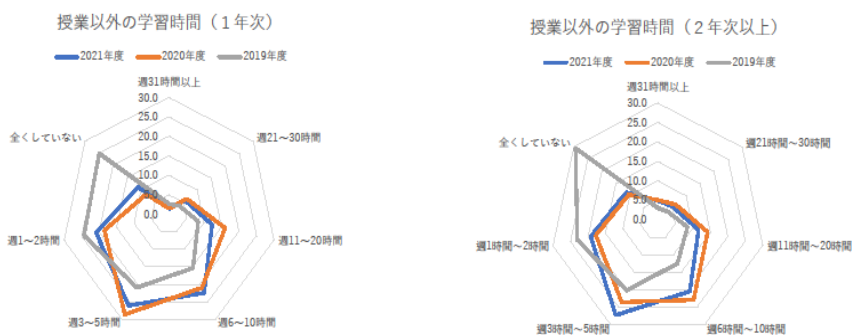
それぞれの科目には、学習の段階、順次制、難易度、言語を示す科目ナンバリングを付している。進級・卒業要件や履修方法等については、入学年度ごとに学生便覧に記載している(資料1-8【ウェブ】)。

1単位の授業を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業形態(講義、演習、実験、実習、実技)に応じ、教育効果及び授業時間外に必要な学習等の内容を考慮して、必要な授業時間外での学習時間を科目ごとに定めている(資料1-1【ウェブ】)。この授業時間外での学習については、シラバスに具体的に記載している(資料4-2)。

学生の授業時間外での学習実態を把握するため学生生活アンケートを実施している(資料4-11)。

## 学生の学習状況

学生生活アンケート：授業のある期間において、授業以外で週何時間程度学習をしていますか。



コロナ禍でオンライン授業となり、2020年度からは動画の再視聴などで授業以外の学習時間が増えたことがうかがえる。

JOSAI UNIVERSITY

学習時間を確保するため、授業期間を半期 15 週確保し、やむを得ず休講した場合には、必ず補講を行うよう、学長示達にて示している（資料 4-12）。

シラバスにおいて、授業科目の基本情報（科目名、配当年次、開講時期、単位数、担当教員名、開講曜日・時限、使用教室）、授業の目的・目標、授業外学習等の指示、講義スケジュール、使用する教科書等、授業の方法、成績評価の方法を明記している。特に、授業の方法の項目では、授業形態を講義、演習、実験、実習、実技等で示し、さらに、アクティブ・ラーニングやフィールドワークを伴う内容を明記している（資料 4-2）。また、COVID-19 の影響を受け、オンライン授業（オンデマンド型、ハイフレックス型）が広く普及したことから、対面授業、オンライン授業の実施形態についてもシラバスで示すとともに、授業時間割表でも示している（資料 4-4）。

先にも述べたが、初年次教育においては、「フレッシュマンセミナー」などで、大学での学習に必要な知識やスキルを身につける教育を行っている。

高大接続に配慮した科目として、学士課程では、全学部必修科目である「コミュニケーション基礎英語」において、習熟度別学習を図るべく、入学前にプレイスメントテストを実施しており、他の学生をリードしている学生はそのリードを維持すること、また遅れをとっている学生は他の学生に追いつき追い越すことを目標に、カリキュラムが組まれている（資料 4-13）。さらに、学校推薦型入試や総合型選抜入試での入学予定者に対して、学習意欲の維持や基礎学力の向上などを目的として、入学前教育を実施している。その内容は各学部・学科の特性に合わせて決定され、例えば、薬学部では「化学」「生物」の基礎学力の補修・補強や課題図書感想文の提出とともに入学前短期集中授業を実施している（資料 4-14【ウェブ】）。

教養教育と専門教育の配置については、履修規定において『基本科目等は主として前期 2 ヶ年間に、専門科目及び関連科目等は 4 ヶ年間（薬学部は 6 ヶ年間）に履修するもの』と

し、段階的かつ順次性をもって科目を配置し、DP で示す「広い教養と深い専門的な知識と技能を備え、地域社会や国際社会で活躍できる能力」の修得の達成を目指している（資料 1-1【ウェブ】 P. 332）。関連科目の多くは、各学部・学科ごとに、専門分野への導入を幅広い視点から促すために、1～2年次に教養教育を含む多くの科目が設置されており、3年次以降は専門科目により関連した科目が配置されている。また、国際社会に活躍できる人材育成として、実際に使うことのできる外国語を習得し、コミュニケーション力の向上と自らの考えや意見を表現できる能力を身に付けるため、多様な言語を段階的に配置している（資料 4-15【ウェブ】）。

さらに、2021年度より数理・データサイエンスセンターを設置して研究機関との連携を推進する一方、全学共通科目として、1年次配当として「データサイエンス入門」、3年次配当として「データサイエンスと数理統計」「機械学習とAI」「データサイエンス特別講義 I・II」を開講し、文理融合的な学習機会を提供している（資料 4-16【ウェブ】）。

社会や産業界等での経験を有する実務家教員による授業科目も幅広く開講しており、より社会のニーズを踏まえた教育を実現している。このような授業は、シラバスに実務経験がどのように授業に生かされているのかを示している。また、地域、社会、産業界での実習となる「インターンシップ」では、社会で必要とされる適正や将来計画を立てる力を身に付けることを目的として実施している（資料 4-2、4-17）。キャリア教育の一環として、キャリアサポートセンターにおいて入学時より段階的にキャリア形成に関するガイダンスを実施し、チームビルディング、コンペティション力、思考力、想像力の醸成を図っている。また、4年制は2年次、6年制は4年次に職業適性検査を実施するとともに、キャリアデザインノートを配付し、自己理解を深め就活時の履歴書作成に役立てている（資料 4-18）。

教育研究の質を保証し、その水準の向上を継続的に図るために、全学委員会が、各学部・研究科、諸組織の教育研究活動等に関する自己点検・評価の運用支援を担うとともに、個別点検・評価委員会に点検評価の実施の指示を出し、継続的な改善を検証して質保証の統括を行っている。加えて、DP、CP、APの実効性について定期的に検証する役目も担っている。また、自立的な点検評価システムの整備及び拡充を図るために点検評価情報管理部が置かれている。（資料 2-2）。

全学委員会の構成メンバーは、学長、副学長、各学部長、各研究科長、教務部長、入試部長、学生部長、就職部長等で構成されている。

個別点検・評価委員会は、各学部・研究科から数名ずつ選出され構成されている。

点検評価情報管理部委員会の構成メンバーは、各学科から1名の委員が選出され構成されている。



## 4.4 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバス内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容としラバスとの整合性の確保等）
- ・授業内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

単位の実質化を図るため、各学部・学科で1年間に履修できる単位数の上限を設定している（資料4-8）。加えて、授業時間外の学習内容、時間についてシラバスにて示しており、単位の実質化を図っている。なお、授業時間外の具体的な学習内容については、ラーニングマネジメントシステム(LMS)の利用や課題の配付による予習・復習、レポートの提出等、授業担当教員の判断で提示している。また、学習課題の解答や模範解答の提示以外にも、2022年度より15回の授業の中間時にアンケートを取り、授業の改善点を聞き、学生からのアクションに対してLMSなどを利用してフィードバックを実施している（資料4-19、4-20）。

シラバスの構成については、「授業の目的・目標」「準備学習の指示」「講義スケジュール」「使用する教科書等」「参考文献」「授業の方法」「成績評価方法」「オフィスアワー」等を記載している。「授業の目的・目標」については、3つの方針に準じ、カリキュラム・マップ、科目ナンバリング表と整合性を保つように記述している（資料4-2）。

教務部長を委員長とした、図書館長、各学部・学科、語学教育センター、短期大学からなる全学教務部委員会において、毎年、2月中旬から2月末日の期間で、全てのシラバスの記載内容を確認している。不備、未記載については、シラバス記入担当教員へ修正の指示を行っている（資料4-21）。なお、やむを得ない事由によりシラバス公開後に訂正等が生じた際は、本学のポータルサイト JUNAVI 及び LMS である WebClass を用いて学生へ周知している。

授業の進捗と履修者の理解度を把握するため、授業期間7週目（または8週目）に、授業

中間アンケートを実施し、履修者の状況把握に努めている。アンケート結果を受け、授業担当教員は、授業期間10週目までに授業改善等を検討し、履修者にどのような工夫するのかをフィードバックすることとなっている。また、教育の質保証の観点から、学長室企画委員会、教務部委員会、IR室、点検評価管理部が連携し、全学FD（または学部FD）を実施し、アンケート結果および特色ある取り組み事例などを共有している（資料4-22）。また、期末に実施した授業評価アンケートにおいて、授業中間アンケート後の学生の満足度や授業内容がシラバスと整合性をもって実施されていたのかを確認している（資料4-23）。

授業への主体的な参加を促すため、アクティブ・ラーニング、課題解決型学習（PBL）、反転授業、フィールドワークなど、科目の特性に応じた授業方法を取り入れ、授業時間外でも質問等に対応する時間（オフィスアワー）を設けている（資料4-2）。

また、施設面では、ラーニングcommonsや大小グループ学習室、個別学習室、集中学習ブースを設置しており、PBLなどの多種多様な学びをサポートしている（資料4-24【ウェブ】、4-25【ウェブ】）。

オンライン授業の発展に伴い、特にハイフレックス型授業、オンデマンド型授業については、反復学習への対応も行っている。例えば薬学科においては、授業動画を公開し習熟度をより深められるようにしている（資料4-26）。

学修成果の可視化の一環として、2014年から全学でGPA（Grade Point Average）制度を導入した。GPAの結果を、成績通知表や成績証明書に記載して学期ごとに通知することにより、学生は、自らの学修成果の推移を知り、主体的に学習の管理ができるようになっている（資料4-27）。

年度初めには必ず履修ガイダンスを実施しており、進級、卒業要件に関わる指導、履修上の留意点、成績評価と試験方法について説明をしている。また、これらのことは入学年度別の学生便覧にも記載している（資料1-8）。

履修指導については、担任教員やフレッシュマンセミナーにおいて学生の履修相談に応じている。加えて、事務方においても履修相談や履修確認を行い、適宜指導を行っている。

履修申請はWeb化しており、登録後即時に進級又は卒業見込み判定結果が確認できる仕組みとなっている。履修申請の不備については、事務方で確認し指導している。

効率的かつ円滑に授業が実施できるよう、全学部共通で基本科目である「コミュニケーション基礎英語」では、受講前に実施するプレースメントテストの結果により、習熟度別クラス分けを行っている。また、語学科目（選択）や理学部化学科、薬学部で開講する実験系の科目では、履修者数の制限を設けている。履修者数の制限以外にも、例えば、薬学部においては、必修科目の講義をAとBにクラス分けを行い、実習においては、A～Fグループに分け、適正な人数できめ細やかな指導を実施できるようにしている（資料4-13）。

学位授与に至るまでの時期・手順については、入学年度別の学生便覧により周知している。

大学院においては、入学時に提出する研究計画書を基に、指導教員が論文テーマの設定、調査等の指導を前期中に行っている（資料4-9【ウェブ】）。

これらにより、教育研究の質を保証し、その水準の向上を継続的に図るために、学長を委員長とする全学点検評価委員会を置き、毎年度の各教員が作成した『教育研究活動報告書』（教育研究活動等の状況報告書）（資料4-28）の統括と合わせて、各学部・研究科、諸組織

の継続的な自己点検・評価と改善の運用支援を担うことで、質保証の維持・向上を行っている。全学評価委員会は、本学の DP・CP・AP の実効性について定期的に検証する役目も担っている。さらに、第三者機関による外部認証評価への対応に責任を負っている。

#### 4.5 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

単位の授与は、大学設置基準第二十七条に基づき、シラバスに記載した評価方法により学習成果を評価し基準を満たした場合に認定している。授業時数についても大学設置基準に準拠しており、授業形態によって定めている。このことは、学則においても明記している（資料1-1【ウェブ】）。

また、単位認定は授業履修以外にも、学生の申し出により、教育上有益と認められる場合には、他の大学、大学院又は大学以外の教育施設等において履修した授業科目の単位を認定している。この場合、他大学等で修得した成績証明書及び当該科目のシラバスを本学のカリキュラムに照らして、学部生は学部教授会、大学院生は研究科委員会で認定の可否を判断している（資料1-1【ウェブ】P.336）。

単位認定に関わる全学的なルールは学則に明記している（資料1-1【ウェブ】P.331）。加えて、毎年度、全教職員に配付する「教務関係手引書」において成績評価の基準を示している（資料4-29）。

成績評価の客観性及び厳格性を担保するため、GPA 制度を導入し、成績通知書で開示している。学期ごとや学年ごとの GPA や入学からの通算 GPA を比較することで、自らの学習成果の推移を知り、主体的に学習の管理ができるよう配慮している。なお、GPA の基準については、学生便覧にも示している。GPA の活用例とし、管理栄養士を養成する医療栄養学科においては、教職課程も併せて履修をする場合は、GPA2.6 以上を継続的に維持することが望ましいとしている（資料4-30【ウェブ】）。

科目ごとの成績評価は、シラバスに則り行われているが、開示された成績について、学生が評価に疑義がある場合は、当該教員に成績照会を求めることができる。

進学又は卒業、修了要件については、入学年度別の学生便覧に、学科又は専攻ごとに明示している。年度末の成績評価確定及び単位認定後、学士課程は学部教授会にて、修士課程及び博士課程は研究科委員会にて、進級又は卒業、修了の判定を行っている（資料4-31）。

修士課程及び博士課程の学位論文審査は、形成的評価と総括的評価の2段階で実施している。評価は、主研究指導教員（配属講座主任）と2名の副研究指導教員によって行われる。副研究指導教員の選出は、研究分野が類似している教員及び研究分野が異なる教員から選出される（資料4-9【ウェブ】）。所定の評価を取得した学位論文については、研究科委員会にて学位を授与すべきか否か意見を取りまとめ、全学の大学院委員会に諮り、学長が学位授与の可否を決定している。これらの過程を経ることで、客観性、厳格性を確保している（資料4-32）。学位授与に係る責任体制と手続きの明示については、必要な事項を学位規程の中に定めており適切に行われている（資料4-33【ウェブ】）。その他全学内部質保証推進組織等の関わりに関しても、城西大学の内部質保証組織の連携概要図として、HP上に示している（資料2-2【ウェブ】）。DPの達成度についての検証として卒業時アンケートを全学的に導入している（資料4-34【ウェブ】）。

#### 4.6 学位授与方針に明示した学生の学習成果の適切な把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメントテスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

シラバスの「授業の目的・目標」の記述においては、学士課程共通で「学習成果」の参考指針として「学士力」で示す、①知識・理解、②汎用的技能、③態度・志向性、④総合的な学習経験と創造的思考力について、科目ごとに修得できる力を示している。学習成果を把握するため、特定の科目でルーブリックを用いた評価を実施している。

特に薬学科では、卒業研究と学内外の実習の評価、医療人としての成長度および薬剤師養成課程において、学科共通の評価基準を設けて成績評価に組み込んで実施している（資料4-35【ウェブ】）。

大学院においては、各科目の成績はもちろん、主研究指導教員の指導のもと中間論文発表

などをとおして複数の教員により研究の進捗状況とテーマへの理解度を確認するなどして学習・指導の成果を把握している。

標準化されたアセスメントテストとして、経営学部、薬学部薬科学科、薬学研究科ではPROGテストを実施し、経済学部、理学部化学科では、2022年度に試験的にGPS-Academicを実施した。アセスメントテストについては、各学部・学科の特性に合わせて導入を進めており、主観的・客観的評価の両面から学修成果を評価可能になるように準備を進めている（資料4-36）。

また、卒業生が大学で学んだ知識・技能や資質・能力等の学習成果が、社会で活かしているのかを検証すべく、卒業生アンケートを実施している。アンケート調査は、同窓会と連携し、2022年3月に同窓会誌にて実施した（資料4-37【ウェブ】）。さらに2022年度から企業に対し本学のDP等についてのアンケートも開始した（資料4-38）。

2024年度入学生からは、大学のDP1及びDP2と各学科のDP1及びDP2の共通性を高め、大学共通のルーブリックとポートフォリオを準備して学習成果の可視化を可能にするとともに、専門に関わる知識・技能についてはその目標をDP3に示し、それに対応するCP3に学習方略と評価方法を示すことでそれぞれの学科の学習内容に合わせる形での客観的な評価を可能にし、全体としてDPに示す学習成果の把握が可能になるように準備している。

#### 4.7 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

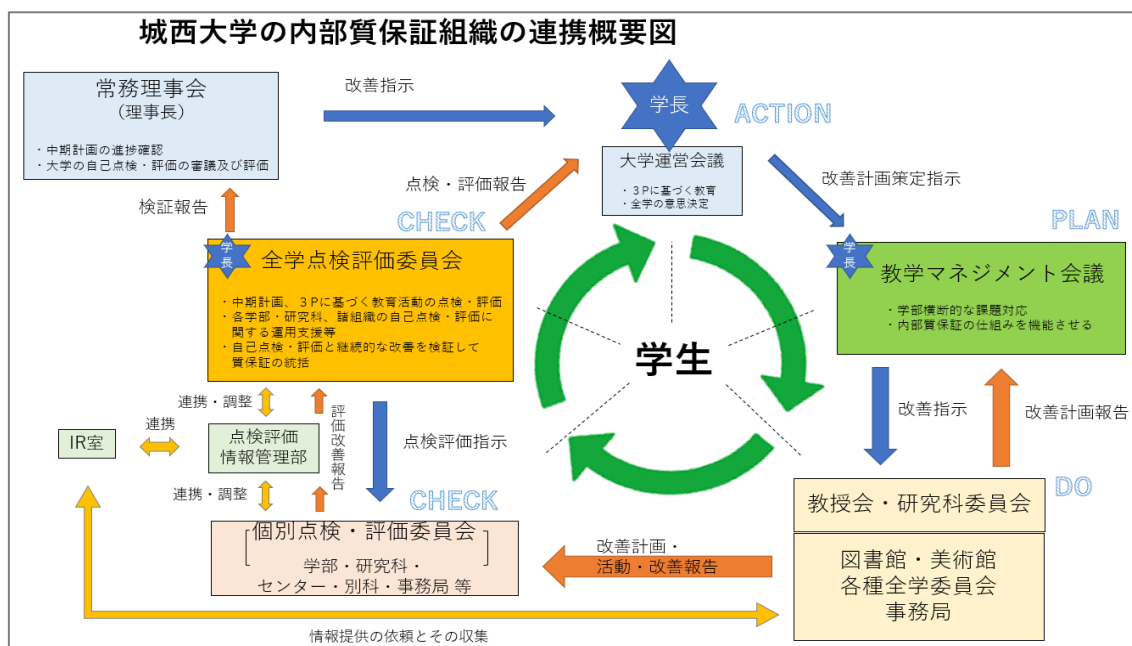
評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

全学委員会が、各学部・研究科、諸組織の教育研究活動等に関する自己点検・評価の運用支援を担うとともに、個別点検・評価委員会に点検評価の実施の指示を出し、継続的な改善を検証して質保証の統括を行っている。加えて、DP、CP、APの実効性について定期的に検証する役目も担っている。また、自立的な点検評価システムの整備及び拡充を図るために点検評価情報管理部が置かれている。（資料2-1）。

全学委員会の報告及び常務理事会からの改善指示を受けて、学長は、大学運営会議（学長及び副学長と学長が指名したメンバー）にて、各学部・研究科及び教学に関わる部門・組織等の教育研究活動について、全学的な方針策定、実施計画の立案・遂行等を審議し、関係部門に実施を指示している（資料2-2【ウェブ】）。



点検・評価は、大学評価基準を参考に評価の視点を設定した、評価シートをもとに各学部・研究科の三つの方針に基づいた教育活動がなされているかを点検・評価している（資料 4-39）。評価シートは、点検評価情報管理部委員会の確認を受け、各部局へフィードバックを行っている（資料 4-40）。

また、全学教務部委員会が主となり、教育体系の見直しを行い、カリキュラムの最適化を進めている（資料 4-5）。

しかしながら、ほとんどの学部・研究科において、学修成果を把握し評価するための測定方法や指標は策定されておらず、適切かつ客観的な根拠資料に基づいた点検・評価を行っているとは言い難い。それを改善する策として、2024 年度からの三つの方針の大幅な改定に際し、全学的なルーブリックを用いた評価をポートフォリオに蓄積していくことを予定している（資料 2-10）。

2021 年度からは、自己点検・評価報告書を外部評価委員へ評価を依頼し、外部評価を受けている（資料 2-19【ウェブ】）。

点検・評価に基づく改善・向上については、上述の通り、全学的な三つの方針の改定が大きな改善として挙げられる。特に新 DP については、評価の方法ごとに項目立てをしている点が特徴的であり、学習成果の把握と教育プログラムの改善がよりの確に行えるようになると期待している。この改善はまだ途上であり、PDCA サイクルが有効に機能するまでには至っていないが、それを機能させるための体制の構築は現時点でも整っていると考えている。

## COVID-19 に対する対応・対策

評価の視点1：教育内容、教育方法、成績評価等の一連の教育活動においてどのような工夫を講じたかを記述。また、こうした教育活動の効果についても記述。

2022年度の当初は、教育効果等を考慮するとともに、学生、教職員、地域の方々の安心安全を最優先に考え、対面授業、オンライン授業またはブレンド型の授業を取り入れ授業を実施した。また、教室の収容数を6割に制限し、面授業であっても、履修者数が100名を超える科目は、原則、オンライン授業で実施した。ただし、科目の特性によっては、履修者数に関わらず対面授業またはオンライン授業で実施することも認めた。これらの事項については、教務部で検討し学長に相談・報告の上実施している。

これらの授業方針は、2022年2月発表し、早期周知と授業開始前までに個別状況に応じた対応を行った。授業の実施形態については、授業時間割表で明示した。

2022年5月になり、COVID-19への社会的対応も変化し、緊急事態宣言等がしばらく発令されていないことから、感染防止対策における授業時の制限を解除することとした。これにより、現在の対面授業を主とした平時の授業形態に戻すことに至った。

ただし、COVID-19感染者又は濃厚接触者には状況に応じて、教育の質を担保するため基本的にはハイフレックス型のオンライン授業を実施した（資料4-41）。

これまでに蓄積してきたオンライン授業のノウハウを活かし、2023年度には、新たに6時限目を設け、一部の再履修用の科目でオンデマンド型のオンライン授業を実施することとした（資料4-42）。さらに、2020年度よりオンライン授業配信専用の教室を設けたことに始まり、2023年度には新たにハイフレックス教室を設けた。また、無人のノートPCの貸し出し用BOXを設置し、時間に関係なく100台のノートPCの貸し出しを可能にした。加えて2021年度より、新入生向けにパソコンの購入資金の補助制度を設け、継続して実施している（資料4-43【ウェブ】）。

成績評価等については、従来の総括的評価の実施方法について、教員へ留意事項の周知を行うとともに、形成的評価を利用した単位認定の考え方についても周知し推奨した。また、シラバス記載の成績評価に変更が生じる場合には、決定次第、口頭及びWebClassなどで学生に周知した。

## 2. 長所・特色

教学マネジメントを確立させるため、2022年度に教学マネジメント会議を設置し、2024年度の教育改革に向けて取り組み始めている。既設の教務部委員会においては、2021年度よりカリキュラムの最適化を進めており、肥大化していた科目の整理を進めている。併せて、カリキュラム・マップの再整備を完了させ、ポータルサイトJUNAVIにて公開している。教学マネジメント準備委員会では、学修者主体の学びを目指すべく、大学の教育目標に立ち返り、学生アンケートなどを参考に今までの教育的手段と成果を分析し、新たな3つのポリシーの制定に向けて議論してきた。2023年1月の執行部会議において、新3つのポリシーが

承認され、2024年度より適用されることとなった。また、COVID-19の影響により凶らずも発展したオンライン授業であったが、2023年度より教育効果を向上させるためのオンライン授業の利用が始まる。学生の学習意欲を維持、向上させるため学習スペースの拡充と充実を図り、個別学習、グループ学習、集中学習など用途に合わせた環境を学内に点在させた。

### 3. 問題点

学生の DP と学習成果の適切な把握及び評価に関してアンケート調査を実施しているが、全学的な測定方針を示せてはいない。また、学習成果の可視化に関するアセスメントテスト等の導入に際しては、一部の学部の導入と試験的な実施に留まり、全学的な実施がなされず、学習成果に関するアンケートやアセスメントテストの結果を卒業認定に用いるまでには至っていない。全学共通のルーブリックの利用とポートフォリオへの蓄積は、まだ計画の段階にある。

また、大学の諸活動についてアセスメント・ポリシーを策定すること、学習ポートフォリオやルーブリックなどの学習成果の客観的測定方法の全学共通的な運用、GPAの適正化と活用など、全学的な整備が必要な項目は多く、これらの全体的な活動に対してPDCAサイクルが有効に機能するまでには至っていない。今後、学長の指示のもと、教学マネジメント会議（2023年2月まで執行部会議）を中心に学習成果の評価を含む基盤的な質保証について議論を進め整備していく。

### 4. 全体のまとめ

建学の精神に基づき、学部・学科、研究科・専攻ごとに DP を策定している。また、CPは、DPの達成に向けた内容となっている。これらは、HPや学生便覧などで適切に公表されている。3つのポリシーは、全学点検評価委員会で定期的に点検評価し、その結果に基づき執行部会議（教学マネジメント会議）で改善に向けた全学的な意思決定を行っている。これに合わせて、各学部・研究科においても、3つのポリシーとポリシーに基づく教育内容の見直しが定期的に行われている。

また、CPに基づく教育課程の体系的編成と授業科目の開設については、その適正と課題点について、各学部・研究科で組織的な検討が行われている。また、全学的な調整機関として、全学教務部委員会が月1回定例開催され、有機的に機能していると言える。科目の順次性や体系を示し、学修者が学修目的を見失わない仕組みづくりと学修意欲を活性化させるべく、授業方法の多様化、授業時限の拡充、施設設備の充実、ノートPC購入補助制度などに取り組んでいる。教育課程及び卒業に必要な単位数と1年間に履修できる上限単位数の整合性、シラバス及び授業時間割表、履修申請期間についてもその適正化に向けて適切に取り組んでいる。学修者の直接の意見を積極的に取り入れる仕組みとして、各学期で授業中間アンケート、期末授業アンケートを実施し、授業単位では担当教員が改善に取り組み、履修者へフィードバックすることとし、全学的にはアンケート結果を受けてのFDを実施している。



学修成果の把握と評価については、現在、教学マネジメント準備委員会を中心にアセスメント・ポリシーの策定を進めており、学習ポートフォリオやルーブリック評価、卒業生アンケートなど多様な評価指標の整理を検討している。大学を取り巻く環境と社会のニーズを捉え、組織の改組と具体的な方針を示し、それぞれにPDCAサイクルを意識して質保証をすることで、本学の自律的な改善は着実に進んでいる。

## 第5章 学生の受け入れ

### 1. 現状説明

#### 5.1 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

DP、CP、AP（以下「3つのポリシー」）は、大学及び大学院ともに、建学の精神と理念、教育方針を踏まえた上で定め、各学部・各研究科においても「理念」「目的」「3つのポリシー」それぞれが整合するように定め、HPで公開している（資料1-5【ウェブ】、5-1【ウェブ】）。

APは、「大学案内」及び「学生募集要項」に大学全体と各学部を掲載し、受験生並びに保護者が理解しやすいように明示して広く公表している（資料1-6【ウェブ】、5-2【ウェブ】）。また大学院の各研究科に於いても学生募集要項に掲載している（資料5-3【ウェブ】）。

例えば、経済学部では、DPに経済学についての知識や教養教育を通じた批判的思考・論理的汎用力をあげ、APでは、「学力の3要素」を示し、その具体的な内容として「経済学を中心に、経営、政策、法律、歴史、科学、思想、文学、言語などの幅広い分野にわたる教養を身につけ、それらを自らの興味関心と結びつけて自分の世界を広げていく向上心をもっている。」を設定している。

AP内には、大学・大学院ともに入学前の学習歴や学力水準・能力などを求める学生像として定め、学生募集要項において出願資格、判定方式とともに明示し、それぞれの受験生に公正な機会を保障し、適切な学生募集を行っている。

特に総合型選抜では、「求める人物像」を学生募集要項の各々の学部学科のページに記載し、修得しておくべき知識等の内容・水準を補足している。さらに詳述した冊子「総合型選抜準備BOOK」を作成し、受験生へ配布することで「求める人物像」の周知をしている。この総合型選抜準備BOOKはHPでも公開している（資料5-4【ウェブ】）。

入学希望者に求める水準等の判定方法については、各学部・各研究科により違いがあるものの、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜など多様な入試制度を通じて総合的・多面的に判定される。

以上のとおり大学としての一貫性に留意し策定され、適切に公表されている。

## 5.2 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点4：公正な入学者選抜の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施</li> </ul>
評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公正な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）</li> </ul>

募集方法・選抜制度については、大学入学者選抜に係る新たなルールに則り、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜を設定し、APと入学後の教育との関連を踏まえ、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努めながら、出願資格、選抜方法、評価方法（評価配点及び評価する学力の3要素）を定め、それぞれを学生募集要項に記載し明示している（資料5-2【ウェブ】）。

入学者選抜は学長の決定事項として学則第8条の1で規定している（資料1-1【ウェブ】）

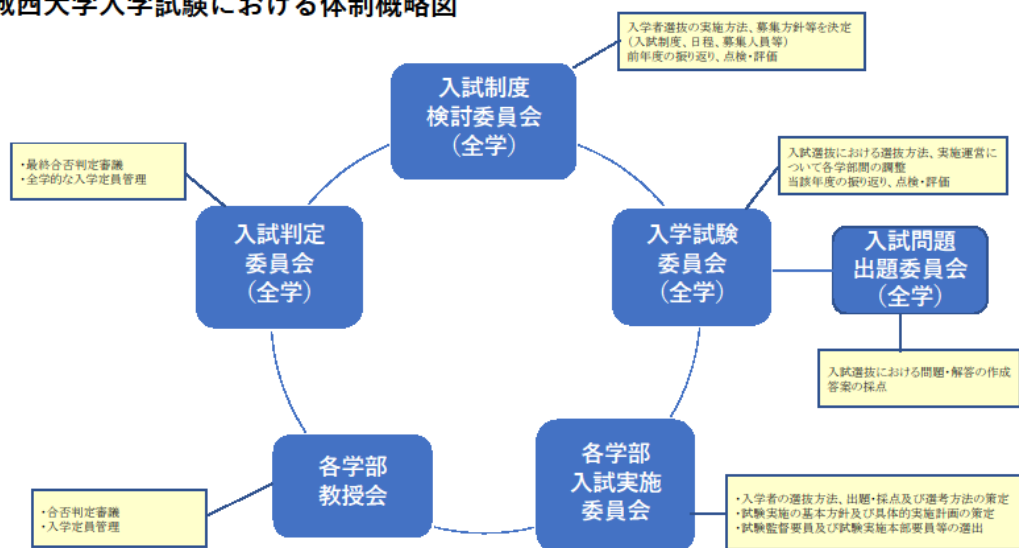
入学者選抜試験の実施には、学長を委員長とする「入試制度検討委員会」及び「入学試験委員会」を設置している（資料5-5、5-6）。前者は学長、副学長、学部長、教学関係部長等を構成員とする委員会で、学生募集の基本方針を審議・協議検討し立案する。後者は、これに担当事務局課長等を加えた実施のための委員会で、この委員会では前年度の入学試験を検証した上で次年度の入試日程や実施内容等の方針を定め、その具体的な検討を各学部へ依頼する。

2022年度入学試験については、「入試制度検討委員会」で学生募集の基本方針、入試制度及び日程、募集人数が検討され、「入学試験委員会」で実施方針が決定された（資料5-7）。

「入試制度検討委員会」「入学試験委員会」の方針に基づき、各学部では学部長を委員長とする実施委員会において実施案が検討され、実施案は教授会の決定を経て成案とする。その間、必要に応じて学部間の調整を適宜行っている。入学者選抜の実施では、各学部とその教授会の主体性を尊重し、担当事務局で支援する体制をとっている。

各研究科の学生募集は、全研究科を網羅する大学院委員会ではなく、各研究科の責任において実施している。入学試験の出願資格、選抜方法等は、各研究科で定め実施しており、一般入学試験、社会人入学試験、特別入学試験、推薦入学試験等の様々な方式による入学試験を実施している。これらは、各研究科の「学生募集要項」に明示している（資料5-3【ウェブ】）。

城西大学入学試験における体制概略図



本学の入学試験は、大別して一般選抜、共通テスト利用選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜から構成されている。

一般選抜は、各学部での教育に必要な総合的な学力を持つ受験生を選抜するために、一般選抜と、大学入学共通テスト利用選抜を実施している。入学者選抜において透明性を確保するための入試科目、出題内容、合否判定基準の適切性については、各学部で検証している。なお、本学の総合型選抜は一般選抜にあたるが、その性格上、別途に後述する。

一般選抜の入学試験問題作成にあたっては、高等学校学習指導要領に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、「入学試験委員会」及び「入学試験問題出題責任者会議」において、入学試験問題作成時の注意事項の確認、過去の出題問題の確認、問題作成者間での問題内容の調整確認(学部間・学科間)を実施している。入学試験問題は、一教科につき3名以上の教員が分担して作成している。それぞれの問題の検証は、問題作成者の間で検証される。入学試験別・科目別の出題チームによって作成されたすべての問題は、不適切な出題や出題ミスがないように、3度の校正でチェックされる。さらに化学・生物については、問題点検確認委員が出題をチェックし、英語・国語・社会科学系の科目については、外部チェックを導入している(資料5-8)。

大学入学共通テスト利用選抜は、大学入学共通テストの得点を合否判定に利用するもので、学部学科の入学後の学習に要する学力と入学試験の出願時期等を踏まえ、試験科目、配点を定めている。

なお、総合型選抜等の面接・口頭試問では、公平性・透明性の確保のため、複数名で担当している(資料5-9)。

学校推薦型選抜は、指定校制を実施している。出願にあたり、高等学校長名での推薦を必要としており、専願制である。推薦の依頼にあたっては、高等学校での各生徒の学業や生活

等について、高等学校のカリキュラムや指導を尊重した内容で推薦基準を設けている。高校在学中の実績による選考は、多様な個性と資質、一定の学力を持った人材を求める方法として適切なものと考えられる。学校推薦型選抜には、学内でスポーツ推薦と称する課外活動等のスポーツ実績を主とする推薦方式、附属高校からの附属校制も含んでいる（資料 5-10、5-11）。

総合型選抜は、日程により専願制・併願制で募集をしており、一般選抜に分類される。出願書類審査、基礎学力確認、面接（プレゼンテーションや口頭試問）等を組み合わせつつ、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する入学試験で、全学部学科で実施している。

このほか、帰国生徒入学試験、社会人入学試験、編入学試験、外国人留学生入学試験等についても、入学試験別に出願資格や選考方法を定め、多様な入学試験を実施している。

それぞれの入学試験の合否判定にあたっては、選考日、選択科目によって平均点の差が著しく大きいときは、得点補正を行うなどをして不利が生じないように調整し、各学部の学部長、学科主任等で構成される判定教授会で素案を策定、学長、副学長、当該学部長及び学科主任等の入試判定委員会での協議を経て成案としている（資料 5-12）。

大学院各研究科の学生募集は、全研究科を網羅する大学院委員会ではなく、各研究科の責任において、入学試験の出願資格、選抜方法を定め実施している。各研究科では、一般入学試験、社会人入学試験、特別入学試験、推薦入学試験等の様々な方式による入学試験を実施しており、各研究科の「学生募集要項」に明示している（資料 5-3【ウェブ】）。「学生募集要項」は、各研究科、入試制度毎に HP に掲出している（資料 5-13【ウェブ】）。また、入学者選抜において、透明性を確保するための入試科目、出題内容、合否判定基準の適切性については、各研究科委員会で検証している。たとえば、薬学研究科では、研究科委員会において担当や試験科目などについて議論している（資料 5-14）。

また、障がいのある学生の受け入れ方針については、大学・大学院ともに共通のものとし、事前の照会の必要を「学生募集要項」の「受験上の注意」及び HP に明示している（資料 5-2【ウェブ】）。「学生募集要項」の「受験上の注意」には、「心身にある種の疾病、障がい、アレルギー等により、入学試験を受ける際、または修学上特別の配慮を必要とする方は、本学の学習内容（実験・実習含む）や支援体制、施設設備などで対応することが可能か事前に協議するため、入学検定料を払い込む前に入試課にご相談ください。」と記載し周知している。照会があった場合は、当該受験者の申し出に基づき、受験前に必要な特別措置を検討し、試験実施学部において特別措置実施について決定を行う。入学手続き後には、各学部及び関係部署にて入学後の具体的支援について確認し修学上の支援を行っている（資料 5-15）。

外国人留学生受け入れについては、城西大学の AP 及び各学部の AP を学生募集要項（外国人留学生）に明記している。入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準は、各入学試験の出願資格として示しており、学生募集要項に明記している（資料 5-16【ウェブ】）。

また、公正な入学者選抜のための取り組みとして、合格発表の方法については、一斉に合格者を発表する HP による公示と、受験生各自への合否結果通知による方式との 2 方式がある。大学院の合格発表は、受験生各自人への合否結果通知による方法を採用している。

各学部の入学試験の結果は、全入学試験が終了した次年度に印刷物及びHPへの掲出によって、募集人数、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、倍率、合格者最高点、合格者最低点を公表して受験生に情報提供し、全学的な入学者選抜の透明性を確保している。また、各研究科の入学試験の結果も全入学試験の終了後、募集人数、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数をHPに公表し、入学者選抜の透明性を確保している（資料5-17【ウェブ】）。

入学試験問題も、著作権により公表できない場合を除き、過去3年間分の入学試験問題をHP掲出している。入学試験問題は、全入学試験が終了した次年度に希望者へ配布しているほか、学生募集要項内にQRコードを示し、受験生に広く公表している（資料5-18【ウェブ】）。

授業その他の費用に関しては、HPに掲載するとともに、学生募集要項に記載している（資料5-19【ウェブ】）。また、大学独自の奨学金や日本学生支援機構の奨学金制度等をHPで紹介している。本法人内設置学校からの編・転入者及び大学院への進学者の入学金免除などについても募集要項に記載し、経済的支援に関する情報を提供している（資料5-20）。

各学部学科・短期大学では、特待生入試制度に関する規定に基づき、各学部・学科のAPに合致する知識と意欲を有し、一般選抜で成績上位合格者に対して授業料を減免する制度「特待生入試制度」を実施している（資料5-21）。授業料の全額免除となるS特待生は18名、授業料の半額免除となるA特待生は24名を選抜する（短期大学含む）。また、グローバルチャレンジ奨学金制度に関する規程に基づき、本学が定める基準を満たした留学意欲のある学生に対し、奨学金を給付するグローバルチャレンジ奨学金制度を設置し、学校推薦型選抜及び総合型選抜でエントリーの対象となっている（資料5-22）。グローバルチャレンジ奨学生は、33名を選抜する（短期大学含む）。グローバルチャレンジ奨学生は、奨学金のほかに、短期語学研修参加者に参加費の一部を助成、本学で実施するTOEIC®の初年度受験料を免除する。

いずれも大学案内、学生募集要項、入試情報リーフレット及びHPにて、受験生、保護者、高校教員に広く公表している。（資料1-6【ウェブ】、5-2【ウェブ】、5-23【ウェブ】、5-24【ウェブ】）

### COVID-19 に対する対応・対策

評価の視点1：入試において、COVID-19への対応・対策として、入試の公平性・公正性の観点からどのような対応・対策を行ったかを記述。

入学試験におけるCOVID-19への対応・対策については、文部科学省「令和5年度大学入学者選抜実施要項について（通知）4文科高第302号」別添「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に基づき、執行部会議にてCOVID-19や学校保健安全法で出席停止が定められている感染症に罹患し、治癒していない場合は、振替受験を認める場合があるので、希望する受験生は入試課へ問い合わせるよう各学部・各研究科の学生募集要項へ掲載している。また、受験生に安心して受

験できる場を提供するため、本学入学試験場の衛生管理体制の構築している。なお、これらの対応・対策についてはHPで公表し、受験生に周知している（資料5-25【ウェブ】）。

### 5.3 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率【学士】
- ・編入学定員に対する編入学生数比率【学士】
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

各学部・研究科の入学定員及び収容定員は、学問分野の特性や志願者動向などを勘案し、適切な定員を設定している。

学生の受け入れに関しては、大学全体での定員管理方針（資料5-26）に基づき、各学部学科で定員管理を行っている。入学試験実施後、各学部の教授会の下部組織として設置された入試実施委員会等で、昨今の志願者動向、他大学の志望動向を適切に捉え合格判定案を作成し、教授会において審議している。また、入学者確定後（4月1日付）、入学試験委員会において、入試結果として入学定員の充足状況を確認している（資料5-27）。その後も機会があるごとに各学部の定員管理状況を適宜確認している。

大学院においては、入試の合否判定は、各研究科委員会において行っている。入学定員を充足及び超過している研究科がある場合には、3月または9月の大学院委員会において、定員の充足率を確認している（資料5-28）。

#### <学部の入学・収容定員について>

大学全体の学部における2022年度及び過去4年の入学定員数に対する入学者数（当該年度5月1日付）の比率は、下記の表のとおりであり、5年間の平均入学定員充足率は1.00で入学定員に対する学生の受け入れはおおむね適正である。

項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
入学者数	1,681	1,751	1,590	1,536	1,732
入学定員	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660
入学定員充足率	1.01	1.05	0.96	0.93	1.04

ただし、2022年度入学者数については、理学部化学科は19名、薬学部薬学科は5名、薬科学科は3名、医療栄養学科は15名、入学定員を充足できなかった（資料5-17【ウェブ】、大学基礎データ（表2））。

大学全体の学部における2022年度および過去4年の収容定員に対する在籍者数（当該年度5月1日付）の比率は、下記の表のとおりであり、5年間の平均収容定員充足率は1.03で学部全体としては適切な収容定員に対する在籍学生数の管理はおおむね適正であるが、一

部の学部・学科においては入学（収容）定員率が不十分な状況が継続している（資料大学基礎データ（表2））。

項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
在籍学生数	7,665	7,617	7,333	7,131	7,139
収容定員	7,140	7,140	7,140	7,140	7,140
収容定員充足率	1.07	1.07	1.03	1.00	1.00

<大学院の入学・収容定員について>

大学院全体における2022年度及び過去4年の入学定員に対する入学者数（当該年度5月1日付）の比率は、下記の表のとおりであり、5年間の平均入学定員充足率は0.71と低い状況が続いている。

2016年の評価時に理学研究科数学専攻の定員管理について、努力課題が付されており、その後の2020年には理学研究科数学専攻の入学定員を15名から10名に削減した。しかし、大幅な改善はされておらず、引き続き検討が必要である。

項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
入学者数	82	99	95	83	71
入学定員	123	123	123	118	118
入学定員充足率	0.67	0.80	0.77	0.70	0.60

大学院全体における2022年度及び過去4年の収容定員に対する在籍者数（当該年度5月1日付）の比率は、下記の表のとおりであり、5年間の平均収容定員充足率は0.73で研究科全体としては不足している。一部の研究科においては入学（収容）定員充足率が不十分な状況が継続している（資料大学基礎データ（表2））。

項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
在籍学生数	202	186	203	190	161
収容定員	261	261	261	251	251
収容定員充足率	0.77	0.71	0.78	0.76	0.64

理学部化学科、薬学部において、2022年度入学者数が定員を充足できなかったことから、2023年度入試においては、募集活動の早期対応、入学試験の選抜方法の検討や入試実施回数維持の維持、オープンキャンパス、入試説明会、高校訪問の強化などをCOVID-19対策を講じつつ実施し、安全志向による現役進学を目指す志願者確保に努めた。2022年11月24日に開催された第2回入試制度検討委員会（資料5-29）において2023年度入試の途中経過が報告された。しかし、大学院の一部の研究科においては、志願者確保は改善されておらず、各研究科で内部進学者、外国人留学生、社会人への広報等の対策を検討している。現在の取り組みの具体例としては、学内進学者向けにポスター掲示や、他大学への要綱とポスターの発送など、内外に向けての活動を行っている（資料5-30）。

また、引き続き2024年度入試についても、COVID-19を踏まえて、適切に学生受け入れを



行うための方策について検討している。

#### 5.4 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

入学者選抜の実施結果・評価は各学部・各研究科で検討を行っている。また、全学として、前年度の学生募集および入学者選抜について、学長を委員長とする「入学試験委員会」及び「入試制度検討委員会」で検証している。前年度の学生募集及び入学者選抜を踏まえた点検評価と改善向上は「入試制度検討委員会」の責務である。

学生受け入れにあたっての見直しは、「入学試験委員会」で、大学、各学部学科、大学院各研究科での点検評価が行われ、2023年度入学試験の中間報告と今後の方針について、2023年2月8日入学試験委員会にて入試部長より説明を行い、各学部・各研究科より2023年度入試の志願状況について振り返りを行った。今後の入学者選抜では、歩留まり率を慎重に考慮し、定員数確保、文部科学省からの平均入学定員超過率を遵守するよう委員会より各学部に要請をした（資料5-31）。

全学委員会においては、APに沿った学生の受け入れの検証や入学者の本学に対する満足度などのアンケート調査結果などの報告に基づき、学生の受け入れ方法の適切性について議論している（資料5-32）。

また、2021年度末に受けた外部評価において、「情報公表の強化」「大学院の定員管理」「点検・評価の体制づくり」などの指摘を受けた。これを受け、全学委員会より、改善指示を行いHPの強化や募集要項へのQRコード貼り付けによる情報取得の利便性向上に取り組んだ。外部評価は2022年度末にも実施する。

また、2022年度入学試験の点検評価を2022年4月8日入試制度検討委員会・入試委員会合同委員会で行い、入試部長及び各学部長・研究科長より振り返り報告と2023年度入学試験に向けた学生募集活動として定員充足を図るための改善策、入試区分ごとの目標設定を行った（資料5-27）。また、2022年11月24日に開催した入試制度検討委員会で、2023年度入試経過報告及び2024年度入試についての改善目標の設定、確認がされた（資料5-29）。

## 2. 長所・特色

特になし。

## 3. 問題点

少子化及びコロナ禍により、受験環境は劇的に変化している。時代変化に対応する有効

な学生募集の方法を立案し、入学定員充足率を改善する必要がある。

#### 4. 全体のまとめ

学生の受け入れ方針として、本学では建学の精神である「学問による人間形成」に基づく理念及び教育方針を踏まえた「3つのポリシー」を策定し、HP、学生募集要項に公表している。APについては、大学案内にも掲載し、受験生及び保護者に明示している。

入学者選抜については、学長を委員長とする入試制度検討委員会及び入学試験委員会において基本方針や実施方法を立案し、その方針に基づいて各学部及び大学院が検討のうえ、入学者選抜を実施しており、各入試制度の出願資格、選抜方法、評価方法については HP、学生募集要項に掲載している。入学試験における COVID-19 の対策については、文部科学省のガイドラインに基づき、本学独自の衛生管理体制を構築し、受験生に安心して受験できる場を提供している。入学後の授業等の費用についても、HP、学生募集要項に明確に記載し、奨学金制度も分かりやすく案内している。

また、合否判定については、公平性・透明性を期すため、各学部の入試実施委員会等が合否判定案を作成し、教授会の審議後、大学全体の入試判定委員会で最終的に決定している。入学定員及び収容定員については、大学の定員管理体制に基づき、各学部学科・大学院が管理すると共に入学試験委員会においても入学定員の充足、定員管理状況を適宜確認している。

上記のように、本学は、学生の受け入れ体制を適切に設定・実施してきた結果、2022 年以前から過去 5 年間の大学全体の学部の平均入学定員充足率は 1.00、平均収容定員充足率も 1.03 と概ね適切に推移してきた。

しかしながら、2022 年度入学者数については、少子化及びコロナ禍による急激な受験環境の変化の影響により、理学部化学科、薬学部薬学科、薬科学科、医療栄養学科で入学定員を充足できなかった。2023 年度入試においては、オープンキャンパス、入試説明会、高校訪問等の募集活動を強化し志願者確保に努めたが、1月末現在で予想入学者数は1200名程度、定員充足率70%と厳しい状況にある。

引き続き 2024 年度入試についても、COVID-19 を踏まえて、適切に学生受け入れを行うための方策について検討している。

## 第6章 教員・教員組織

### 1. 現状説明

#### 6.1 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織編成に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学の求める教員像や教員・教育組織編成の方針は、教育目標・各種方針として設定されている（資料 6-1【ウェブ】）。これらの方針は、建学の精神である「学問による人間形成」及び、学則に定められた教育研究上の目的や大学設置基準と整合するように策定され、本学の教員選考（採用・昇任）の基準はその方針に従い定められている。

求める教員像としては、学部・研究科・センターそれぞれの理念や研究上の目的を理解していることを求め、また本学での教育研究活動を遂行する能力を求めている。編成方針は、大学設置基準に加え本学の中期目標を踏まえて定めている。具体的には、専門分野のバランスの考慮、教育課程や大学及び学部運営等において適切な役割分担、教員間の連携体制の確保などを記載し、教員組織の適正な編成に努めている。これらの方針はHPで広く公表しており、学内でも共有されている。

例えば経済学部では、求める教員像として、建学の精神である「学問による人間形成」及び、大学と学部の理念・目標をよく理解し、その実現に努め、教育・研究活動に真摯に取り組めること、大学における教育を担当するにふさわしい研究上の業績や専門分野における高度の知識と能力を有し、その向上に努めること、本学及び学部の発展と成長のために、学部運営に主体的かつ協力的に活動できること、研究成果を広く社会に還元し、研究者としての社会的責任を果たすことができること、大学の諸活動において、他の教職員とともに協働でき、学生と積極的にかかわることを明記している。教員組織の編成方針は、研究上の専門分野のバランスを考慮しながら、学部の教育研究上の目的を実現するために必要な教員を配置すること、教員間の連携体制を確保し、組織的な教育研究活動を行うため、教育課程や大学及び学部運営等において適切に役割を分担することなどを定めている。

一方理学研究科では、求める教員像の中で、本学の建学の精神、理学研究科の理念、教育研究上の目的を理解し、DP及びCPに従って、熱意を持って学生に教授し学生を導くことができる人物であると明記している。

本学大学院の研究科教員は全員が学部に所属しており、研究科として独自に教員採用に関わる議論を行うことはなく、教員の採用・昇任については学部において意見をまとめてそれを学部長から学長さらに理事長に上申する形式をとっている。教員組織の編成に当たっては、年齢、性別等のバランスにも配慮することを示している。

## 6.2 教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

本学の大学全体及び各学部の専任教員数は、大学設置基準に定められた必要教員数を満たし、適正な配置をとっている（資料6-2【ウェブ】）。

教員組織の編制については、各学部のカリキュラムに従い、その軸となる学問領域を中心に専任教員を配置し、上記方針と教員組織との整合性を取るとともに、各学位過程の目的に即した教員配置を実現している（資料6-3【ウェブ】）。

教員全体に占める女性教員は54名（25%）、教員の年齢構成は、30歳台から60歳台まで広く分布しており、バランスの取れた構成となっている。教員全体に占める60歳以上の割合は、21%となっている。教員に占める外国人教員数は、大学全体で15名（7%）となっており、語学センター及び経済学部、現代政策学部では20%以上となっている（資料6-2【ウェブ】）。

2022年度の学生数ベースでの専任教員一人当たりの学生数の割合（以下、ST比）は、大学全体で35.2人となっている。これについては、社会科学系学部と自然科学系学部との差が大きい。例えば、経済学部では65.4人、現代政策学部では52.9人、経営学部では62.7人となっているが、理学部では23.7人、薬学部では20.1人となっている（資料6-4）。専任教員一人当たりの学生数の割合については、社会科学系学部でのST比が少し高く改善が必要であるが、今後、少子高齢化の進展に伴い、全国的な大学入学者の減少が進むことが予想されていることもあり、今後の入学者の推移に注意しながら適正化を進めていく。また、2022年度においても新規任用教員の公募を行い、ST比改善のための取り組みを進めている（資料6-5）。

2022年度の専任教員一人当たりの担当授業コマ数の通年平均値（大学院・学部・短大・別科を含む）は、経済学部が8.3、現代政策学部が7.5、経営学部が8.1、理学部が8.1、薬学部が7.9、語学教育センターが7.5となっており、特に、理学部化学科（11.6）と薬学部薬科学科（10.6）ではその数値が大きくなっている（資料6-6）。

本学では、専任教員一人当たりの責任コマ数を通年換算で6コマとしており、おおむね適切な範囲となっている。また、超コマ手当の支給上限を10コマとすることで、過度な担当コマ数を抑えるようにしているが（資料6-7）、理学部化学科や薬学部では実験の授業もあり、一部超過する教員も存在する。このため、大学では全学部・センターを通じて、カリキ

ユラムの再検討を行い、その一環として授業科目数の削減を含めた対応を検討・実施している（資料4-5）。これによって、教員の研究時間を確保するための取り組みを行っている。

教養教育については、現状は語学教育センター及び数理データ・サイエンスセンター、理学部内に教養教育担当教員がおり、全学的な教育を担っている。現在、リベラルアーツ教育や全学共通授業・学部間連携授業等の検討を行っている。

### 6.3 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集については、学長示達において「募集については公募が望ましい。」と明示してHPに教員公募のページを作成し募集を行っている（資料6-5）。同時に、JREC-INにも公募情報を公開し、広く募集している（資料6-8【ウェブ】）。

教員の新規採用については、各学部の教員組織編制方針に基づき、必要な人員を選考し、適任者を学長へ推薦し、学長から理事長へ上申し、理事会で審議することになっている。

昇任については、城西大学業務規則に従い、採用・昇任を実施している（資料6-9）。採用・昇任に関しては、学部ごとの規定に則して資格審査を行い、全学の基準であるステップ評価制度に基づいて学長に推薦する。

ステップ評価制度は、職位事に昇任時に必要な論文数などが示された評価表を用い、教育研究業績や社会貢献活動などを確認し評価する制度で、本学の基準としている（資料6-10）。

各学部から推薦された候補者について、全学教員評価委員会での審議を経て学長から理事長へ上申し、理事会によって決定される（資料6-11）。

大学院研究科の専任教員はすべて学部にも所属するため、研究科独自の採用は行っていない。ただし、研究科ごとの取り決めにより、研究指導教員及び研究指導補助教員の資格を審査し、研究科委員会において所属教員の資格を決定している（資料6-12）。

以上のように、教員の募集・採用・昇任は明文化した規定と手続き、及び客観的な審査に基づいて公正に行われており、適切と判断できる。

### 6.4 ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学におけるFD活動は、「城西大学・城西短期大学FD委員会規程」に基づき、学長を委

員長とする全学FD委員会を中心に、組織的に全学的なFD活動を実施している(資料6-13)。全学FD活動は、教員の教育・研究活動等の改善を目的に実施している。研修会には教員だけでなく、事務職員も参加しており、2022年度は、教学マネジメント関連のテーマが多いが、2021年度は研究倫理や民間企業の会長を招き、意識改革をテーマに実施した。FDには300人前後の教職員が参加している(資料6-14)。なお、研究会終了後には参加者へのアンケートを実施し、意見の聴取等も実施している。

さらには、SD研修会も実施しており、これについても教員および職員が参加している(資料6-15)。

各学部・研究科・センターではそれぞれ独自のFD委員会を設置しており、それぞれの特徴に応じた活動を実施している。実施内容については、報告書を作成、大学に提出しており、全学FD委員会での報告を通じて共有化を図っている(資料6-16)。

教員の教育活動の評価として、各学部では毎学期ごとに学生による授業評価アンケートを実施している。アンケートの結果は公表され、各教員の授業改善のために担当教員に集計結果を配布している。ただし、アンケートの実施と活用は学部ごとに異なり、集計結果の活用方法は教員自身に任せられている。これを踏まえ、2022年度は、すべての授業に対し、教務部によって授業中間アンケートを実施した(資料6-17)。授業ごとのアンケート集計結果は各教員に配布され、授業改善報告の提出を各教員に求めることで、授業内容の改善につながる仕組みを構築した。また、卒業生に対するアンケート調査を実施しているが、2022年度からその集計結果を各学部のFD研修会を通じて報告・検討し始めたところである(資料6-18)。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価については、毎年度、「教育研究活動報告書」と「ステップ評価票」を各所属長が作成し、提出している(資料6-19)。各学部・センターでは「城西大学・城西短期大学学部等教員評価委員会内規」(資料6-20)に基づき、全学では「城西大学・城西短期大学 全学教員評価委員会内規」(資料6-11)に基づき、評価委員会を通じて提出された報告をもとに評価を実施している。教員の研究業績については、大学のHPで公表している(資料6-21【ウェブ】)。また、2021年度から教育研究活動において卓越した貢献をした教職員を顕彰する目的で「城西大学・城西短期大学顕彰制度」を設け、表彰している(資料6-22【ウェブ】)。

以上、教員の資質向上に関して、FD活動は適切に実施されており、教員の各種活動の向上に努めていることから、おおむね適切に行われていると評価できる。

#### 6.5 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価  
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性については、全学については、「城西大学自己点検・評価に係る規程」に基づき、全学委員会を通じて、学部・研究科・センターでは、それぞれの点検・評価委員

会を通じて、点検・評価を実施している（資料 2-1）。また、各学部・研究科・センターには、毎年度、評価シートの記入を求め、内容を振り返るようにしている（資料 6-23）。評価シートについては、2021 年度から点検評価情報管理部委員会が内容を確認し、全学委員会で情報共有するとともにその内容についてのコメントと面談によるフィードバックを実施した（資料 4-40）。

以上から、教員組織の適切性に関する定期的な点検・評価、改善・向上に向けた取り組みはおおむね適切に行われているものと判断できる。

## 2. 長所・特色

本学の教育研究上の目的に記述する養成すべき人材には「国際社会に貢献し得る人材」も含んでおり、国際化教育に積極的に取り組む方針から、海外の姉妹校からのさまざまな国籍の留学生を受け入れるとともに、さまざまな出身地の外国人教員を採用している。2022 年度の本学外国人専任教員は 17 名（7.5%）であり、中国出身の教員が最も多いが、ポーランドやスロベニア、マレーシア、ミャンマー出身の教員も在籍するなど、人材の多様化（グローバル化）を進めており、その多くは各学部にも所属して、語学科目以外の専門科目の授業を担当していることは長所として掲げられる。

本学の教員組織活性化に関わるもうひとつの特色は、2021 年に導入された顕彰制度である。これまで、教員に対する評価は、教育研究業績報告書とステップ評価票による自己評価と、教育研究評価委員会を通じた評価で進められてきた。城西大学・城西大学短期大学顕彰制度は、学内の教職員から広く推薦を求めており、共に働く教職員による評価という点で本学における新しい取り組みである（資料 6-22【ウェブ】）。

## 3. 問題点

第 1 に、専任教員一人当たりの学生数が、全体平均で 31.5 人、特に経済学部（65.4 人）と経営学部（62.7 人）の社会科学系学部において高い水準になっている。この状態は、2020 年度からほぼ同じ水準で推移している。また、専任教員一人当たりの担当授業数が、相対的に多い学部もあり、教員組織の編制方針に則した改善が必要である。これに関しては、カリキュラムの整理・改定等を進めており、その一環として授業数の削減及び継続的に教員の任用を進めているところである。

第 2 の問題は、各学部・研究科・センターにおいてそれぞれ点検・評価を実施しているものの、その後のフィードバックや共有化が不十分な点である。例えば、各科目単位での PDCA が回るような仕組みの構築ができていないことなどが挙げられる。学生による授業評価アンケート結果の取り扱いに見られるように、これまで教員の自主的な活動に任せられていた点で PDCA サイクルの機能が不十分であると言える。このため、2022 年度から中間アンケートを全ての授業で実施し、授業改善報告を各教員に求めることを始めたところである。また、各学部・研究科・センターの点検・評価内容の詳細な記録や報告が十分に行われておらず、教職員間での共有化が不十分である点も改善の必要がある。

#### 4. 全体のまとめ

大学として求める教員像や各学部・研究科・センターの教員組織の編制に関する方針は、大学の理念・目的に基づき検討され、公表されている。また、教育研究活動を展開するための適切な教員組織の編制に関しても、学部・研究科・センターでの検討を行っている。教員の新規募集については広く公表し透明性を図っている。教員の募集・採用・昇任に関しては、業務規則や学部・センターの人事に関する規定、及びステップ評価票を踏まえて、推薦しており、この結果を受けて学長の判断のもと、理事会に推薦し、採用・昇任をとる手続きをとっている。しかし、ST比の適正化など課題も存在する。

FD活動に関しては、全学FD研修会をはじめ、学部・研究科・センターごとにFD研修を実施し、教育研究能力の向上に努めている。その内容に関しても、全学FD研修会については、アンケートを実施することで反応や意見を集めている。また、各学部・研究科・センターのFD活動報告を全学FD委員会で共有化している。以上の点から、FD活動は適切に運用されている。

教員組織及び個々の教員における教育研究活動の適切性の点検・評価は、年度ごと定期的実施され、教授会で報告されている。しかし、その後の対応は個々の教員の自主的な活動に依存し、点検・評価に関する詳細な記録や改善報告が十分になされて来なかった。現在は、報告を行った際の詳細な議事録や改善報告書の作成、各教員によるフィードバックの実施及びその内容のアンケートやシラバス等への記載など、PDCAサイクルを有効に機能させるための活動を開始している。



## 第7章 学生支援

### 1. 現状説明

#### 7.1 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

学校法人城西大学中期計画（2020～2024年度）の一つに「学生支援体制の充実」があり、7つの項目からなる学生支援策を示している（資料1-10【ウェブ】）。

さらに城西大学としての学生支援の方針をHPで公表している（資料7-1【ウェブ】）。この「学生支援の方針」は2022年3月4日の全学執行部会議において改訂し、2022年4月1日付けでHPで公表した（資料7-2）。今回の改訂において、それまでの方針が箇条書きで分かりにくかったため、修学支援・生活支援・進路支援・障がい者支援の内容別に項目立てし、大学全体で学生支援を行うことを明示した。具体的な方針の内容は以下のとおりである。

#### ◆学生支援の方針

多様な学生が安定した学生生活を送りながら学修に専念するとともに、協創力を培うことができるよう、学生支援に関して、以下の指針を定め、各部署が連携してその実現に努める。

##### 修学支援

本学は、学問的知識を修得するのみならず、豊かな人格と自立した社会人として活躍する素養を兼ね備え、自ら考えて主体的に行動することができる学生を育成するため、物的・経済的条件を整備するに留まらず、各教育研究組織及び学生支援セクションが有機的に連携し、学生の学修意欲の向上と豊かな人間力の醸成に向けた組織的な学修支援施策を実施する。

##### 生活支援

キャンパスアメニティの質的向上、奨学金をはじめとする経済的支援制度の的確な運用、心身ともに健康に学び生活するための支援の充実等による、総合的かつ体系的な学生支援を可能とする諸施策の推進に全学を挙げて取り組むこととする。

##### 進路支援

1. 学生が主体的に自ら進路を決めるためのサポートを行う。各学部学科には就職担当の教員を選任し、就職委員会を組織し、教職連動の進路支援を行う。
2. その時代のトレンドに合った就職対策講座、ゼミ別・学年別ガイダンスを実施し、学生の進路選択能力、行動力の向上に努める。
3. 学生と社会（企業）のかけ橋となり、学生には適切な情報を提供し、社会には主体的に判断し、行動できる学生の輩出に努める。

##### 障がい者支援

障がいを理由に修学を断念することがないように、平等に学修できる機会を確保するための

合理的配慮を決定し支援を行う。

## 7.2 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。 また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他の学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画への再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

### <学生支援体制の適切な整備>

本学の学生支援体制について、坂戸キャンパスでは、大きく分けて修学に関する事項を教務課、学生の課外活動や健康、障がい者支援、クラブやサークル活動に関する事項を学生サービス課、進路支援に関する事項をキャリアサポートセンター、外国人留学生に関する事項は国際教育センターが担っている。奨学金制度や授業料減免については、制度によって扱い窓口が異なるが、日本学生支援機構の奨学金等が学生サービス課、学内の奨学金制度は学長室学務課などいくつかの部署で担当している。

東京紀尾井町キャンパスは、城西大学・城西国際大学・城西短期大学の共通キャンパスで、城西大学は、理学部数学科及び経営学研究科を開講している。業務の重複を避けるため、学生支援は3者共通の事務局である共同事務室が対応する。理学部数学科及び経営学研究科の専属職員を配置し必要に応じて対応している。進路に関する支援も同様に東京紀尾井町キャンパス専属の職員を配置しており、坂戸キャンパスから発信されるオリエンテーションやキャリアセミナー等の案内を行っている（資料7-3【ウェブ】）。

支援体制として、部署間の連携はもちろん、坂戸キャンパスと紀尾井町キャンパス間の連携も事務職員が配置されることで整備されている。

#### <学生の修学に関する適切な支援の実施>

学生の学習等の相談対応については、ゼミ担当教員や担任教員が適宜、個人面談を実施し、学習面はもちろん、大学生活全般について状況の把握やアドバイスをを行っている。学期末後の成績確定時には、担当教員に成績表が配布され、成績不振者に対して面談を実施し指導を行っている。また、全学として開催される父母への説明会（地区懇談会）において、父母と面談し学生の修学状況の報告と修学への不安点の解消に取り組んでいる（資料7-4【ウェブ】）。コロナ禍のオンライン授業時には、HP上に問い合わせフォームを開設し、各種の相談が適切な部署につながるようにした。例えば、PC操作などの技術的な相談については、情報科学研究センターが、学習やその他に関する相談は学部事務室や学生サービス課において対応している。また、学習支援としてLMSの活用やMicrosoftのoffice365の各種アプリを利用した支援を実施している。

COVID-19感染拡大直後は、学生の自宅等の通信環境が不十分なことから、パソコン・タブレット端末等の情報機器の確保、インターネットの通信環境の構築、通信費用の補助などの経済的支援として学生に対し一律5万円の給付を行った（資料7-5【ウェブ】）。

現在はPC必携化を進めており、新入生の推奨機購入者に対して購入補助を実施している（資料4-46【ウェブ】）。

2022年度は6月から対面授業への切り替えを行ったため、ほとんどの授業が対面となり、授業動画を撮影する機会が少なくなったが、オンライン授業時の録画の再視聴については、録画データをLMSやStream等に掲載し再度確認できるようにしている。

補充教育としては、「入学前教育」、補修教育としては、「初年次教育」を実施している。例えば、薬学部では、総合型選抜入試と学校推薦型入試の入学者を対象に「入学前課題問題集（化学・生物）」、「薬学における学び方入門」（ノート提出）、「映像講座」を入学前教育として実施している（資料7-6【ウェブ】）。初年次教育として、「フレッシュマンセミナー」等において、大学の施設や情報の適切な活用方法、コミュニケーション等について学び、学内及び社会的なルールを理解・遵守する姿勢を養っている（資料7-7）。

正課外教育は、各学部での取り組みに違いはあるが、学生の基礎力を確認するテストを実施し、不足する部分についてはリメディアル教育の受講を勧めるなどの対応を行っている。また、理学部と薬学部には、学習を支援する支援室を設置し、授業+αのサポートを行っている（資料7-8【ウェブ】）。

休学は、学則第37条において「病気その他止むを得ない事由により休学しようとする者

は、保証人連署の休学願を提出のうえ学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。」としている。休学に関しての具体的な手続きは学生便覧に記載している（資料7-9【ウェブ】）。また、休学中は休学在籍料として、半期6万円、通年12万円を納入することとしている。なお、休学中の授業料及び施設設備費は徴収していない。休学希望者に対しては、担任教員が面談を実施し状況の把握とアドバイスを行っている。

休学を含む学籍異動者は教授会等で報告され、情報共有を行っている。

退学希望者についても、休学と同様に担任教員が面談を実施し把握している。これまでの本学の退学率はおおよそ在学生の3%ほどの割合で推移しており、退学者を減らすべく、退学者防止WGを立ち上げ、年度末にはSDを開催し退学者防止に向けての意識統一を図っている（資料7-10、7-11）。

留年者については、ゼミ担当教員や担任教員が指導を行い、取得単位や修学状況など定期的に面談などにより確認し、再度の留年がないよう指導を行っている。なお、留年者がゼミの単位を修得済であり授業を履修していない場合においても、卒業までゼミ等の担当教員が指導を行う。ゼミ登録をしていない学生については、学部執行部の教員が責任を持って対応している。欠席が多い学生には、ゼミ担当教員などから連絡を取り、状況把握を行っている。連続欠席などの場合には、迅速な対応をとるようにしており、休・退学予備軍の早期発見に努めている。

また、2021年度からは学生証（ICカード）により出席管理を行っており、連続欠席学生を早期に発見できるような運用を行っており、教務部委員会において議論されている（資料7-12）。

外国人留学生に対しての支援は、学部・研究科所属学生は、国際教育センターと学部事務室が、別科生は別科事務室が大学生活から私生活に至るまで対応している。また、国際教育センターの下に「留学生支援センター」も有しており、本学に在籍する外国人留学生の各種サポート、在籍管理等を中心に行っている（資料7-13【ウェブ】）。外国人留学生についての詳細は第11章で後述する。

障がいのある学生についての支援は、「障がい学生支援に係る規程」及び「障がい学生支援委員会に係る規程」により修学支援を行っており、本人のサポート希望などを聞きながら対応を行っている。また各学部から選出された「障がい学生支援委員会」を組織している（資料5-15、7-14、7-15）。この委員会では、ガイドライン等の策定などを審議しており、2022年度の障がい学生支援委員会にて大学HPに掲載する内容を審議し、HPに規定及びガイドライン等の公表をした（資料7-16、7-17【ウェブ】）。

奨学金制度については、本学独自の奨学金制度を設けて学生を支援している。各奨学金等の趣旨等はHPに掲出している（資料5-24【ウェブ】）。

独自の奨学金制度として、「学校法人城西大学上原育英奨学金制度」「特待生入試制度」「グローバルチャレンジ奨学金制度」「城西大学奨学生制度」「女性リーダー育成奨励生制度」「水田三喜男記念奨学生制度」がある（資料5-24【ウェブ】、7-18、5-21、5-22、7-19）。経済的困窮学生や成績優秀者、本人の希望等に合わせ制度を整えている。なお、2022年度は2020年度から実施した「緊急コロナ特別奨学金」の給付は終了した。

授業料及びその他の費用については、新入生に向けては募集要項、在學生にむけてはHP

等で周知している（資料5-19【ウェブ】）。外部の奨学金制度の利用を含め、学生の状況に応じた経済支援の充実に努めており、これらについては、学生サービス課がHPや学内掲示、学生便覧、オリエンテーション時に配布する冊子で周知している（資料7-20）。

なお、学納金を納入期日までに納入できない学生に対しては、延納制度を設けており、期限に猶予を付与している。

#### <学生の生活に関する適切な支援の実施>

学生の様々な相談に応じるため、学生サービス課に「学生相談室」を設けメンタルヘルスに関する相談へも対応を行っている。なお、学生相談室には公認心理師・臨床心理士を配置している（資料7-21【ウェブ】）。また、学生の健康を保持増進し、心身共に健康な学生生活が過ごせることを目的に、休養室を備えた保健センターを設けている。ここでは、応急処置、健康相談、学生の健康管理及び定期健康診断の実施、救急・救命の取り扱い、学内各所に設置されたAED（自動体外式除細動器）の管理を行っている。（資料7-22【ウェブ】、7-23【ウェブ】）

ハラスメント防止については、健全で快適な教育研究環境及び労働環境を確保することを目的とし、1999年から組織的な防止活動に努めている（資料7-24）。相談体制として、相談窓口を開設するとともに、各学部及び事務局に相談員を置き、学生・教職員がいつでも相談できる体制を整えている（資料7-25）。相談員の範疇を超える案件等に関しては、ハラスメント防止委員会により調査等が行われることとなっている（資料7-26）。しかし、大学関係者以外の第三者委員会等は設置しておらず、この点はハラスメント問題が深刻化しつつある昨今において、本学の今後の課題である。

新入生には入学時のオリエンテーション時に「CAMPUS 2022 学生生活」冊子を配布して、「Stop! ハラスメント」の項でアカデミックハラスメント、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、アルコールハラスメント等について注意を喚起するとともに、「ハラスメントのないキャンパスを」と題した冊子を作成し配布及びHPでも周知している（資料7-27【ウェブ】）。教職員及び学内の委託業者に対しては、年1回、ハラスメント防止委員会主催のハラスメント防止研修会を行っている（資料7-28）。また、学生団体代表者に対して、クラブ等の新入生勧誘時期に適切な活動が行われるよう指導を行っている。クラブ、サークル等の合宿前の説明会でも注意喚起しており、合宿等の実施の条件を明確に示した（資料7-29）。

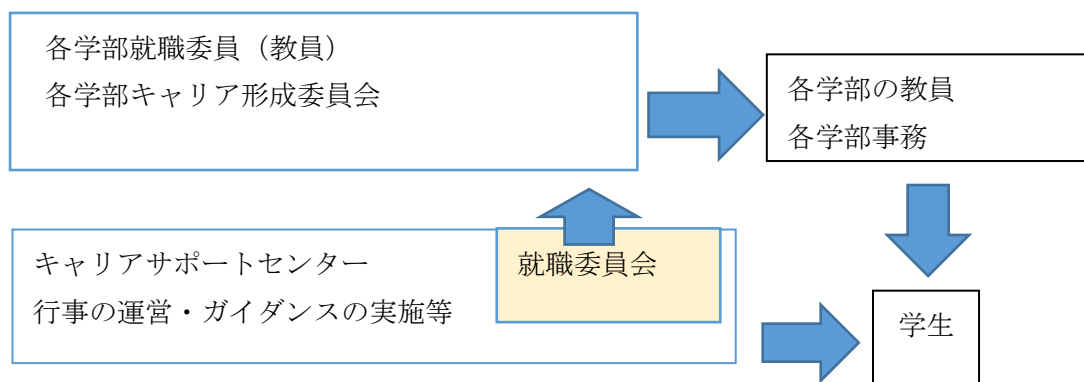
2022年度は、クラブやサークルの勧誘活動を再開するなど、多くの学生がキャンパスライフを取り戻せるよう取り組んだ。2021年度までは、オンライン授業の実施に伴い、学内での学生の交流ができなかったため、学部等において工夫を凝らした学生交流の措置を講じてきた。しかし、2022度は対面授業が基本のため、学生がキャンパスにいる中でCOVID-19の感染対策を講じながら、学生の交流機会等を実施した。例えば、薬学部では、3学科の新入生の合同交流イベントを企画し学内を知るためのスタンプラリーを実施した（資料7-30【ウェブ】）。

#### <学生の進路に関する適切な支援の実施>

キャリア教育については各学部・学科が実施しているが、『進路選択』に関するところで

キャリアサポートセンターの職員（国家試験キャリアコンサルタント資格保有者）が学生に対してガイダンスを実施している（資料7-31【ウェブ】）。

進路支援活動は本学の『建学の精神』と『進路支援方針』（資料7-32【ウェブ】）に基づき、学生自身が主体的に考え、進路を選択できるように支援を行っている。キャリアサポートセンターとして、社会の情勢に合わせた適切な情報提供を行うこと、個別の就職相談を丁寧にきめ細かく行うこと、幅広い就職行事を効果的に行うこと、有効な就職活動ツールを提供すること、本学への求人情報を最適な方法で紹介すること、学内外機関と機能的な連携を行うことを意識して活動している。



キャリアサポートセンターは学部・学科ごとに「キャリアカウンセラー（アドバイザー：上記資格保有者）」を配置し、学部全体のサポートと同時に学生個別のサポートも展開している（資料7-3【ウェブ】）。

2019年度から導入した『キャリアタスUC』は求人管理、相談予約に加えて学生へのメール配信機能（資料7-33）を有している。これらの機能を活用して、オンラインで実施されるガイダンスへの効果的な誘導を実現している。さらに、2022年度から大学用の履歴書を電子ファイル化して学生に提供している（資料7-34）。

在学生のキャリア支援の一環として資格取得支援の「資格対策講座」を開講している（資料7-35【ウェブ】）。2019年度より株式会社ワークアカデミーが企画・運営を実施しているが、会議体（報告会）を設定してPDCAが実践できる体制を整えた（資料7-36）。

進路支援については、1年次のオリエンテーションから始まり4年生の企業説明会開催に至るまで、トータルに支援を行っている。ガイダンスを含めたスケジュールは学生便覧に掲載し学生に周知している（資料7-31【ウェブ】）。

1年次では「基礎的・汎用的能力の醸成」、2年次は「仕事理解・職業・業種理解を深め、進路の方向性を決める」、3年次は「入社したい企業群の確保とこれまで培った知識、経験を発揮できるよう就職活動の準備を実践的に行う」、4年次は「後悔のない納得のいく進路決定」を目標に掲げガイダンスを実施している。それ以外にも、学生の企業接点をサポートするために学内企業研究会を12月と2月にオンラインで計10日間開催し、約300社超の企業を招致している。また、保護者に対しては11地区で開催される父母懇談会においてご父母の方への就職サポートの紹介と個別相談会を実施している（資料7-37）。

2022年度は新しい企画として『保護者セミナー』を開催し、就職活動のトレンドから城西大学（キャリアサポートセンター）の就職サポートについてご父母へ情報提供する場を

設けた（資料7-38）。

外国人留学生のサポートについては学部・学科の支援体制の把握に努め、キャリアサポートセンターがどのように連携していくのかについて検討中である。

障がい学生、LGBTQに関しては学生支援にあたる教職員の基本的知識の習得が必要と考え、理解の薄い教職員に対するLGBTQ研修を実施した（資料7-39）。

その他の支援として、大学院生やポスドク等に対する大学教員養成の取組みとして、2020年度からプレFDを開始した（資料7-40）。

諸団体が会議や学内打ち合わせ等で教室などの施設を使用したいときには、学生サービス課が場所の提供をしている。フレッシュマンセミナーやゼミ単位で体育館等の使用希望があった場合も同様であり、事情が許す限り利用できる（資料7-41）。

学生からの要望については、各学部事務室や学生サービス課において対応している。例えば、薬学部においては「学生の声」として意見箱を設置し対応している。また、学生サービス課においては、中央委員会が主催する、上部団体の長を集めたリーダーズキャンプに職員が参加しており、その中で意見・要望の聴衆と対応を行っているが、2022年度については、3月に2年ぶりに対面での実施をする（資料7-42）。

本学の体育会系団体数は2022年度28団体（統括団体は除く）あり、その28団体の部長に本学専任教員を配置している。中でもスポーツ推薦入学試験を実施している団体には監督、コーチ（監督のみの団体あり）を配置して学生指導を行っている（資料7-43）。

一般社団法人大学スポーツ協会「UNIVAS」に加盟しており、スポーツ振興センターが担当業務を実施している（資料7-44）。大学スポーツの健全な発展を図るために、体育会系の団体に所属する学生を対象にスポーツ振興センター主催のスポーツコンプライアンス研修を10月に実施した（資料7-45）。

### COVID-19 に対する対応・対策

評価の視点1：学生支援（学習支援、経済支援、就職支援等）におけるCOVID-19への対応・対策として、学生の安定した学生生活の確保の観点からどのような対応・対策を行ったかを記述。

2022年度は、COVID-19の感染状況に留意しつつも大学本来の教育を取り戻すべく、5月に学生に対し、「全面対面授業の実施及び教室収容人数の制限解除について」と題した学長メッセージを発信し、本来の対面授業を主とした平時の授業形態に戻すこととした。

#### 授業実施の基本方針

- 1) 原則、対面授業です。
- 2) 教室収容人数の制限は設けません。
- 3) 履修者数が多く、教室の確保が出来ない場合は、オンライン授業を実施することもあります。

4) これまでどおり基礎疾患等の特別な事情がある場合には、オンラインでの受講を認めることがあります。

学生に対しては、共有の学習スペースを再整備し、大学の一部の教室や水田記念図書館の一部等を、オンライン授業を受講するためのスペースとして開放している（資料 7-46【ウェブ】）。

海外渡航等を目指す奨学金の「女性リーダー育成奨励生制度」は2022年度の募集を中止したが、「水田三喜男記念奨学生制度」は応募を募り、COVID-19の状況を見ながらプログラムを実施した（資料 7-47）。ちなみに、2021年度はオンラインによる交流会の第1回を12月7日に実施した（資料 7-48【ウェブ】）。

### 7.3 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

適切な根拠に基づく点検・評価として、学生サービス課では大学への満足度や学修・生活状況等の実態を把握するための、学生生活アンケートを実施し、その結果を環境整備、学生支援の向上などに活用している。アンケートの結果は、執行部会議で報告された（資料 7-2）。結果の公表は行っていないが、2022年度は自由記述などへの質問や要望についてフィードバックするための作業を進めている。

学生に関する全般的な内容は、学生サービス課が年1回「学生生活統計」を作成し部課長連絡会へ報告を行っているが、2022年度は後期学生部委員会においても報告を行い教員にも周知している（資料 7-49）。キャリアサポートセンターも就職者数などのデータを基に活動の方向性などを検討している。

就職支援については、就職委員会にて点検評価を実施している（資料 7-50）。

スマートフォンなどの携帯端末を活用して城西求人を見ることができるシステムにさらなる拡張機能として学生メール配信機能（上記記載）を追加し運用を行っている。またアドバイザー個々の質を向上させるために学部別の研修を実施した（資料 7-51）。

Lectureship（3年生・2年生・1年生）として就職活動や進路選びのオリエンテーションを実施し、そこで回収したアンケートを参考に次年度のガイダンス運営の在り方を決定している（資料 7-52）。

なお、2021年度課題であった、全学的な学生支援については、担当する部署が集まり包括的な学生支援について議論を進めている（資料 7-53）。

規程の変更など、全学に係る事項がある場合には執行部会議で検討し、規程等の変更について理事会に諮っている（資料 7-54）。



## 2. 長所・特色

特になし。

## 3. 問題点

学生支援は、学生サービス課やキャリア形成サポートセンターが中心となり、学生カルテの運用による情報共有推進等、学生支援を大学全体として支援する体制が構築されつつある。これまでは、学生支援に関わる各部署が独自に動き、連携が十分に取れている状況ではなかった。例えば、内面に問題を抱えている学生が就職相談に来た際に、情報共有がうまくできていないために、都度確認が必要な場合があった。個人情報保護の観点を考慮しながらも、適切な情報が共有され、学生にとって、包括的なサポートが実感できるような更なる仕組みや体制作りが望まれる。

## 4. 全体のまとめ

中期計画を定め、学生支援に関する方針を定め、HP で公表されている。それぞれの部署が連携し学生自身のキャンパス生活の支援、課外活動等への支援、経済支援にも注力している。就職支援はガイダンスや企業説明会の実施等、特に充実している。全学的に外国人留学生や障がいを持つ学生を含むすべての学生に対し高い満足度の学生サービスが提供できるような体制を目指している。学生相談室や保健センターの整備をはじめハラスメント教育なども適切に行っている。

学生支援の適切性については、学生アンケート等による把握と改善を進めている。

## 第8章 教育研究等環境

### 1. 現状説明

#### 8.1 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針

学校法人として中期計画(2020-2024)を定め、「教育と研究の充実」「開かれたキャンパスの整備」「情報化の推進」等を掲げている。20年後の社会を見据え、SDGsやSociety5.0などの基盤の上に様々な状況があり、そこで活躍できる人材の輩出を目指している。中期計画(2020-2024)は、HPで公開している(資料1-10【ウェブ】)。

城西大学は、大学および各学部、研究科の理念・目標を理解してその実現に向けて「教育研究等環境整備の方針」を下記のとおり定め、HPで公開している(資料8-1【ウェブ】)。

本学の理念・目標、中期計画の実現に向けて以下の指針を定め、学生が学修を、教員が教育研究を円滑に行うことができる環境づくりに取り組む。

- 1) 教育研究を支援するための施設を拡充する。
- 2) 学生、教員が、学修、教育研究を安全に安心して進められるキャンパスを実現する。
- 3) 情報通信技術を活用し、図書館・学術サービスの充実に努める。
- 4) 研究支援体制を充実する。
- 5) 研究倫理を遵守するための支援体制を充実する。

上記の方針の実現に向けて、日々取り組み、新校舎建設にみられるキャンパス整備や研究支援担当による体制の充実を図っている。

#### 8.2 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

#### <施設、設備等の整備及び管理>

教育研究等環境整備の方針に基づき、23号館新築等の施設整備の他、研究支援部署によ

る研究支援・研究倫理についても強化するなどの整備を行っている。

2022年4月現在、坂戸キャンパスの校地面積は326,312 m<sup>2</sup>（規定基準面積の約4.4倍）、校舎面積は129,277 m<sup>2</sup>（規定基準面積の約3倍）であり、それぞれ大学設置基準37条に規定する基準面積を十分に上回っている（資料8-2【ウェブ】）。

表8-1 校地・校舎面積

収容定員 (人)	校地面積 (m <sup>2</sup> )	収容定員1人あた りの校地面積 (m <sup>2</sup> )	校舎面積 (m <sup>2</sup> )	収容定員1人あた りの校舎面積 (m <sup>2</sup> )
7,631	326,312.93	42.7	129,277.7	16.9

※大学校舎は一部短期大学と共用しているため、短期大学の校舎も含める

(1) ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備等

ネットワーク環境は「SINET（学術情報ネットワーク）」に加入し、回線を増強しており、問題なく機能している。増強後は回線速度の向上など学生にストレスの無いネットワーク環境を提供している（資料8-3【ウェブ】）。2023年度に教育研究システムの更新を予定しているが、その際にはSINETとのインターネット回線の更なる増強も検討している。

また、一般教室においても授業内でLMSを活用した小テストや教材提示が増えているため、その対策として、APの増設を随時検討し実施している。

ノートPCの活用が増えた学生のために、ICカード（学生証）を利用した無人PC貸し出しBOXを設置し、学生が利用しやすい環境を整えている。

「情報リテラシー」能力の育成、各種配布物や提出物の電子化の推進（学習支援システム活用）、ICTスキルの習得、オンライン授業のストレスのない受講を目的とし、2021年度入学生よりパソコン必携化を進めている。2022年度も推奨PCの販売を進め、新入生の約半数が推奨PCを購入し授業を受講している。なお、推奨機購入者に対しては、購入補助（5万円）を実施している。

表8-2 販売台数集計結果

新入生へのPC販売集計結果（2022年度）						2022.6.20
学部学科名	Let's note	LIFEBOOK	Mac	総計	入学者数	購入割合
経済学部						
経済学科	17	137		154	335	46%
現代政策学部						
社会経済システム学科	11	119		130	265	49%
経営学部						
マネジメント総合学科	28	257		285	530	54%
理学部	5	71	69	145		
数学科	4	42	69	115	153	75%
化学科	1	29		30	71	42%
薬学部	11	157		168		
薬学科	6	94		100	245	41%
薬科学科	2	17		19	47	40%
医療栄養学科	3	46		49	85	58%
短大	3	42		45	90	50%
総計	75	783	69	927	1,821	51%

(台)

2022年度は、教育研究システム更新(2023年度)に向けた環境整備の検討を進めている。具体的には、インターネット回線の高速化、ファイアウォールを更新し最大値の10Gbpsへの引き上げ、オンライン授業と対面授業の双方の特色を活かした演習室環境の整備を進めている。

PC必携化を進めていることから、なるべく演習室の数とPC設置台数を削減し、学生の個人PC(BYOD)を有効活用できる環境の構築を進めている。プリンタに関しては、学内の主要箇所に複合機を利用したオンデマンド型プリント環境を構築し、印刷時には学生証をかざすことでセキュリティ面を考慮したシステムを導入する予定である。

現在の環境については、全学的に無線LAN環境を整備しており、学内であれば基本的には無線LANが繋がる環境を整備している他、PC室の開放やノートPCの貸し出しも行っている。Microsoft社とも包括ライセンス契約を結び、officeの導入やアプリの利用ができるようになっている。

## (2) 施設、設備の維持及び管理、安全・衛生の確保

新たな校舎となる23号館「JOSAI HUB(愛称)」の建設を進めている。学生や教職員、地域との交流の接合点「ハブ」としての機能を持った鉄筋コンクリート造、7階建ての校舎で、大きな庇(ひさし)の下の1階ラウンジは、学生・教職員が自由に利用できるコミュニケーションスペース、2階以降は、講義室や実験室のフロアで、建物内部はどこにいても光や周囲の緑を感じられるように設計されており、2022年4月より2F以上の講義室や研究室、理学部実験室や機器センターの使用を開始、1Fラウンジや正門を含む外構部分は2023年7月末竣工予定である(資料8-4【ウェブ】)。

更に、現研究棟である12号館(築39年)を改修し、教員の研究環境を改善するため、建物の内外装をリフォームし、エレベーター、自動ドア、玄関スロープ、バリアフリートイレ等を新設、2022年10月着工、2023年7月竣工を目途に工事を進めている。

大学敷地内に、新たに太陽光パネル(7,000㎡、パネル2,152枚)を設置した。大学年間供給量の10%(想定876,000kWh/年)を再生可能エネルギーで補うことにより、年間約400tのCO<sub>2</sub>削減が可能となる。また、本部棟である清光会館屋上にも太陽光パネルを設置したことにより、停電時には自立運転機能により清光会館の一部の電灯コンセントに電力を供給することができるようになった(資料8-5【ウェブ】)。

主な修繕については、下記を実施した。

### ① 17号館GHP更新

17号館に設置されているGHP(ガスヒートポンプ式空調機)が2005年に竣工後、17年経過しており、故障頻度が高く授業に支障をきたす可能性が高い状況のため、故障発生防止と更なる省エネルギー推進のためGHP全台を更新した。

### ② 1号館冷凍機移設(食堂系に転用)

食堂棟系統の冷凍機は、1996年設置しており設置後26年経過しており、老朽化による不具合が多発している状況がある。これらの不具合発生を防止することを目的として、1号館解体に伴い、不要となる2018年度に更新した冷凍機を食堂に移設転用した。

### ③ 14号館直流電源装置更新

1984年に設置された、14号館樗木雨竜電源装置は設置後38年、内蔵する蓄電池も交換後16年以上が経過しており、停電時の非常照明用電源として機能が果たせなくなったため更新した。

#### ④ 総合グラウンド走路改修工事

現在のウッドチップ走路は、使用による劣化及び経年劣化により全体的に大きな削れ、内部腐敗が生じ、利用によって学生がケガをする危険性が高まってきたため、安全性の確保、外周路の耐用年数の増加、利用クラブの利便性向上といった効果が期待できる走路のゴムチップ化により走路機能の復元を実施した。

#### ⑤ 17号館メディアエリア他建築修繕工事

17号館1Fメディアエリアのカーペットの傷みや1～5階廊下、および階段周りの壁の汚れがひどく不快感があったため、カーペットの貼替え及び壁を塗装することに加え、オンライン受講場所として使いやすいように床コンセントを設置することにより、オンライン授業に対応できる環境に整備した。

キャンパスの安全性については、警備会社に委託しキャンパス内を24時間体制で警備に当たっている他、随所に防犯カメラを整備することで、キャンパス内の安全確保に努めている。また、定期消防設備点検にて発覚した消防設備不具合に対し、重要性、緊急性の高いものについて整備し、火災時の避難遅れ防止、及び延焼防止等、火災発生時の安全を確保した。

その他、不測の事態を想定し、例年10月に防災訓練を学生、教職員参加で行っており、2019年においては地震発生を想定した訓練を実施した。コロナ渦の2020年、2021年は実施できず、2021年においては、教職員に対しzoomとビデオ視聴による防災訓練を行った。2022年度は、キャンパスに学生がいることから、全学的な防災訓練を10月に実施し、避難訓練や防災ヘリによる避難者救出訓練展示、高所からの避難などを実施した。

更に、2018年に緊急地震速報システムを導入、また2019年にキャンパス屋外の各所に外部スピーカーを設置し、震度4以上の地震が発生した場合は、キャンパス建物内外に一斉に放送され、学生の安全確保に努めている。

### (3) バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

バリアフリーに関しては、「バリアフリーマップ」をHPで公開している（資料7-23【ウェブ】）。

2022年度は、バリアフリーにかかわる改修等は行っていないが、教室等を収容する施設（体育館含む）には、エレベーター、建物玄関スロープ、バリアフリースイレを完備、また一般の来訪者が多く利用する図書館や美術館近傍には、身体障がい者用の駐車スペースを確保するなど、利用者の快適性向上に随時配慮している。

キャンパス内では、利用者の利便性に配慮し、様々な施設や設備は配置されている。学生の憩いの場となる食堂や各建物のスペースには椅子やベンチ等を設置しているほか、学生の交流の場となるように整備している。また、

スクールバスは、坂戸便（大学～坂戸駅）と飯能・高麗川便（大学～飯能駅・高麗川駅）、桶川便（大学～桶川駅）の3路線を運行している（資料8-6【ウェブ】）。

## (4) 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生が授業の課題作成等に利用できる場として、いくつかの建物のロビー等には学習スペースを整備し個別・グループ学習ができるようにしている。また、PC 室の解放の他、図書館においても個人・グループでの学習スペースやラーニングコモンズを整備しており、学生の能動的な学修を促進する場所を提供している（資料 4-25【ウェブ】）。

## ＜教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み＞

2019 年に設立された学校法人城西大学情報化推進センターは、法人本部、城西大学、城西短期大学、城西国際大学の教育・研究および事務システムに関する情報環境基盤を整備充実し、全体最適を図ることを目的として調査、企画、調整を行うことが定められ、これに情報セキュリティ対策に関する事項が含まれる（資料 8-7）。

- (1) 情報環境の将来構想・中期計画・年度計画に関する事項
- (2) 教育・研究および事務システムなどの情報環境基盤の整備充実の予算に関する事項
- (3) 情報ネットワークシステムに関する事項
- (4) 情報教育およびその設備に関する事項
- (5) 事務システムに関する事項
- (6) 情報セキュリティ対策に関する事項
- (7) その他情報化推進センターの目的に資すること

教職員および学生の情報倫理に関する具体的な取り組みとして、情報科学研究センターでは、継続して 2022 年度も、新入生に対し情報セキュリティテストを実施した（資料 8-8）。職員に対しては、Web 研修としてコンテンツの中に情報セキュリティについて教材を揃えており、いつでも受講できる体制を整えている。

さらに、日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）の情報セキュリティへの理解度チェックを教職員に受講させ、情報セキュリティ向上のための取り組みを行った（資料 8-9）。

学生の情報システムの利用促進には、「城西大学情報システム利用の手引 学生編 2022 年度版」を作成して利用の便を図っている（資料 8-10）。

以上のような取り組みにより、安心・安全で環境の整えられた学生生活をはじめ、教員の教育研究環境充実に向けた取り組みが行われている。

### 8.3 図書館・学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

#### <図書資料の整備と図書利用環境の整備>

2022年度4月1日現在の図書館蔵書は図書約48万冊、雑誌3,896タイトル、電子ジャーナル75,739タイトル、電子ブック98,165タイトル、データベース31種が利用できる（資料8-11【ウェブ】）。受入資料は学術情報学研究所の目録情報を利用し図書館システムに取り込み蔵書管理を行っている。資料の選定は、各分野の図書館選書委員により「選書の基準」に照らし合わせ、総合的・計画的選書を行っている。電子ジャーナル、電子ブック等海外出版物の多くは毎年価格が値上がりするため、JUSTICE（大学図書館コンソーシアム連合）およびJMLA（日本医学図書館協会）/JPLA（日本薬学図書館協議会）コンソーシアムに加盟、さらに高額なパッケージ契約は代理店を介さず出版社と直接契約をし、購読費値上がりへの対策努力をしている。さらに、未契約でアクセスできなかった電子ジャーナルについては利用統計からリクエストが多かったタイトルを集計し、買い切りのバックファイルを購入し、欠号を埋めていく方向で整備をしている。2023年の継続雑誌（電子・冊子・データベース）の契約に際し、各タイトルの利用統計から論文単価を算出、利用の少ないタイトルの中止について各学部学科代表の選書委員を介して検討した。また、加除式資料の見直しについて関連分野の教員に相談し、紙媒体からデータベースに変更すると共に、各種統計書を冊子体から電子資料へ移行し購入費を大幅に減額するなど、外国資料の原価の値上げと為替円安による価格高騰への対策を行った。

教員から推薦された図書を集めた「教員おすすめ図書コーナー」や建学の精神である「学問による人間形成」に基づく、学士力・人間力の涵養に資することを目的とした「学士力支援図書コーナー」などを設置し、読書の機会を広く提供している。さらに、教員おすすめ図書情報と推薦コメントを掲載した紹介冊子をHPへも掲載し、学外からも見ることができるようになっている（資料8-12【ウェブ】）。毎年2回開催している学生選書は、2020・2021年度はコロナ禍で実物の本を手にとって選ぶことができなかったが、6月に2年ぶりに実物の本を展示して開催することができた。広報資料の作成や当日の会場の展示、参加者案内を学生アドバイザーが担当し、91人が参加、選書された133冊は後日図書館1階にて展示を行った。11月に図書館主催出版社講演会「SDGsと企業情報－Social Goodは誰がやる？」を開催し、授業での連携もあり103名が参加した。後期の学生選書はこの出版社講演会と連携し、東洋経済新報社発行の電子ブックを学生が選書した。教員へ協力を依頼して授業での参加や紀尾井町キャンパスの学生も参加できるようにし、後日

選書された電子ブックにアクセスするためのQRコードと選書者の紹介コメントを掲載した展示を行った。2022年度の図書館運営・選書合同委員会において承認された図書館活動計画の課題「図書館内にゼミ・授業の研究成果物であるパネル・ポスター・画像などを図書館の資料と共に年2回以上展示する」を目標として取り組み、経済学部「神崎ゼミナールⅡ」、短期大学「地域連携Ⅱ」、薬学部薬科学科「フレッシュマンセミナー」、教職課程「学校と図書館」との連携により4回実施し、達成することができた。教員と連携して授業の研究成果を発表する場を提供し、図書館資料も一緒に展示することで学内者だけではなく見学の高校生や一般利用者に図書館を利用した授業の内容を公開することができた**【資料8-13【ウェブ】】**。

図書館で契約している電子リソースのほとんどが大学のIPアドレス契約のため、コロナ禍により自宅待機となった学生・教員が利用できない状況になったことから、安定したアクセスを確保するために2021年7月にリモートアクセスツール「EZproxy」の運用を開始し、多くのアカウント申請を受け付けた。さらに2022年4月からは図書館システムのオンラインサービス「MyLibrary」機能を導入し、認証機能を共有することでアカウント申請が不要となり、業務の効率化とさらなるサービスの向上を目指している**【資料8-14【ウェブ】】**。

2020年度にオンライン授業への対応として設置した図書館HPの学習・研究支援ポータルサイト「家でも、どこでも、つながる図書館」は、目的別に各学部の教科に沿った電子ジャーナル・データベースのリンクを案内、就職活動学生向けの資料ガイド、学生アドバイザーが作成した図書館案内動画も掲載している。新入生の図書館案内として図書館をバーチャルに体験できるRPG「TOSHOKAN QUEST」サイトは、図書館をバーチャルに探検できるだけでなく、レポートの書き方などもゲーム感覚で学べる内容となっており、図書館ガイダンスで案内している。また、2022年4・5月には、新入生歓迎イベントとして、「TOSHOKAN QUEST」と連動したキーワードラリーを開催し図書館をより親しむことができるようにした**【資料8-15【ウェブ】、8-16【ウェブ】、8-17【ウェブ】】**。

2022年4月からの対面授業による入館者の増加を考慮し、COVID-19対応として、引き続き入館時の検温・消毒の案内、アクリル板の設置を行った。対面授業を受けられない学生には、2021年度同様に図書館内の貸出希望図書や文献の複写物を無料で自宅へ送るサービスを実施した。文献検索や事項調査を電話、e-mail、Zoomで司書と学生アドバイザーに相談できるオンラインレファレンスも2021年度に続けて実施した**【資料8-18【ウェブ】】**。教員との連携により授業時間を利用した図書館ガイダンスは、学年や学習段階で選択できるように多様なコースを用意し、前期は110件（対面101件、ハイブリッド6件、Zoom2件、セルフツアー1件）1,752名が受講した。後期は30件（対面27件、ハイブリッド1件、オンライン2件）420名が受講した。**【資料8-19【ウェブ】】**。

2022年度の学生アドバイザーは17名で活動しており、学生の資料検索やPC利用の相談に応じ、TwitterやLINEでの質問箱も受け付け、オープンキャンパスでは、見学の高校生・保護者からの質問に対応した。7月には、学生アドバイザー主催の第23回ライブラリーラウンジ「ゲームで学ぼうSDGs」を開催、学部生、短大生、留学生、教員、地域の方など22名が参加し、コロナ禍で交流が難しい中での貴重な機会となった。11月には、第24回ライ



ブラリーラウンジ「老後2000万円問題ってまじ!? ～資産運用とリスクのお話～」を開催し、104名が参加した。講師は経済学部増山教授に依頼し、授業での参加もあったことから質疑応答・アンケートの回答も好評で、盛況に開催することができた。講師との打ち合わせ、広報資料の作成、当日の司会進行も学生アドバイザーが担当し、大きな成果を得ることができた。10月には学生アドバイザーの司会による「全国大学ビブリオバトル」の予選会を開催し、4人の学生が発表、56名が観戦した。また、3年ぶりに開催された高麗祭でも学生アドバイザー企画のビブリオバトルを開催し、多くの地域の方が投票に参加された。11月に「第24回図書館総合展」のポスターセッション（オンライン）に学生アドバイザーが出展し、「来場者投票5位」と出展団体賞の「ブレインテック賞」を受賞した。また、地域連携センター主催の「2022年度地域連携活動発表会」では、学生アドバイザーの10年の活動を紹介し、地域の方や高等学校教員など多くの方に地域との連携活動を発表することができた。今回の発表により高大連携事業の取り組みに発展し、高等学校図書館において学生アドバイザーと高校生による合同展示を行う予定である（資料8-20【ウェブ】）。

新規のアドバイザー研修は、マニュアルを整備し前年度からの先輩アドバイザーと図書館職員により実施している。また、相談対応の記録を集計し、週1回のアドバイザー会議と期末まとめ会議において対応の振り返りを行い、職員からのアドバイスを受け、その後の業務に生かすようにしている（資料8-21）。

図書館サービスの向上を目指した全学対象のアンケートを隔年で実施しているが、2021年度は回答率が、学生8.1%、教員21.8%、職員35.9%と低迷した。同時期に学生課のアンケートも実施していたことが回答率に大きく影響したと思われ、2021年度第2回図書館運営・選書合同委員会において、今後は学生課・教務課と連携して実施することが提案された（資料8-22）。その後、IR事務室によるアンケート実施調査があり、学生サービス課の「2022年度学生アンケート」に図書館に関する設問も記載され12月に実施された。

図書館の開館時間は平日9～21時、土日9～17時、座席数は885席で多様な学習に対応できるよう静穏な場所のほかに、3・6階にグループ学習室、7・8階にラーニングコモンズを設置している。ラーニングコモンズには、プロジェクター、電子黒板、壁面ホワイトボードを設置し、授業や共同学習などに多く利用されている。パソコンは、据置、貸出、タブレットなど168台あり、7階のノートPC30台は充電ボックスで管理し、学生アドバイザーが貸出を担当し2022年4月1日から2023年1月23日の期間に2,690件の利用があった（資料8-23【ウェブ】）。

#### <図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置>

図書館員は大学専任職員2名（司書有資格者）、嘱託職員1名を配置し、うち1名は管理職である。業務委託スタッフ16名は全員が司書有資格者で統括リーダー、利用者サービス担当、情報発信担当、情報資料管理担当に分かれ紀尾井町キャンパスも含めて業務を行っている。図書館長、大学職員が出席する月ごとの業務委託月例報告会において、業務報告と利用統計を共有し改善案や新たなサービスについてについて検討している。私立大学図書館協会、日本薬学図書館協議会、埼玉県大学・短期大学図書館協議会等に加盟し、研修や研究会に参加し、職員のスキルアップを目指している。専任職員は日本薬学図書館協議会電子ジ

ジャーナルコンソーシアム委員、日本薬学図書館協議会機関誌編集委員、埼玉県大学・大学短期大学図書館協議会幹事に着任し、学外ネットワークによる研修会や他機関図書館員との情報交換により最新の学術情報を入手し、業務に反映している。

#### 8.4 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制
- ・ オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他の技術的な支援体制

##### <研究活動を促進させるための条件の整備>

研究に対する基本的な考え方は、「教育研究等環境整備の方針」及び学校法人城西大学中期計画で「研究活動の活性化施策を推進する」と掲げており、毎年4月に出される学長示達において「教員は、自身の研究活動に誠意を持って取り組み、これを以て本学の教育に還元し、その質を高めることに努めてください。なお、本学では「研究費の支出基準に関する規程」を定め、適正な研究活動の管理・運営を徹底させています。同様に、文部科学省は「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を示しています。教員各自においても、これらを熟読のうえ、適正な研究活動に努めてください。」として各教員に明示している。

また、実験センターにおいては、各種分析機器・実験動物の管理のみならず、研究支援業務（「人を対象とする生命科学・医学系研究」「人を対象とする研究（社会科学系）」「動物実験」「遺伝子組換え実験」）及び、実験系廃棄物の管理を行っている。

実験センターは機器分析センター・生命科学センターで構成されており、「機器分析センター」では、主として理学部と薬学部の教育・研究を目的とした共同利用設備で、技術革新により大型化・精密化する高性能大型分析機器を集中的に整備・運用・管理を行っている。各分野における最先端機器が分散設置され、いつでも稼働できる体制となっており、本学所属の全ての学生・職員が利用できるが、主要な機器には管理責任者が保守点検や測定指導にあたり、また利用頻度の高い機器や高度な測定技術が必要な機器には専任職員が測定する。設置された最先端機器によって得られたデータは教員・学生の研究に活用され、学術論文として数多く専門誌などに発表されている。

「生命科学センター」では、薬学・理学の教育・研究に不可欠な実験動物の質的向上と、その飼育管理条件の向上を図るための施設で、またここではさまざまな物質の刺激性試

験や経皮適用型製剤の吸収実験などに利用される SPF（特定病原体をもたない）ヘアレスラットを開発しており、多面の研究所に分配されている。

次に、「研究費等の支出」には基準を設けている（資料 8-24）。配分した研究費を管理し、各研究者が行う学術研究活動を支援している（資料 8-25）。また、教員が個人又は共同で行なう特定の学術研究・教育を発展させ、もって本学の研究水準を高めることを目的とする、「学長所管研究費（研究奨励金）制度」を設け研究活動を促進する取り組みを行っている（資料 8-26）。

2021 年 4 月に外部資金獲得のための研究支援を行う事務組織として学長室学務課に研究支援担当を置いた（資料 8-27）。この研究支援担当は科学研究費および他課の所掌事務に係る競争的資金等の取り扱いをメインに行う。その他の外部資金については、教員所属の事務室が支援・運用等の補助を行っている（資料 8-28）。

科学研究費助成事業（科研費）の申請と採択を支援するため、日本学術振興会より講師を招き（オンライン）、7 月に科研費講演会を開催した（資料 8-29）。

科学研究費申請の促進を図るため、8 月に説明会を実施し、最新情報の提供および申請手続きにおける注意点等の説明を行った。また、科研費獲得のためのオンラインセミナーも 8 月に実施した（資料 8-30）。

さらに、科学研究費申請希望者に対して、学長をはじめとする学内教員による科学研究費補助金アドバイザー制度による科学研究費研究計画調書のチェックを実施した（資料 8-31）。なお、科学研究費採択者に対しての支援としては、科学研究費学内説明会を 5 月に実施し、科学研究費執行における最新情報の提供と執行手続き、研究不正、安全保障等の説明や各種ルールの案内等を行った（資料 8-32）。

本学では、専任教員に対して個人研究室（相部屋の場合もある）を整備し、机・椅子等の備品を配備している。新棟建設やリフォーム等により環境改善に努めている。

研究時間の確保は、全学的に出講調査等を行い、授業が実施できる曜日・時限等の調査を行い、極力、教員の希望に添えるよう配慮している（資料 4-2）。

海外留学は規程を定め運用しているが、COVID-19 により海外への渡航はできていない（資料 8-33）。サバティカル制度や国内留学制度は未整備であるが、海外派遣に関する規程を定めており、2022 年度末にその制度を利用した海外派遣を行う（資料 8-34）。今後は研究等に関する制度を整え、効率よく運用していくことを念頭に、改善していく必要がある。

その他の教育研究活動を支援する体制として、既定に基づき大学院生を対象に TA を募集し教育補助業務に従事しながら奨学に資することを目的に運用している（資料 8-35）。また、学部生を対象としてワークスタディ・プログラムを導入し、教育的配慮の下に学内の業務に従事させ、職業意識を育むとともに、経済支援を行い、修学の奨励を図ることを目的として教育活動の支援を行っている（資料 8-36）。

オンライン授業等に関する技術的な支援としては、情報科学研究センターにおいて、オンライン教育のサポートを行っている。各種マニュアル対応と窓口対応を随時行い、マニュアルについては学外からでも確認できるよう HP に掲載している（資料 8-37【ウェブ】）。

## 8.5 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

#### <研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み>

城西大学は、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、本学および研究に従事するすべての研究者に求められる倫理規程として「城西大学・城西短期大学研究倫理規程」（資料8-38）を定め、その遵守に「城西大学・城西短期大学研究倫理委員会規程」を定めている（資料8-39）。また、「城西大学・城西短期大学研究倫理規程」に定める研究のうち、「人を対象とする研究」を遂行するうえで求められる研究者の行動および態度については、「城西大学・城西短期大学における「人を対象とする研究」倫理規準」（資料8-40）を定め、人を対象とする生命科学・医学系研究倫理審査委員会を置いて倫理的、法的、社会的に適正な実施を図っている（資料8-41）。また、「人を対象とする研究」の組織、審査結果等は、HPで公開している（資料8-42【ウェブ】）。

研究費に関しては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン 平成26年8月26日文部科学大臣決定」に基づいて、適切に体制整備等を行っており、それらはHPで公開されている（資料8-43【ウェブ】）。

7月に実施した科研費講演会（オンライン）では、科研費の申請と採択を支援の他に、研究不正等の防止についての講演を行った（資料8-29）。

また、研究活動に関わる全ての構成員（教職員、大学院生）を対象に研究倫理教育を実施している。（eAPRIN 公正研究推進協会 eラーニングプログラム、eLCoRe 日本学術振興会研究倫理 eラーニングコース）（資料8-44）。

水田記念図書館では、研究倫理教育支援の一環として研究倫理パンフレット「レポート・論文を書く前に」を日本語版（資料8-45【ウェブ】）、英語・中国語版（資料8-46【ウェブ】）で作成し、1年生のオンラインオリエンテーションで閲覧できるようにWebClassに掲載、HPでも公開している。以前から導入している論文剽窃チェックツール「iThenticate」は2022年から学長室学務課研究支援で契約し、教員・大学院生が利用できるよう図書館の研究倫理のサイトで案内している（資料8-47【ウェブ】）。

6月には毎年開催している研究倫理講演会を学長室学務課と共催し、薬学研究科の授業と連携し、70名が参加した。後期は12月にオンライン開催、薬学部薬科学科の授業と連携し73名が参加した（資料8-48【ウェブ】、8-49【ウェブ】）。論文執筆に欠かせない著作権の正しい知識を得る重要な機会となっているため、授業と連携し若手研究者への支援として今後も継続して開催していく。

## 8.6 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

施設設備は、膨大な費用がかかることから施設設備計画（5 か年）、大型投資長期整備計画（10 年）を基礎に、該当年度の実施計画を学長、事務局長と調整し予算申請を行う。その後、学校法人としての調整・ヒアリングを経て具体化する。その過程で必要性の再確認等の点検評価が行われる（資料 8-50）。その結果において施設や研究環境の改善が順次行われている。

図書館、情報環境、教育研究活動の支援は、個別に検証している。例えば、図書館においては、各委員会において点検・評価を行っている（資料 8-51）。また、情報環境等については、年度末に発行の情報センター広報にて、センター活動や情報システムの教育効果について報告している。より快適な情報環境の提供に努めている。

全学動物実験管理委員会、城西大学人を対象とする医学系研究倫理審査委員会は、法的な課題の対応と個々の課題を審査するなかで改善を図る。

個々の点検・評価の取り組みは、全学委員会をとおして学長へ報告書として提出している。

### 2. 長所・特色

教育を支援する諸設備は適宜改善を進めている。図書館は学生サービスの向上、学生との連携に努めており、評価できる。

施設面においては、新校舎建設や再生可能エネルギーの導入など先進的な試みを行っている他、学生の環境改善についても取り組んでいる。

本学においては、交通アクセスという地の利は乏しいが、自然環境・教育環境という点に重点を置き整備を進めている。

### 3. 問題点

研究活動の支援は、サバティカル制度等に未整備な部分があるため、整備計画の作成などを進め、制度制定に向けて検討する必要がある。

### 4. 全体のまとめ

教育研究等環境は、「教員・教員組織の方針」「教育研究等環境整備の方針」を明示している。各年度では事業計画を設けている。新施設等の建設により、学生環境及び教員の研究環境の改善も行っている。

図書館や学術情報サービスを提供するために、有資格者の配置や学外委員にも着任して

いる。情報倫理、情報セキュリティ教育は、情報科学研究センターと図書館の連携で行われ、適切であるとともに特に評価できる。研究倫理の取り組みも適切である。

サバティカル制度等に未整備があるが、海外派遣に関する規程は整備されている。今後は制度制定に向けての議論を進めるが、今期の海外派遣教員の状況を踏まえ、より望ましい教育研究環境としての整備を進めていく。

施設としての教育研究環境として、点検・評価が行われ、改善が順次行われている。図書館や情報サービスについては、個別に点検・評価が実施されている。

## 第9章 社会連携・社会貢献

### 1. 現状説明

#### 9.1 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

法人として、学校法人城西大学中期計画（2020～2024年度）に「8. 地域貢献力の強化」で以下の5項目を明示している（資料1-10【ウェブ】）。

- (1) 地域が必要とする人材を育成するために、企業・自治体との連携教育（インターンシップ含む）、起業家精神の醸成、地域コミュニティに貢献する文理融合教育を推進する
- (2) 大学連携ネットワーク（埼玉東上地域大学教育プラットフォーム(TJUP)）の学内支援体制を拡充する
- (3) 地域を対象とした公開講座、社会人教育を充実させる
- (4) 地域連携センターによる地域貢献体制の一元化を図る
- (5) 地域に特化したインターンシップ体制の強化を図る

それを受け、大学としてこれまでの「社会連携・社会貢献の方針」を見直し、2021年度第3回地域連携センター運営委員会にて協議決定し、2021年度第12回全学執行部会議で了承された。2022年4月1日より本学HPで公表し、以下の6項目を明示している（資料9-1【ウェブ】）。

- (1) 地域に必要とされる人材を育成するために、企業・自治体との連携教育（インターンシップ含む）、起業家精神の醸成、地域コミュニティに貢献する文理融合教育を推進する
- (2) 大学連携ネットワーク（埼玉東上地域大学教育プラットフォーム(TJUP)）の構成校として他大学と協働で地域活性化に取り組むとともに、その学内支援体制を拡充する
- (3) 地域の方々を対象とした公開講座、社会人教育を充実させる
- (4) 地域連携センターによる地域活動への支援体制の一元化を図る
- (5) 地域に特化したインターンシップ体制の強化を図る
- (6) 地域社会に対する大学施設・サービスの積極的な開放を進める

地域連携に関しては、2013年に地域志向で教育・研究・社会貢献を目指す「城西大学連携教育・研究推進プロジェクト（J-CLIP）」を通じて活動方針を立てた。これは、地域課題の解決を通じた教育・研究プログラムを体系化することで、地（知）の拠点としての機能や教育の質を飛躍的に高めることを目的としている。このプロジェクトでは、これまでの実績を基にした主な地域課題を、①休耕地活用 ②地域教育力向上 ③地域インフラ活用 ④共生社会づくり ⑤環境保全・環境創造（高麗川プロジェクト） ⑥健康長寿に分類した。プロジェクトではさらに、本学の全学生が何らかの形で地域課題にかかわる学習ができるよう

に地域志向科目を設定し、その関わりに応じて分類、明示し、カリキュラムを改善することを目指した（資料9-2【ウェブ】）。

## 9.2 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流・国際交流事業への参加

### <学外組織との適切な連携体制>

城西大学は方針を具現化し地域との連携を推進するために、2015年4月に地域教育医療福祉センター（J-CLIC）を設立し、2018年からは「地域連携センター」に改称して活動している。さらに2021年4月、地域連携活動強化のため、地域連携センター事務局が新設された（資料9-3）。

近隣自治体との連携協定について、城西大学は近隣自治体と活力のある地域社会の形成・発展と、そのための人材育成に寄与することなどを目的にした相互連携協力に関する基本協定を締結し、「～地（知）の拠点としての大学と地域との連携共同宣言～」としてHP上で公開し学内外に周知している（資料9-2【ウェブ】）。

本学の所在地である坂戸市と毎年「坂戸市・城西大学連携協力推進委員会」を開催し、前年度の坂戸市と本学との相互連携協力事業実績を確認したうえで評価を行い、次年度の事業計画につなげている（資料9-4）。

大規模な連携事業として、本学は埼玉県内20大学、同地域23自治体、同地域14事業者等が参加する「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム」（Saitama Tojo and West Area Universities Platform、以下「TJUP」）に加盟しており、2021・2022年度は当プラットフォームの代表校を務めている。連携プラットフォームの組織において、互いに協力して地域社会が抱える諸課題を解決し、高等教育による地域の活性化を目指している（資料9-5【ウェブ】）。

#### TJUPの取り組み事例

##### (1) 鶴ヶ子サマースクール×大学生WIN-WIN事業（地域の教育支援活動）

鶴ヶ島市の児童・生徒が学習意欲の向上や学習習慣の定着、「確かな学力」の育成を目指し、自主学習をする際に発生した疑問点や誤答を解消するため、鶴ヶ島市内小中学校において夏休みの九日間を利用し、大学生が学習指導補助員として指導・支援を行った。本学からは3名の学生が参加し、教育現場体験が学生自身の成長につながり、将来像をより具体的に描くことのできるよい機会となった。学習指導補助員として大学生が加わることで、児童生徒には近い世代の大学生がいることで気軽に質問しやすい環境となり、小・中学校の教員には夏季休暇中の業務効率化につながるという、トータルでWIN-WINな事業となった。また、鶴ヶ島市役所にて開催した「TJUP教育連携市民フォーラム」で



は、鶴ヶ島市教育委員会、鶴ヶ島市内の小学校長とともに本学学生がパネルディスカッションに参加し、多方面にわたる効果の紹介を行った。参加学生は2023年3月末に刊行される地域連携センター紀要の執筆に携わることで、学びの成果の公表となる。同事業は多くのメディアに取り上げられ、地域の教育支援活動を広報することができた（資料9-6）。

(2) 「Let's みんなでディスカッション」及び「ファシリテーター研修」（キャリア支援活動）

連携プラットフォームの特色を活かし、就職活動の面接で近年用いられるオンライングループディスカッションを他大学生との実践形式でトレーニングを行った。本学の学生は15名参加し、他大生との交流が生まれ、良い刺激となった。また同日、会員校の教職員を対象にTJUP共同SDとして、学生に適切なキャリア支援をするための知識を習得する「ファシリテーター研修」を行った。研修会に参加した教職員が同ディスカッションでファシリテーター役を務め、研修で学んだことを実践する機会が設けられた。学生だけではなく教職員にとっても大きな学びとなった（資料9-7）。

TJUPの活動は本学学生・教職員に「地域」を考える機会となり、教育的な効果を生み出し、さらに人間形成にも役立っている。TJUPの活動が本学における社会連携・社会貢献の取り組みとして充分であるかは、TJUPの会議において企画立案、実施報告と振り返りを行うことで検証している。

TJUP第5期活動指標・アウトカム指標に対する本学の活動計画について、2022年度は代表校として、2023年度は次期代表校を補佐する立場として、TJUP第5期活動指標ならびにアウトカム指標の達成に向け、全項目について取り組む旨、2022年度第2回地域連携センター運営委員会にて協議決定し、2022年度第7回執行部会議に諮り、了承された（資料9-8、9-9）。

#### <社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進>

地域と城西大学間の連携協定では、2006年度に「坂戸市民の健康づくりに関する連携協力協定」を、女子栄養大学、明海大学の3大学と坂戸市とで締結（資料9-10【ウェブ】）。埼玉県立大学、埼玉医科大学、日本工業大学工学部と本学薬学部が連携をして、文部科学省の2012年度「大学間連携共同教育推進事業」に選定された「彩の国連携力育成プロジェクト（SAIPE）」（IPE事業）を発足させ2022年度も継続して活動を行っている。特に、SAIPEでは、地域における多職種連携を学ぶ各種取組を行っており、地域を舞台とした教育・地域を活用した学びに貢献している（資料9-11【ウェブ】）。

2018年7月3日には、城西大学、明海大学、日本医療科学大学の3大学が、各大学の建学の精神を尊重し教育・研究の包括的な交流と連携・協力を円滑に進めるために、協定を締結し、以下の事項について互いに連携協力することを取り決めた。(1) 共同の連携プロジェクト (2) 教職員の交流 (3) 学生の交流 (4) 施設の相互利用 (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項（資料9-12【ウェブ】）。同3大学にて2019年度より「放射線による老化と抗酸化物質の役割」の研究が開始され、原著論文2件、学会発表2件にて研究成果を発表している（資料9-13）。

本学の地域活動・地域研究により蓄積された成果を掲載した「地域と大学—城西大学・城西短期大学地域連携センター紀要—」を2020年度より刊行し、地域連携及び地域を舞台とした教育・地域を対象とした研究促進に寄与している。2022年度は全学部より投稿があり、多様性に富む紀要となった。また、地域連携センターで紀要を毎年度発行することにより、学内外に本学の地域連携活動の成果を知ってもらうことができる。本紀要は、城西大学機関リポジトリ JURA、国会図書館で公開されている（資料9-14【ウェブ】）。

#### <地域交流・国際交流事業への参加>

##### 【地域連携活動発表会】

2017年度より、地域連携事業として取り組んでいる内容を共有し、今後の教育や地域活動の向上に役立てることを目的として毎年開催している。

2022年度は、より深い議論と相互の交流を可能とするため、講演会形式で実施していた報告会から、ポスターセッション形式で行う展示・発表会へと変更した（資料9-15【ウェブ】）。2021年度後期から2022年度前期に取り組んだ地域連携活動の記録や成果などの発表を通じて、学内及び地域の方々との交流や将来に向けた新たな連携への発展的展開を目的として、開催した。本学の地域連携活動を広報するとともに、学内外の交流・情報交換の場となった。学生にとって貴重な学びのアウトプットの場となった。アンケートは、いずれもポジティブな感想が寄せられ、各グループへフィードバックを行った（資料9-16）。

##### 【「レインボーフェスティバル」での取り組み】

2020・2021年度は、COVID-19拡大の影響により、近隣地域の祭りや行事は多くが中止となったが、2022年度は「レインボーフェスティバル～世界が川島（ここ）に～」が川島町で開催された。埼玉県川越都市圏まちづくり協議会（構成市町：川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町 通称：レインボー協議会）の圏域住民交流の一環として実施した（資料9-17）。本学経済学部勝浦ゼミナールが6市町の自治体他と全面協力し企画・運営に携わった（資料9-18【ウェブ】）。約5ヶ月をかけて、出展者募集から当日のイベントスケジュール、会場の配置などを準備し、当日の運営も中心となって活躍した。自治体、企業と協働してイベントを作り上げることで、自ら考え行動することや、調整力を磨くことにつながった。また、当日は経営学部石井ゼミナールが「ローカルヒーローショー」の活動をし、地域の祭りの支援を行った（資料9-19【ウェブ】）。

##### 【JOSAI 地域活動情報提供チャンネル (Microsoft Teams)】

2022年度よりマイクロソフト社 Office のアプリである Teams 内に JOSAI 地域活動情報提供チャンネルを作成し、地域活動等の情報発信を行う仕組みを構築した。地域活動・大学間連携活動等に興味ある学生及び教職員は登録を行ったうえで、情報を自ら受け取ることができる。また、広く学内に参加募集をかけたい活動がある場合は、地域連携センターにて情報発信のサポートを行う（資料9-20）。

具体的には7件のイベントを紹介し、学生及び教職員の参加を呼び掛けている。

**【機能別学生消防団】**

機能別学生消防団は、サラリーマン化が進み、特に平日昼間の大規模災害時等には活動できる人材の確保が困難であることから、若くて体力のある学生に着目をして2017年度に坂戸市で結成された組織である。埼玉県で初の学生消防団として他の市町村等から注目されている。城西大学と女子栄養大学、明海大学の学生が所属している。平常時の任務は、火災予防のPR活動、出初式など消防団の行事に参加している。

COVID-19拡大の影響により2020・2021年度は活動が中止となったが、2022年度は例年とおり講習を受講し、3年ぶりに全学で実施する防災訓練で実働を行った（資料9-21【ウェブ】）。

**【子ども大学にしいるま】**

「子ども大学にしいるま」は、子どもたちの知的好奇心を刺激する取り組みとして、城西大学、明海大学、坂戸市、毛呂山町及び越生町が包括的に連携し運営を行っている。同1市2町の小学生を対象に2012年度から実施している（資料9-22【ウェブ】）。

COVID-19拡大の影響により、2021年度はオンライン開催となったが、2022年度は人数を制限し、感染症防止対策を講じたうえで、対面で講義を行った（資料9-23【ウェブ】）。

本学の教育研究成果を教職員と学部学生が協力して、地域の小学生に還元しており、埼玉県教育委員会等から評価の高い事業となっている（資料9-24【ウェブ】）。

**【公開講座】**

城西大学及び城西短期大学では教育研究の成果を広く地域に開放し、高度化、多様化する地域住民の学習意欲と地域社会のニーズに応えるための事業である。本講座は埼玉県の「埼玉まなびいプロジェクト協賛事業」である。

2022年度は2021年度同様にCOVID-19の影響を考慮しつつ全3回を開講した。第1回目は「ポストコロナにおける地域介護人材について」をテーマに、城西大学、城西短期大学、日本医療科学大学及び現場介護に携わっている事業者による講演と全体討論の二部形式で実施した（資料9-25【ウェブ】）。

2022年度は公開講座委員会を小委員会含め4回開催した。第3回公開講座委員会にて実効性のPDCAサイクルが実現したか、評価できる事項と課題を公開講座委員会報告書、公開講座アンケート結果に基づき協議を行った。点検・評価を行い、改善及び向上に向けた公開講座が、2023年度で取り組めるよう確認・共有を行った（資料9-26）。

**【城西健康市民大学】**

城西健康市民大学は、大学近隣の中高齢者の健康づくりと地域社会の活性化に貢献することを目的とし開校してきた。

2022年度は長引くCOVID-19の影響により、2020・2021年度に続き休講となった（資料9-27【ウェブ】）。

### 【北坂戸にぎわいサロン城西大学】

「北坂戸にぎわいサロン城西大学」は、埼玉県エコタウンプロジェクトに選定された坂戸市の取り組みの1つで、自治体・大学・地元自治会が協働して、太陽光発電の売電収益をまちづくりに活用していく事業である。「北坂戸にぎわいサロン城西大学」は、学生と地域住民の交流の場として、そして能動的学習である課題解決型学習の拠点として効果的に利用されている（資料9-28【ウェブ】）。

2022年度も2021年度に引き続き、COVID-19の影響を考慮し、予約制として開館している。

2022年5月28日ならびに2023年2月11日には、本学経営学部石井ゼミナール主催で「ローカルヒーローズステージ」を開催した。石井ゼミナールは、ローカルヒーローを調査、研究したうえで、学生自らイベントを開催し、地域と触れ合う活動を行っている（資料9-29【ウェブ】）。

毎月、坂戸市住民に配布されている「北坂戸にぎわいサロン通信」（資料9-30【ウェブ】）に掲載されている栄養サポートレシピを、本学薬学研究科医療栄養学専攻の管理栄養士の資格を持つ学生が作成をしている。大学院生の教育に役立てるとともにその成果を地域に還元し、食育の機会に役立てている（資料9-31【ウェブ】）。

### 【異文化交流】

地域社会の発展と人材育成に寄与する取り組みとして、2023年2月17日に本学の留学生が毛呂山町の光山小学校を訪問し、小学生と異文化交流を行った。コロナ禍という状況もあり、多くの国際交流事業を行うことは叶わなかったが、今後も本学の国際教育センターと連携し、地域貢献活動等の実施を検討している（資料9-32）。

## 【図書館の地域交流事業への参加】

### 【地域相互協力図書館6館関係】

コロナ禍により毎年開催している地域相互協力図書館6館（坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、飯能市、毛呂山町、越生町）との「館長および主務者会議」が開催できず、継続事業である地域相互協力図書館との合同主催による公開講座や合同の職員研修会は、2021年度に続き2022年度も中止となった。一般利用者への図書館開放は、COVID-19対応として2020年度から制限していたが、2021年10月からライブラリーカード会員、卒業生、公開授業受講者に限り利用を再開、2022年4月からは全面開放し地域の方の利用を再開した。各図書館との現物貸借、文献複写送付については、コロナ禍のおいても継続して対応している。鶴ヶ島市立図書館の図書館まつりについては、コロナ禍のため、2022年度も展示参加はできないこととなった。

2022年8月と12月に開催された日高市立図書館主催のビブリオバトルに経済学部4年生（現学生アドバイザー）と、卒業生（前学生アドバイザー）が出場し、推薦本を発表した。学外において中・高校生・一般の方と共に発表できたことは貴重な経験となった。また、聴講された日高市教育委員会教育長や地域の方とのディスカッションは、学生の成長につな

がる体験であり、今後も公共図書館と連携し、学生が地域の行事へ参加できる機会を作っていきたい（資料 9-33）。

### 【公共図書館協議会委員】

地域相互協力を締結している鶴ヶ島市立図書館協議会会長に図書館長が、坂戸市立図書館協議会委員に事務長が着任し、適正な図書館運営についての協議に参加している。また、公益財団法人図書館振興財団の「図書館を使った調べる学習コンクール」の鶴ヶ島市立図書館審査委員長に図書館長が、坂戸市立図書館審査委員に事務長が依頼され、地域の児童の学習活動の支援にも努めている。

### 【図書館の学外組織との連携】

11月に開催された「第24回図書館総合展」のポスターセッションのオンライン開催に学生アドバイザーが出席し、「来場者投票5位」と参加団体賞「ブレインテック賞」を受賞し、5年連続受賞となった。2022年度は学生アドバイザー制度開始から10年となり歴代のアドバイザーの活動を発表した。コロナ禍により学生の活動が制限される中ではあるが、目標を立てそれぞれの力を集結し、リーダーを中心にチームで取り組み大きな成果を得ることができた。図書館関係者はもちろん関係者以外も参加する全国的なイベントにおいて活動を発表できることは、学生が成長でき本学の活動を発信できる貴重な機会となっている。

11月に成城大学学生サポーター団体主催の「Supporters' Forum 2022 at Seijo University」に学生アドバイザー2名がオンラインで参加した。参加した他大学や高校の事例を学ぶ貴重な機会となっているため、今後も学外での活動を積極的に支援していきたい。

10月に「全国大学ビブリオバトル2022 地区予選 城西大学」を開催した。学生アドバイザーが司会を担当し、4名が発表、56名（対面39名、オンライン17名）が観戦し投票によりチャンプ本を決定した。また、3年ぶりに開催された高麗祭において学生アドバイザー企画「ビブリオバトル 高麗祭ノ陣」を開催し、4名が発表、地域の方を含めた50名以上の方の投票によりチャンプ本を決定した。ビブリオバトルは学生が読書の喜びを自分の言葉で発表することでコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を養い、読書活動を通して学生アドバイザーや発表者たちの学部・学年を超えた交流が広がっている。

12月に埼玉県図書館協会主催「図書館と県民のつどい埼玉2022」のオンライン展示に参加し、学生アドバイザー活動について発表した。

11月に本学地域連携センター主催の「地域連携活動発表会」パネル展に参加し、見学に来られた高校の教員や地域の方に学生アドバイザーが活動内容を紹介した。このパネル展の見学がきっかけとなり県内私立高等学校との連携事業が実現し、学生アドバイザーと職員が2月21日に高等学校を訪問し、高校生との合同展示を行うことが決まっている。図書館ができる高大連携事業が実りある事業となるよう取り組んでいきたい。

学生アドバイザーによるこれらの活動の具体的な成果はすぐには得られないが、参加記により自己点検を行い図書館員も共有することで、新たな活動案となっている。また、活動の感想を図書館報 BookMark に掲載し、発信している。年度末には活動のまとめ会議を行い、自身の活動の振り返りをアドバイザーメンバーと図書館員で共有している（資料 9-34）。

### 【教育研究成果の社会への還元】

「城西大学機関リポジトリ JURA」により、学内の教育研究成果をインターネット上に公開しており、2023年1月12日現在のコンテンツ数は6,698件となっている。2021年度外部評価において「城西大学機関リポジトリのユーザーインターフェースの見直し」「英語翻訳機能の追加」を指摘された。インターフェースの見直しについては、リポジトリシステム「InfoLib」のカスタマイズが不可のためトップページの説明文に「城西大学機関リポジトリ JURA は、本学で生産された研究成果や広報資料を電子的に保存し、無償で公開しています。」を追加した。また、英語翻訳機能の追加については、現在のトップ画面右上の「Language」機能を使うことで対応いただく（資料9-35【ウェブ】）。

機関リポジトリ JURA の登録コンテンツ増加を目指し、2020年度 JURA 運営委員会において業務改善案として、SCOPUS のアラート機能を利用し本学の論文執筆者の検索と登録依頼を継続して取り組んでいる（資料9-36）。

### 【美術館の学外組織との連携】

#### 【ワークショップ・講座の開催】

大学が示す中期計画のひとつにある「地域貢献力の強化」を受け、美術館では学生が美術館をとおして、地域に目を向けられるよう社会と連携し、そして社会に貢献できる取り組みを行っている。

美術館は構内工事の関係により2023年夏頃までを目途に休館となるため主要業務の展覧会活動の代替としてワークショップや多様な講座など、社会連携・社会貢献に繋がる取り組みを企画している。

昨年度好評であった「化石割り体験ワークショップ」の学内向けを6月15日（水）に開催し、学外向けを7月30日（土）に開催した（資料9-37）。本学理学部の宮田真也助教（学校法人城西大学水田記念博物館大石化石ギャラリー学芸員）が講師となり、前半に化石講座、後半に化石割り体験を行った。各日開催回数は学内向けで3回、学外向けで2回行い、学内者32名、学外者9名が参加した。回ごとに実施したアンケートでは参加者からの好評な感想を得ることができた（資料9-38）。

浮世絵所蔵館という特色を活かし浮世絵の魅力を発信する活動として、「役者絵」「美人画」「名所絵・風景画」「武者絵」「戯画」「おもちゃ絵」を主要テーマに、各専門家による「浮世絵講座」を企画した（資料9-39）。9月から12月まで月1回（10月のみ2回）の土曜日に開催し、9月3日（土）第一回目「役者絵」では会場参加者29名、オンライン参加者26名、10月1日「名所絵・風景画」では会場参加者28名、オンライン参加者31名、10月8日「美人画」では会場参加者25名、オンライン参加者36名、11月19日「武者絵、戯画」では会場参加者28名、オンライン参加者32名、12月3日「おもちゃ絵」では会場参加者29名、オンライン参加者24名であった。本講座は会場とオンラインのハイフレックス形式での開催のため、音声や画面共有の点において課題は残ったものの、各講座終了後に行ったアンケートでは、オンライン対応の継続希望や勉強になった等の声も寄せられており、本講座に対する概ねの評価を得られたと思われる（資料9-40）。

浮世絵の伝統木版画技術を見学する企画として、公益財団法人アダチ伝統木版画技術保存財団にご協力頂き、摺師による「浮世絵版画の摺り実演会」を9月24日（土）に行った。実演会は会場参加のみの開催であったが32名が参加し、江戸時代から伝承される技術を目の前でご覧いただく貴重な機会となった（資料9-39）。

#### 【地域ボランティアと学生による協同事業】

地域ボランティアと本学学生が連携して取り組む「MOA美術館 坂戸・鶴ヶ島児童作品展」を2022年10月29日（土）～30日（日）に開催した（資料9-41）。「MOA美術館児童作品展」とは、子どもたちが興味関心を持ったことをひとりひとりの感性で絵に表現していくことで、「思いやりの心」「豊かな心」を育てることを目的に1989年よりMOA美術館（静岡・熱海）が主催となって実施している児童作品展である。「坂戸・鶴ヶ島児童作品展」は、その全国展に先駆けて行われる地域展となる坂戸市、鶴ヶ島市内の小学生たちの絵画作品展で、本学現代政策学部 柳澤智美准教授のゼミでは、2015年より学生ボランティアとしてこの展覧会運営に参加し、子どもたちの創作活動への支援を地域ボランティアとともに取り組んできた。2021年度より会場を本学美術館に移し、会期も3週間に引き伸ばした事により、入賞者やそのご家族、または関係者など多くの方々にご来館頂く展覧会となった。現在休館中ではあるが、本展に関しては、2022年度も引き続いて開催する事が決まり、10月29日（土）と30日（土）の大学祭（高麗祭）期間に行った。今年度は坂戸・鶴ヶ島市内の小学校13校から213点の応募があり、8月24日（水）に地域ボランティアの審査員と共に入賞作品21点を選んだ。学生には、広報物作成から特設サイトの更新、展示及び撤収作業など展覧会に係る主要業務に一通り関わって頂き、さらに昨年度実施が叶わなかった入賞者表彰式も開催する事が出来た。地域ボランティアと学生との交流を促し、学生の「地域に向ける目」を養う意味においても本展開催は有意義なものとなった。2日間という短い会期ではあったが、大学祭開催と合わせた事もあり、昨年度の686名よりも多い722名の方にご来館頂き本展をご覧頂く事に繋がった。

なお、「化石割り体験ワークショップ」「浮世絵講座」「浮世絵版画の摺り実演会」「MOA美術館 坂戸・鶴ヶ島児童作品展」の実施については、2021年度第2回美術館運営委員会（2022年2月25日開催）において承認されており（資料9-42）、いずれのイベントも参加人数に関しては設定した目標値に達しなかったものの、内容全体を通して見れば概ね高評価となった。

#### 【坂戸市観光推進事業への参加】

坂戸市の観光推進事業の一助として2017年度より当館で開催している「めつけたさかど！デジタルフォトコンテスト入賞作品展」は、2022年度は構内工事による長期休館のため行えなかったが、同市の観光資源団体として市が発行する「令和4年度版 観光ガイドマップ」作製に協力した（資料9-43）。

### 【教員および部局間連携による地域にぎわい創出、活性化事業】

本学経営学部 石井龍太准教授と連携を図り、2月11日（土）地域連携センター管理運営の北坂戸にぎわいサロン 城西大学において、ローカルヒーローステージと浮世絵版画の摺り体験コラボを実施し、子どもを含む14名が摺りを体験した（資料9-44）。浮世絵所蔵館としてより多くの方への浮世絵普及を目的とする美術館広報も兼ねたイベント活動ではあるが、イベントに集まった参加者同士の交流を促す契機にも繋がったのではないかとと思われる。教員との連携を取った地域活性化事業は今後も継続的に取り組んでいきたい。

なお、今回は長期休館中での館外における教員連携となっているが、開館時には、美術館展示を活用した教員の教育活動の支援にも取り組んでおり、その有効性については石井准教授の紀要論文においても述べられている（資料9-45）。

### 【地域交流事業：近隣小学校の美術館体験プログラム】

2月15日（水）毛呂山町立光山小学校6年生31名と引率教員2名による地域交流事業が行われ、その一環として美術館体験プログラムを実施した。簡単な美術館概要説明から始まり、クイズをまじえながらの浮世絵入門解説の座学を行った後は、実際に浮世絵版画の摺りを体験した（資料9-46）。体験用に用意した版木は伝統木版画技術の保存と継承および普及活動を行う公益財団法人アダチ伝統木版画技術保存財団の職人が彫ったもので、日本の伝統技術の一端にも触れて頂く機会となった。

### 【県内美術館・博物館との連携】

2012年度より加盟中の「埼玉県博物館連絡協議会」では、研修への参加や情報共有を行うなど、県内にある美術館・博物館と相互連携を図るようにしており、今年度については、所属する西部地域の催物案内への情報提供や、「埼玉県博物館連絡協議会加盟館園マップ」の校正作業に協力した（資料9-47）。

### 【オンライン、SNSを活用した広報活動】

長期休館中となっていることから、2020年度に行っていた「オンライン美術館」のページを復活させ、所蔵品コレクションを紹介している。「おうちでワークショップ」は閲覧者自身が印刷して作成できる作品を継続してHPに掲載し提供している。TwitterとInstagramの運用は3年目を迎え、少しずつではあるがフォロワー数も増えている。Twitterのフォロワー数は2022年1月20日時点で193件が2023年2月18日には311件、Instagramのフォロワー数は2022年1月20日時点で124件が、2023年2月18日には154件までそれぞれ増えているので、広報活動の効果が出ているものと思われる。また、美術館作成の動画を紹介するYouTubeチャンネルは、2022年1月20日時点で6件を掲載していたが、2021年度末までに4件、2022年度に著作権許諾を受けた1件と9月に行われた摺り実演会時の動画1件追加し、合計で12件の動画を配信している（資料9-48）。休館中ではあるがSNSやオンライン機能を効果的に活用し、地域への情報提供を続けていきたい。



### 9.3 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価>

地域・社会との連携・協力、教育研究の成果還元、教育との連携等についての点検評価は、地域連携センター運営委員会で行う。

様々な地域活動について、2021年度から Microsoft Forms を用い、より簡便に報告できる仕組みを作り、「地域連携活動報告書」入力への学内の浸透につなげた（資料 9-49）。当該部署から活動報告を受け地域連携センターで集計し、地域連携センター運営委員会です学的・総合的な報告と点検評価を行う。地域連携活動報告書には、「事業・活動の名称、概要」「この事業で想定される学び、成果」「得られた学び、成果」「良かった点」「課題、改善点」「連携先からの評価」、「連携先評価などのコメント」等入力することができる。2022年度の報告件数は104件（2023年1月30日現在）であり、それぞれの地域活動の取り組みを通じて、大学や学生の学びの成果を把握できる（資料 9-50）。

点検・評価において、2021年度の課題点を抽出し、2022年度第1回地域連携センター運営委員会では対応策を検討し、改善に向けた計画と数値目標を掲げた。2022年度地域連携センターの実効性PDCAサイクルが実現したか、評価できる点と課題を地域連携センター運営委員会活動報告書、地域連携活動報告書等に基づき、2022年度第3回地域連携センター運営委員会では協議を行った。活発な意見交換とともに点検・評価を行い、改善及び向上に向けた地域連携活動が、2023年度で取り組めるよう確認・共有を行った（資料 9-51）。

#### <点検・評価結果に基づく改善・向上>

2021年度自己点検評価報告書<点検・評価結果に基づく改善・向上>事項として、「坂戸キャンパスが所在する埼玉県西部に多い中山間地における地域連携活動の地域連携活動の交通手段や保険、交通費の負担」が課題となった。改善・向上に向けて、他大学の事例を収集すること、他大学10校より収集を行い60%の回収率を目指す計画と数値目標を、2022年度第1回地域連携センター運営委員会にて掲げた。地域連携センター運営委員会委員及び事務局にて23校に調査依頼を行い、15校より回答が得られた。数値目標の10校を優に超え回収率も65%と目標を達成した。2023年度の取り組み事項として、他大学の回答結果に基づき分析検証し本学の費用の検討につなげていくことを、2022年度第3回地域連携センター運営委員会にて確認・共有を行った（資料9-51）。

2021年度自己点検・評価報告書の外部評価結果を受け、努力課題等に対するHPの再構成等の改善を一部行った。2023年度に大学全体のHPの改編が行われる際に、大幅な再構成を行う（資料 9-52【ウェブ】）。

## 2. 長所・特色

なし。

## 3. 問題点

なし。

## 4. 全体のまとめ

2022年度は、COVID-19の感染防止のため、社会連携・社会貢献活動の一部が制限されたが、感染防止対策を講じて活動が再開している。

大学の理念・目的等を踏まえた「社会連携・社会貢献の方針」に関する方針を定め、HP等により掲載している。同方針に基づき、学内外の様々な社会連携・社会貢献に関する取り組みを行い、教育研究の成果を適切に社会に還元している。また、「地域連携活動発表会」「地域と大学ー城西大学・城西短期大学地域連携センター紀要ー」「地域連携活動報告書」等で教育研究、地域貢献活動の成果を広く社会に公表している。

地域・社会との連携・協力、教育研究の成果還元、教育との連携等についての点検評価は、地域連携センター運営委員会で行っており、実効性のPDCAサイクルが実現したか協議をし、改善及び向上に向けた地域連携活動が、次年度で取り組めるよう確認・共有を行っている。

2021年度に地域連携センター事務室が新設され、産学官連携事業や本学周辺の地域の自治体・団体等との連携事業が展開されており、今後の地域連携活動を推進していく基盤となっている。

## 第10章 大学運営・財務

### (1) 大学運営

#### 1. 現状説明

10(1).1 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は2015年に創立50周年を迎え、その翌年に次の50年を見据えて、これまでの取組みを継承するとともに新たな飛躍の一步を踏み出すための中期目標(2016-2020)《7つのJ-Vision》を定めた。その後、建学の精神である「学問による人間形成」の下、自律した個を備え多様な価値観を尊重する人材の育成というミッションを改めて確認したうえで、本学の経営・運営の指針として、中期計画(2020-2024)を定め、現在はそれに基づき大学運営が行われている(資料1-10【ウェブ】)。中期計画の目標達成に向けて、2022年度事業計画が示されHPで公開されている(資料1-11【ウェブ】)。さらに、年度ごとの事業計画の達成状況を確認し報告書としてHPで公開している(資料1-12【ウェブ】)。また、年度ごとの事業計画を実施していく中で、社会情勢の変化やニーズに対応できるよう、常務理事会において中期計画や事業計画の見直しについても議論している(資料10-1)。

大学運営に関する方針は、「本学は、建学の精神、教育理念、中期目標等の実現に向けて、以下に定める「管理運営に係る方針」に基づき、円滑な大学運営に努めるものとする。」としてHPに公開し学外に公表されている(資料10-2【ウェブ】)。

学内構成員に対しては、上記HPのほかに、Microsoft Teamsを用いた「教職員ページ」があり、その中で周知している(資料10-3)。

10(1).2 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

#### <適切な大学運営のための組織の整備>

学長の選出については、学長選出及び任命手続に係る規程（資料10-4）第2条に「学長の選出及び任命は、学長推薦委員会（以下、「推薦委員会」という）において単数又は複数の候補者を選出し、理事長へ推薦し、理事長は理事会の意見を聴いて学長を任命する。」と規定されている。

役職者の任命については、業務規則第20条、22条、24条、27条に定め「学長の推薦により理事長がこれを任命する」としている。権限については、第64条に「部長及び室長は、学長又は事務局長の命を受け、規則の定めに従って所属員を統轄し、所管業務を遂行する責任を負い、かつその遂行に必要な権限を有する。」としている（資料6-9）。

大学と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化は、理事会規程に「理事会は、法人の教育・研究の充実及び向上を目的とする有効適切な経営管理を行うため、その基本的な施策、方針、計画等の重要事項を審議し、決定する。」としている（資料3-8）。また、理事会のもとに常務理事会を置き、業務運営上の重要事項に関し、構成員の意見を反映した大学運営を行っている（資料10-5）。毎月、理事会・常務理事会を開催し、大学の課題や状況について共有・議論している。理事会等の方針、経営に係る事項の教学組織への周知は、学長・副学長会議において周知徹底を図るとともに構成員にも共有している（資料10-6）。

教学組織については、学長が教学組織の長として全学を統括し、3名の副学長が学長の職務を補佐している。各学部、研究科には学部長、研究科長を置き、学部等の運営を統括している。教学組織の運営においては、各学部の教授会の上位に位置する、「執行部会議」が置かれ、本学における教育・研究や学部間にわたる事項について審議し、調整を行っている（資料10-7）。

大学における意思決定プロセスについては、教授会や研究科委員会で審議された案のうち、日常的なものは主管部署からの起案により学長または理事長が最終決定を行う。その他、重要案件については、執行部会議で審議される。今後は、大学運営会議と教学マネジメント会議で審議される。学則や規程等の改変等については、理事会や常務理事会において決定さ

れる。

学生には、授業科目ごとに「授業アンケート調査」を実施し、結果を担当教員にフィードバックし対応している。課外活動に関する意見は、学生課が定期的に学友会（体育会・文化部連合会等の団体が加入している組織）と会議を開催し、学生からの意見に対応している。更に、毎年「学生生活アンケート」を全学生に実施し、学生からの意見や要望に対応している（資料10-8）。

教員には、大学学則第8条及び大学院学則第7条3項に基づく学長から諮問された事項や、教育研究に関する重要事項で教授会等の意見を聴くことが必要な事項について、教員の意見を聴取している。

また、案件に応じて執行部会議で意見を述べたり、学長が学部長等との懇談会を開催し、意見を聴く場合もある。

職員には、各部署でのミーティング等で管理職が所属職員の意見を吸い上げ、案件に応じて、各部署と調整を行い対応している。また、毎月開催される部課長連絡会において情報共有と意見交換を行っている（資料10-9）。なお、大学方針に係わる意見については、事務局長が直接意見を聴き、法人と調整し対応している。

さらには、教職員全体に対して、学長意見箱（メール）が設置され、自由に意見が言えるようにしたうえで、学長自らメッセージを発信（オンライン）することにより、教職員全体の認識の統一化を図っている。

#### <適切な危機管理対策の実施>

教育研究と管理運営を阻害する事態を未然に防ぐために必要な危機管理体制については、以下のとおり整備している。しかし、不測の事態において迅速な対策を講じるための「危機管理マニュアル」が未整備であり今後の課題である。現状は、有事の際には、学長や事務局長が総務課と連携し問題発生時の危機管理を共有する体制をとっている。事務局内の迅速な連携と情報共有のために Teams を利用し、情報の統制と迅速化の体制も整えている。

個々の事象に関しては、「コンプライアンス推進規程」や「ハラスメント防止等に関する規程」、「個人情報の保護に関する規程」、「防災管理規程」等を整備している（資料10-10、7-24、10-11、10-12）。

また、本学では、2019年4月より学校法人城西大学情報化推進センターを置き教育・研究及び事務システムに関する情報環境基盤の整備充実、また、情報セキュリティ対策に関する事項を協議している。この中で「学校法人城西大学情報セキュリティ基本方針」「学校法人城西大学情報セキュリティ基本規程」を策定し、情報セキュリティの確保、インシデント対応等に取り組んでいる（資料10-13、10-14）。

○学校法人城西大学情報セキュリティ基本規程の概要

<目的>（第1条）

「学校法人城西大学情報セキュリティ基本方針」の決定を受け、情報資産の適切な利用、保全、適用に関し、遵守すべき基本的事項を規定し、学校法人城西大学の統一的、全組織的な情報セキュリティの維持向上を図る。

<規定内容>

1. 適用範囲について（第2、3条）

- (1) ・本法人の全ての構成員（役員等、教職員等、学生等）  
 ・外部委託先業者等の本法人の情報資産を利用する全ての者
- (2) 本法人が管理する全ての情報資産

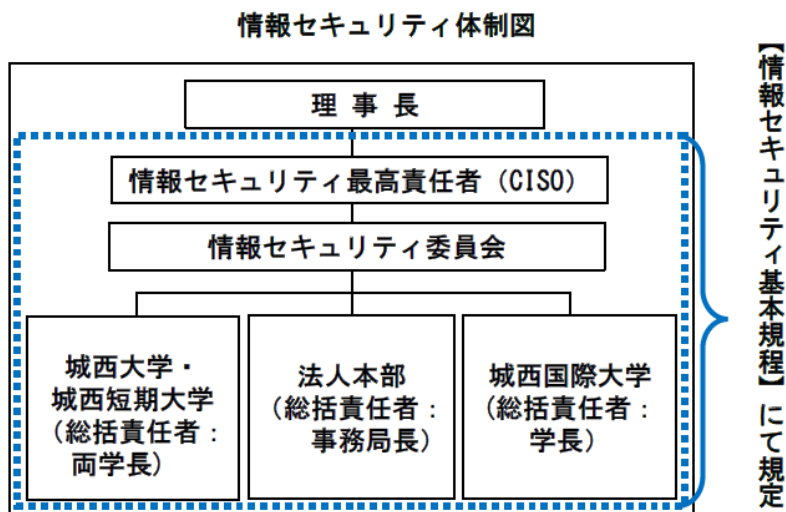
本法人の所有する情報だけでなく、外部から正当に入手し管理する情報資産も含む

2. 教職員等及び学生の情報セキュリティに関する基本的責務について（第4、5、6、7条）

- (1) 保全とその注意義務 (2) 不正入手の禁止
- (3) 不正利用などの禁止 (4) 業務委託の際の留意点
- (5) 情報セキュリティ推進方法（第12、13、14条）

3. 推進体制、情報セキュリティ対策基準などについて（第8、9、10、11条）

- (1) CISO（情報セキュリティ最高責任者）の設置と任務
- (2) 情報セキュリティ委員会の設置と役割
- (3) 情報セキュリティ総括責任者の設置



10(1).3 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

1 予算編成

- (1) 予算編成のプロセス

予算編成については、2023年度予算編成方針を具現化すべく、城西大学事業計画の重点事項を踏まえ、経理規程に定める年度予算業務フロー及び予算編成要領に基づき、城西大学の予算申請要領及び予算編成業務予定表を作成して（資料10-15）、7月に各部署に対して文書及び連絡会同において指示をした（資料10-16、10-17）。

予算申請については、10月10日以降各部署より提出された申請書に基づきヒアリングを行い予算調整を実施した。その後、取りまとめた予算案について、11月21日から25日の間で事務局長及び学長に指導を受けて11月29日に法人本部へ提出し計数登録を行った。

## （2）内部統制等

予算編成の要領については、学校法人城西大学経理規程（資料10-18）において定められており、学内における要領については経理業務マニュアル（資料10-19）において定めている。

学内においては、予算部署内における統制、経理部署における統制、事務局長・学長による統制を経て、法人本部における統制を受けている。年度予算は、常務理事会での調整を経て評議委員会の諮問を受け理事会で承認の手続きが行われている。

## 2 予算執行

### （1）予算執行のプロセス

予算執行については、経理規程及び調達規程、並びに学内の経理業務マニュアル及び調達業務マニュアルに基づき執行し（資料10-18、10-19、10-20、10-21）、財務システムにより各予算部署の各事業の予算を管理し、勘定科目コード別に予算額・執行額・残高を随時把握するとともに、システムにおいて各業務の予算を超えた執行ができないように設定している。また、1件の調達予定の金額に応じて調達の承認者を所属長・事務局長・学長・理事長に区分して事前承認を得ており、伝票処理については、所属長の承認・調達課の審査を経て経理課で承認し、書類とシステム上の両方で承認の手続きを実施している（資料10-22）。

予算執行においては、監事と公認会計士による部外からの監査、及び内部監査室による内部監査の3つの部内外の監査により多角的な観点から予算執行の手続きの妥当性、事務処理の合規適切性及び予算執行における費用対効果等の検証を受けることにより透明性の確保を図っている。監事による監査は、随時、質問に回答する形で行われる。会計士による監査は、10月・3月・4月に定期監査、及び5月に決算監査が行われ、収支項目及び固定資産等について確認を受けることになっている（資料10-23）。また、内部監査は7月に科研費の執行状況について監査を受けた（資料10-24）。以上の部内外の監査により予算執行の細部にわたり透明性を確保することができている。

また、外部に対する透明性の確保の観点から、2021年度の決算報告として決算書、監査報告書、事業報告書及び財産目録総括表を大学のHPで5月末に公開した（資料2-21【ウェブ】）。

### （2）内部統制等

学内においては、予算部署内における統制、経理部署における統制、事務局長・学長による統制を経て法人本部における統制を受け、最終的に理事会の統制を受けている。

決算は、法人計画により行われ、中間決算は常務理事会及び理事会において報告がなされ

る。また、年度決算は常務理事会での調整を経て評議委員会の諮問を受け、理事会で承認の手続きが行われている（資料10-25）。

(3) 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組み

経理規程で定める中間決算において、毎年度9月末日時点における執行状況を分析することにより上半期の事業の検証を行い、その成果を下半期の執行に反映させている（資料10-26）。

また、予算編成の過程において各事業の前年度の執行実績及び当該年度の執行見込みを確認することにより、次年度の事業の必要性及び妥当な事業規模の算定を行っている。

10(1).4 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

事務組織構成については、大学業務を円滑かつ効率的に行えるよう適宜見直しをしており、業務内容の変更や部署の統廃合などの変更を行っている。

職員の採用については、毎年度の退職状況等を踏まえて、新卒及び中途採用から必要な人員を確保している。人員の確保に関しては、外部機関をとおして採用活動を行うとともに、学内勤務者（嘱託職員・臨時職員）からも採用・昇格を行っている。

職員配置等については、適正を見極めたうえで、中長期的な展望を視野に入れ配置を検討している。また、人事異動の際には、本人の希望を聞いたうえで、所属長にヒアリングを行うなどを行っている。

教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係については、各事務部局の主要な部署に部長職（教員）を配置し職員との連携を図っている。また、事務組織から提案された事項で学長の判断や大学執行部の判断が必要な場合には、執行部会議にて議論されている。

職員の業務評価及び処遇改善については、評価制度を導入し適切な評価を行っている（資料10-27）。具体的には、目標達成度評価と能力評価についての評価を2020年度から行っている。目標達成度評価は、各部署の業務目標や個々の職務分掌に基づいた目標を上司と面談を行ったうえで立て、期末に1年間の評価を受ける。能力評価は責任感や積極性などの項目について自己評価し、上司が面談を行ったうえで決定している。さらに2次評価者が評価の客観性を確認し最終評価をつけるなど、適正に行われている。



### 10(1).5 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学においては、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るため、また共通の意識を持つために、全学的なFD研修会に職員も参加することとしている。また、これまでは職員だけの研修会として、例年夏季にSD研修会を実施していたが、2017年より、教員も含めたSDを実施し、教職員の資質向上に努めている（資料10-28）。

2020年度は「パワハラアンケート結果をもとにコンプライアンスの取り組みについて考える」（2020年7月31日：参加者335名）を実施し、2021年度は、「メンタルヘルスマネジメント（セルフケア、ラインによるケア等）」（2021年8月27日：参加者295名）、2022年度は、メンタルヘルス研修の第2弾として、「メンタルヘルス研修（メンタル不調の兆候とその対応）」（2022年8月26日：参加者165名（教員参加は役職教員のみ）と題し実施した。実施後のアンケートからは、「理解できた」「おおむね理解できた」の合計が99%、「業務に役立ちそうか」に対しては、81%が「はい」と答えた。

また、自由参加型ではあるが、全職員に対しミニSDを企画し業務改善や効率化を目指し実施している（資料10-29）。

2020年度からは顕彰制度も採り入れ教職員全体で推薦し、表彰を行うこととした（資料10-30【ウェブ】）。

これらの取り組みにより、大学運営を適切かつ効果的に行うために事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための必要な方策は組織的に実施されており、適切であると判断できる。

### 10(1).6 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

各部局の定期的な点検・評価については、「大学職員評価実施規程」における評価を実施する際に、各部局の年度目標や達成状況等を確認している（資料10-27）。

職員の人事体制については、各部局の管理職が事務局長及び人事課長とのヒアリングを実施し意見交換の場を設けている。その後、学長、理事長の決裁を求める手続きとなっている。教員人事については、基準6で述べたとおりである。

大学運営の適切性についての点検・評価は、予算編成方針に基づいて「事業計画」を作成し、当該年度の事業及び予算案について計画を立てている。予算案を立てた段階で法人の確

認とヒアリングを行っており、合計で3回の法人確認を経て、理事会で承認される。

「事業計画」の進捗状況や結果については「中間報告」を常務理事会、理事会において点検・評価されており、それらの結果が次年度の事業計画に反映されるようになっている（資料10-1）。また、日本私立大学連盟のガバナンス・コードに準拠しガバナンスの強化と健全性の向上を図ることをHPで宣言している。また、ガバナンス・コードの遵守状況を点検し、その結果を公表している（資料10-31【ウェブ】）。

教育研究機能の向上及び財政基盤確立等に寄与することを目的に、公正不偏な立場で適切に監査を実施し、本法人の掲げる理念及び目的が達成できるよう監事監査を実施している。

法人監査システムは「学校法人城西大学監事監査規程」に基づいて、本法人の業務及び財産全般について実施している。監査計画は毎事業年度初めに監査実施計画を作成実施している。監事監査実施後は、監査報告書を理事会及び評議員会に提出し、監査の実施状況とその結果を報告している（資料10-32）。

法人内部監査は、業務監査及び財務監査を行っており、その業務が適正かつ効率的に運営されているかを公正かつ客観的に検証し、これに基づいて業務改善に必要な提案ならびに意見の提出を行っている（資料10-33）。

監査法人による、私立学校振興助成法に基づく会計監査についても適切に行っている。

毎年度の事業計画、事業報告の作成に当たっては、各大学が作成した原案を常務理事会で検討し検討結果を各大学に報告、各大学で追加、修正を行い、最終的に理事会において審議・承認され、報告書として大学HPに公表している（資料1-12【ウェブ】）。毎年度の事業計画や法人の中期計画を実現するために、点検・評価結果に基づき、本学と姉妹校である城西国際大学の連携不足が指摘され、元本学副学長で、現城西国際大学の学長より連携案についての講演が行われた。それを機に、連携強化に向けての動きだし、まずは、各部署単位での連携が始まっている。

また、事業年度の間時点で財務状況を内外に向けて明らかにして現状を把握し、経営に関する問題点や改善点を洗い出すために法人・各大学において中間決算を実施している。

中間決算により、収入・支出の下期執行の予測を行い収支の管理を適切に行い、次年度予算の編成に反映させている（資料10-18）。

## 2. 長所・特色

事業年度毎に事業計画書及び事業報告書公表しており、2020年度よりスタートした中期計画の達成に向けて取り組んでいる。またFDやSDも活発に行われている。

## 3. 問題点

様々な危機管理の体制はできているが、マニュアルとして整備されていないため、整備に向けた検討が必要である。

#### 4. 全体のまとめ

2020 年度に策定した中期計画は年度経過毎の確認をしており、達成に向けて大学として取り組んでいる。また、本学の特色ある教育の推進と各組織における改善改革を実行していくための体制整備、予算編成・執行のプロセスも整備されている。

組織の人員配置や組織についても適切である。

## (2) 財務

### 1. 現状説明

10(2).1 教育研究を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

<私立大学>

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

経常収支については、学納金収入が年々減少する一方で教育研究経費を主体に支出は増加し、結果として経常収支差額は年々減少し赤字への転落が危惧される状況にある。今後18歳人口が減少していく中において永続的に発展し得る財務体質の構築が必要である。

このため、学校法人城西大学中期計画（2020～2024年度）の「I. 城西大学」に示された事業の財源を裏付けるとともに、「IV. 財務」の施策を具体化するため「城西大学中期財務計画（案）」を経理課において作成し、2022年3月23日に事務局長に提出し承認を得た。

「城西大学中期財務計画（案）」においては、学納金収入等の収入の推移見積、人件費・教育研究経費・管理経費の支出の推移見積に基づき経常収支の推移見積を行い、「中期施設設備整備計画」に基づく施設設備費の使用計画を踏まえて、経常収支見通しの課題と対応策を検討した。

また、「城西大学中期財務計画（案）」において、財務基盤の安定確保（健全性、永続性）及び教育研究活動の充実に資するという観点から財務指標と目標値を設定した（資料10-34）。

10(2).2 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

### <大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤>

学校法人城西大学中期計画の財務の項において、「教育研究への投資及び施設設備の維持更新を適切に行い、法人としての持続的な発展を支えるための財政基盤を強化するため、本中期計画の最終年度（2024年度）までに経常収支差額を安定的にプラスとする」ことを目標に、学納金のみならず補助金、寄付金等の外部資金の増収を目指すこと、管理経費を主体

とした経費支出の抑制を行うことを主要な施策として実施している。

財務基盤の確立について、2021年度の財務関係比率についてみると、人件費比率は全国平均に比し低く、教育研究経費比率はかなり高くなっている。また、経常収支差額比率も高い水準で推移しており、総じて適正であると評価する（資料 10-35）。

また、特定資産のうち施設設備引当特定資産において、施設設備費を計画的に積み立てており、現状及び将来にわたり必要な資金は確保できている（資料 10-36）。

一方、学納金収入は年々減少傾向にあることから入学生の募集強化、退学者及び休学者の抑制等について検討がなされている。また、学納金への依存体質を脱却し学納金収入の減少を補う外部資金を獲得するための取り組みを強化し、収入の多様化を図ることも認識されている（資料 10-37）。

### <教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み>

教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みについては、①各部署からの予算申請の段階で前年度までの実績を踏まえ各種事業の必要性和事業の規模を精査して予算要求していること、②経理部門で申請内容をヒアリングして更に精査していること、③事務局長・学長に申請内容を報告し大学として教育研究活動に必要な事業内容が網羅されているかを確認していること、④法人本部の予算ヒアリング及び理事会での審議により収支のバランスが取れているかについて精査されていることの4段階を経ることにより確立しているものと思料する。

### <外部資金の獲得状況、資産運用等>

#### (1) 補助金について

補助金収入は、2019年度7.1億円から2021年度では9.8億円と2.7億円の増となっている。これは、2020年度からの修学支援新制度の施行による授業料等減免費交付金2.9億円の純増によるところが大きい。一方、経常費補助金自体は、2019年度は7.0億円を計上したが2020年度からはやや減少傾向にある。

経常費補助金のうち一般補助は、2019年度6.7億円から2020年度は薬学部在籍者の定員割れ等により▲0.6億円の6.1億円となったが、2021年度は教育研究経費率等の好転により+0.5億円の6.6億円となった。特別補助は、2019年度0.5億円から2020年度はCOVID-19による留学生受け入れ減により国際交流基盤整備支援が減となり▲0.2億円の0.3億円となったが、2021年度は若干の回復により+0.1億円の0.4億円となった。

#### (2) 寄付金について

寄付金収入は、2019年度1.4億円から2021年度では1.8億円と0.4億円の増となっている。これは、緊急コロナ奨学金の財源として寄付金を募集し、5千万円の寄付を受けたことによるものである。

なお、寄付金は、父母後援会と同窓会からのものが6割程度と、例年、収入の大半を占めている。

新入学生のご父母に対し毎年度1口10万円として寄付金を募集しているものの、

例年 50 名程度（500 万円）に留まっている状況である。

研究寄付金は、2019 年度：1.0 千万円、2020 年度：1.4 千万、2021 年度：1.6 千万円と増加傾向にある。

寄付金増収の施策として、2022 年 4 月より大学HPに寄付金サイトを開設したところであり、今後とも寄付金募集の施策を検討していく（資料 10-38）。

### (3) 科学研究費補助金、受託研究費・共同研究費等について

外部資金獲得の方策として、科学研究費補助金及び受託研究・共同研究（受託事業収入）は重要な方策の一つである。

科学研究費補助金については、補助金の獲得に向けた説明会等の取り組みにより、採択件数は 2019 年度 13 件から 2022 年度は 21 件と増加傾向にあり、採択金額も 2019 年度 1.7 千万円から 2022 年度は 3.0 千万円に増加している。

受託研究費・共同研究費については、2019 年度 3.1 千万円から 2021 年度 4.8 千万円と増加傾向にある（資料 10-39）。

### (4) 資産運用について

資産運用は法人本部において一元的になされており、城西大学としては資産の管理面で協力をしているところである。

## 2. 長所・特色

特になし。

## 3. 問題点

学納金比率が全国平均 81.2%（2019 年度医師系法人を除く）に比し、2022 年度 1 次予算では 83.2%とやや高く、寄付金比率は全国平均（2019 年度）2.1%に対し 2022 年度 1 次予算では 1.3%、補助金比率は全国平均（2019 年度）12.2%に対し 2022 年度 1 次予算では 9.0%と低いことから学納金に依存する体質が続いている。

なお、学納金への依存体質を脱却し学納金収入の減少を補う外部資金を獲得するための取り組みを強化し収入の多様化を図ることについては認識を共有し、学校法人の予算編成方針に明記されるとともに、城西大学の事業計画においても学納金のみならず補助金、寄付金等の外部資金の増収を目指すことを明記して取り組んでいる。

## 4. 全体のまとめ

将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤の確保については、学納金のみならず補助金、寄付金等の外部資金の増収を目指し、管理経費を主体とした経費支出の抑制を行うことを主要な施策として実施した。経常収入については年々減少傾向にあるため、学納金収入の確保による財務基盤の安定化に向けて、入学生の募集強化や退学者・休学者の抑

制等に取り組む必要がある。一方で、学納金への依存体質を脱却するための外部資金を獲得するための取り組みを強化し、収入の多様化を図ることも認識されている。

大学の将来を見据えた観点としては、長期施設設備計画の実行に必要な資産を確保しており、将来への備えは必要十分と判断されるので、今後もこのような状況が続くよう努力する。

## 第11章 グローバル化

学校法人城西大学は、2015年の城西大学創立50周年を迎えるにあたり、2011年、中期目標（2011-2015）《J-Vision》を定めた。同ビジョンの下、多様な言語と文化を持つ様々な国の学生・教職員が集うグローバルキャンパスの取組みを進めるとともに、地域社会との連携を通して、教育研究活動を積極的に行ってきた。その結果、本学の海外姉妹校は約170校を数え、アジアや中欧ヨーロッパのハンガリーやポーランドなどと多くの交流を行ってきた。数多くの姉妹校との連携活動は教育活動のみならず、様々な形での事業に発展しており、COVID-19により国際交流活動が大幅に制限されたものの、できる形での活動を継続し、これまでの交流をさらに発展させるべく努力している。

後述するが、中期計画に掲げた「国際化された教育システムの展開」を達成すべく、本学のグローバル化を支えている国際教育センターと語学教育センターでは、これからのグローバルな社会において、国内にとどまらず、国外も含めた社会全体に貢献できる「真の国際人」の育成を目標としている。それは、単に語学ができるだけの人間ではなく、海外留学やキャンパス内の国際交流といった実践の場を通して得られる知識と経験、また、異文化への理解、共感、協調性といった豊かな人間性を備えた人材のことを指す。これは、本学の建学の精神である「学問による人間形成」に基づいた考え方であり、本学の特色の一つとして挙げるができる。

国際大学ではないものの、総合大学としての特色をいかし、各国との交流をとおして教育活動に国際化をプラスするのみならず、学生がキャンパス内外での国際交流活動を通じて、グローバルなマインドの涵養を身につけられるよう工夫している。

本章の「グローバル化」については、本学において“留学生派遣”と“外国人留学生受入”、及び各種国際教育・交流活動を核とする『グローバル人材育成のための（学生）教育』を行っている「国際教育センター」及び城西大学の全学部、学科の語学教育を担っており、語学教育システムの開発・提供により、学生が国際社会で活躍するとともに貢献する国際教養人となるために必須である語学力を身につける支援をしている「語学教育センター」の活動を中心に点検・評価を行う。

### 1. 現状説明

#### 11.1 大学としての国際化を推進するために国際化に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、等を踏まえた国際化に関する方針の適切な明示と公表
--

学校法人城西大学が定めている「学校法人城西大学中期計画（2020～2024年度）」において、「国際化された教育システムの展開」が示されている（資料1-10【ウェブ】）。

また、本学のアドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）においても、「城西大学は、（中略）グローバルな社会で必要とされる多様性の受容とアイデンティティ、知的能力、道徳的能力を身につけた実社会に貢献できる人材を育成し、社会の発展および人類の福祉に貢献します。」としており、グローバル人材の育成に注力している。

さらに、各学部のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）でも、「（中略）



国際社会におけるコミュニケーション能力を涵養するために、英語（外国人留学生は日本語）を必修とし、その他にも、ヨーロッパやアジアの国々の言語を選択科目として配置しています。（経済学部）「課外活動や事例研究をつうじて、地域社会及びグローバル社会の課題発見・解決の実現ができる人材を養成するため、必修の演習科目を全学年に配置し、統合的な能力を養います。（現代政策学部）」「プロフェッショナルとしてグローバルに活動する基盤を形成するための情報通信技術、英語、会計の基礎教育を行います。（経営学部）」また、「数学的な知識や技能を用いて国際社会で活躍するために、英語を通じてディプロマ・ポリシーで掲げた能力を身につけます。（理学部）」等、国際的に活躍できる人材になりうる教育を積極的に展開している（資料 1-5【ウェブ】）。

また、2022 年度に、グローバル化の方針の見直し、「教育システムの国際化の方針」に改定した。この方針は上記の各種方針に示されているものをより実効性のあるものにすべく、教育システムを国際化するために定められ、具体的な内容が示されている（資料 11-1【ウェブ】）。

以上の方針を受け、城西大学ホームページ「国際交流・留学」冒頭には、これらを具体的に所管する国際教育センターを紹介することで具体的な行動目標を以下のように掲げている。

『「真の国際人」を育成する海外交流・文化事業の拠点」として、国際教育センターは、広く国際的な視野で物事を考え、行動することのできる人間の育成という本学の理念を具現化するために設立されました。海外姉妹校との連携強化、新たな海外姉妹校の開拓、交流促進、海外教育ネットワークの構築などを行います。また、“JEAP”【Josai Education Abroad Program】（城西大学海外教育プログラム）のより一層の充実を図ります。さらに、本学における留学生の教育環境を改善するため、留学生の支援活動の強化充実を図ります。留学生に対する教育サービスや危機管理体制の一元化を目指します。』としている（11-2【ウェブ】）。

一方、城西大学の全学部、全学科の語学教育は【語学教育センター】が担当している。

「使える外国語、役立つ語学力」の教育を目的として、これからのグローバル社会で真のグローバルシチズンとして活躍、貢献することができる人材の育成を目指し、城西大学で学ぶすべての学生に語学教育を行っている（資料 11-3【ウェブ】）。

これらの目的達成のため、城西大学 Web サイトの「外国語教育」ページにおいて、目標と方針を以下のように説明している。『城西大学では、世界に通用するグローバル人材の輩出を目指しています。そのために、広く言語とコミュニケーションの応用について学び、将来、高度な職業人を目指せる国際教養人を育成します。城西大学で学べる言語は 11 言語に及びます。また、城西大学では、多言語能力を高めるために、母語と英語に、さらに一か国語を加えた「三言語教育」を行っていきます。』としている（資料 11-4【ウェブ】）。

## 11.2 国際化に関する方針に基づき、国際化に関する取り組みを実施しているか。

評価の視点 1 : 取り組みの独自性や内容

## &lt;国際教育センター&gt;

城西大学は、国際教育を所管する部署として国際教育センターを設置している。国際教育センターの設置は、「城西大学国際教育センター規程（昭和 61 年 4 月制定）」によっている。同規程は、各項目や活動内容において対象を城西大学のみならず、城西短期大学も含めて一体運用されている。（資料 11-5）

国際教育センターの活動内容は、同規程の第 4 条で定められており、主に以下の活動を行っている。

- 1) 国際交流を促進するための活動（国外の大学との姉妹校関係の促進及び客員研究員の招聘等）
- 2) 教員の国内外の調査、研究、研修（派遣、招聘及び交流等）等のための活動
- 3) 在学生の教育に貢献するための活動（国内外における各種セミナーの開催、公開講座及び課外活動等の開催）
- 4) 目的別の研究部門の設置
- 5) 機関紙及び研究刊行物等の刊行
- 6) その他国際センターの目的を達成するために必要な活動

同規程第 5 条に「国際センターの運営に関する諮問機関として、国際交流委員会を置き（以下略）」と定められているが、その後の同委員会の名称は平成 18 年 4 月に「JEAP 実施委員会」、後日さらに「国際教育委員会」に改称した。

現状、この国際教育委員会の規程は「JEAP 実施委員会規程」として平成 18 年 4 月に制定、施行されたものに沿って運営されている（資料 11-6）。

同委員会は、所長、副所長及び各学部、短大、及び語学教育センター、別科教員から選出された国際教育委員より構成されており、事務局は国際教育センター事務室が担当している。

国際教育センターの各種活動は、原則として毎月開かれる国際教育委員会において審議、報告、情報共有されている（資料 11-7）。

また、外国人留学生の修学及び在籍管理、生活上の相談指導業務を体系的、総合的にを行い、外国人留学生の教育指導の充実発展に寄与することを目的に、国際教育センターの管轄下に平成 23 年 4 月に「城西大学・城西短期大学留学生支援センター」（以下、支援センター）を設置し、同支援センターの規程も同時に定められた（資料 11-8）。

支援センターでは、その規程に沿って、在籍管理、在留資格更新手続支援、学習支援、生活支援、経済支援、全学的危機管理等を行う。

なお、支援センター内に各活動を統括・運営する運営委員会が設置されていたが、既に述べたとおり、現状では国際教育センターの国際教育委員会において、外国人留学生支援活動を含む国際教育活動全般の審議・報告・情報共有等を行っていることもあり、2019 年

4月に支援センター委員会を国際教育委員会内に統合・一元化して、より効率的な運営体制に変更した。

国際教育センターでは、グローバル人材の育成及び、本学としての国際教育力強化を目指し、以下の活動を行っている。

また、国際教育センター傘下に「留学生支援センター」も有しており、本学に在籍する外国人留学生の各種サポート、在籍管理等を中心に行っている（資料 7-13【ウェブ】）。

#### ① 留学生派遣（送り出し）

本学では、グローバル人材の育成を目的に本学独自の海外教育プログラム“JEAP”を展開し、姉妹校への留学生の派遣に積極的に取り組んでいる（資料 11-9）。

留学生派遣は、長期留学（3ヶ月以上）と短期留学（3ヶ月未満）に大別される（資料 11-10【ウェブ】）。

##### 1) 長期留学

現状、グローバル人材育成のための最も有効な手段の一つが長期留学である。長期留学では、半年～1年の長期間にわたり留学先で語学や専門科目等を学んで学力を伸ばすだけでなく、現地で異文化・多様性を体験、理解することにより、より広い視野でコミュニケーションができる力を養うことができる（資料 11-11【ウェブ】）。

本学では、長期留学として、本学の姉妹校との学術交流協定に基づいて互いの学生代表を交換して派遣し、専門科目や語学等を学ぶ『交換留学』と、姉妹校が実施する外国人向け語学教育プログラムで主に語学を学ぶ『私費語学留学』の 2 種類のプログラムを実施している。また、城西大学・城西短期大学の卒業生が、カリフォルニア大学リバーサイド校(UCR)及びカナダのカモーン・カレッジ(CC)に留学することができる JEAP 卒業生のための研修特別プログラムを実施している。個人での海外留学は、留学先への申請、宿泊先の手配、ビザの取得等々、多大な労力を必要とするが、本プログラムを利用することで、希望者は、プログラム申込やビザ申請をはじめとする留学準備、手続きのサポートのほか、留学先でのアドバイス等も受けることができる。本卒業生プログラムは、参加者を経済的に助成する制度もある。

なお、近年は年間派遣者数 10 名を目標に、長期的視野で地道に取り組んでいる。

国際教育センターでは、長期留学を目指す学生が質問・相談に来た際には、留学先や期間、留学中の活動など、学生の希望や目的に沿って留学全般にまつわる回答・アドバイスを行う。そして、具体的な希望が固まった学生には正式に JEAP 留学の登録を受け付け、留学の適性を見極めながら、以後留学実現まで各種サポート（スケジュール作成、所長面談、学部への推薦、先方への留学プログラム申し込み、ホームステイ手続き、各種支払い手続き、ビザ申請補助、渡航準備等）を行う。

また、長期留学を目指す学生の語学力やコミュニケーション力を強化するために外国人教員による「JEAP 準備語学講座」を設け、英語圏への長期留学を希望する学生に受講を義務づけてきたが、コロナ禍を機にこの講座の在り方を見直し、2021 年度より長期留学予定学生に英語力及び留学生活に関する“総合的な留学スキル”を身につけさせるため、オンラインによる「JEAP 準備語学講座」受講を推奨している。ただし、JEAP 準備語学講座に関してはその構成の在り方を検討している段階にあり、長期留学が決定した学生には、代替措置

として、語学教育センターが所管する Language Lounge を活用することで、出発前の語学能力の向上を図っている（資料 11-12【ウェブ】）。

長期留学が決定した学生には、留学スキルの向上と留学予定学生同士のネットワーク作りの場として新たに「JEAP 準備セミナー」をスタートさせた。留学前に危機管理及びメンタルヘルスを実施し、より安全で充実した留学を実現できるよう様々な側面から留学準備のサポートを行っている。従来、私費語学留学の場合に限って、出発前に保護者も含めた最終説明会を行い、渡航～留学開始～留学中～帰国までの各種手続き、留意事項等を説明してきたが、2022 年度は、COVID-19 の影響や、ウクライナ紛争に関連する地域への留学希望者がいたため、交換留学についても保護者説明会を行った（資料 11-13）。

なお、長期留学中には派遣学生から毎月末に「留学報告書」を提出させ、留学の進捗状況や心身の健康状態を把握するとともに関係教職員で情報を共有、それぞれの立場から必要に応じて適切なアドバイス等を提供できるサポート体制を構築している。また、本学ホームページの「留学だより」コーナーにて定期的に留学の状況や留学中の体験等を同じ学生目線で発信してもらうことにより、本人のモチベーション維持と、今後留学を目指している学生への情報提供・啓蒙を行っている（資料 11-14【ウェブ】）。

そして、帰国後は、今後長期留学を検討する学生のためにホームページで「長期留学体験談」を発信してもらうとともに、直接学生たちと面会する場を設けて留学の楽しさや注意点等を伝えたり、長期留学説明会等で出席者に自分の留学体験談を披露してもらったりするなどの機会を積極的に提供している（資料 11-15【ウェブ】）。

なお、これまで年に数回実施してきた長期／短期留学説明会がコロナ禍で行えない状況の中、COVID-19 後の留学派遣を促進するための新たな試みとして、2019 年度の長期／短期留学経験者の動画インタビュー収録を行い、同世代の学生目線で今後の留学希望者のモチベーションキープや希望者増加につながるコンテンツとして 2021 年 3 月に本学 HP にアップするとともに、オープンキャンパスの保護者説明会での紹介や、事務所横に新たに設置した LCD サイネージ等でも紹介するなど、学内で効果的に発信している（資料 11-16【ウェブ】）。

また、JEAP 長期留学生のうち、私費語学留学生には「JEAP 留学生のための奨学制度」という経済的支援があり、一定の条件を満たした年間 5 名程度の学生に、奨学金として 1 名あたり 20 万円を給付している。（資料 11-17【ウェブ】）。

2022 年度に関しては、西洋諸国を中心に、入国時の規制緩和が進んだこともあったため、学生の強い要望に基づく形で、卒業生プログラム利用者を含めて 3 名の長期留学を秋から認めることとした（資料 11-9）。さらに、現時点で、5 名の学生は 2023 年度に長期留学を希望しており、引き続き COVID-19 の感染状況等を注視しながら、多くの学生を送り出せるようサポートを継続する。

## 2) 短期留学

短期留学は、「長期留学をする時間や予算がない」「いきなり最初から長期留学に行くのは不安が大きい」という学生たちにとって、留学の入門及び長期留学への架け橋的なものとして、姉妹校に 2-3 週間程度の短期間の留学をするプログラムである。短期留学を経験した

上で、あらためて長期留学を希望する学生も多く、本学の留学プログラムのベースとなるものである（資料 11-18【ウェブ】）。

短期留学には、国際教育センターが主催し、全学部、全学年の幅広い学生層を対象に語学／異文化研修を行う汎用的プログラム（夏休みに実施する「サマーセミナー」及び春休みに実施する「スプリングセミナー」）と、各学部が主催し、学部の履修内容や人材育成プランにより密着・連携した研修プログラムの 2 種類がある。また、姉妹校の城西国際大学の主催プログラムや、他の外部団体等の主催プログラムに本学学生が参加できるものもある。

2022 年度は、2021 年度同様に夏実施の渡航型の短期留学プログラムの実施を見送り、オンラインプログラムとして 2 種類（「オーストラリア姉妹校による英語研修プログラム」、「途上国の課題解決をするオンライン SDGs インターンシップ」）を実施した（資料 11-19【ウェブ】）。一方で、長期留学の項目でも述べたが、海外諸国では入国時の規制緩和が進んでおり、国内の他大学においても 2023 年春の短期留学が渡航型を再開させる大学が多くなる見込みであることを踏まえ、本学としても全学的に渡航型の海外研修を再開することとした（資料 11-20）。

なお、オンラインプログラムについては、一定のノウハウが蓄積されたことと、アフターコロナでも有益な教育プログラムとして機能すると考えられるため、2022 年度のスプリングセミナー（3 月実施）でも実施の継続を検討したが、渡航型プログラムの再開に注力するため、実施は見送った。

### 3) その他

本学では、JEAP 長期／短期留学を促進すべく、毎年 4 月に「JEAP 留学ガイダンス」を実施して各留学の概要やポイント説明する他、サマーセミナー／スプリングセミナーの募集説明会、長期留学説明会（年 2 回）等を実施している。また、各種留学プログラムの内容をわかりやすく説明した「JEAP 留学総合パンフレット」及び長期留学に焦点を当てプログラム内容や留学までの準備について詳しく書かれた「JEAP 長期留学ガイドブック」の作成・配布（資料 11-12【ウェブ】、11-21【ウェブ】）や、本学ホームページで留学に関する各種案内や募集、留學生のレポート、ポスター／チラシの掲示等により、随時留学関連情報を発信している（資料 11-22【ウェブ】）。

2022 年度は、COVID-19 の感染防止に考慮し、「JEAP 留学ガイダンス」の開催を見送った。留学促進の新たな情報発信ツールとして、事務所横の壁面に設置した LDC サイネージを通じて、前述の「留学経験者インタビュー動画」をはじめ、姉妹校紹介、各種プログラム／イベント説明会の案内等を随時積極的に行っている。

#### ① 外国人留學生受け入れ

本学では、グローバルな視点での人材育成、国際教育・交流の推進、国際的キャンパス環境の整備、及び海外からの優秀・良質な学生の確保等を目的に、さまざまな国から多くの外国人留學生を受け入れている（資料 11-23）。

2022 年 5 月 1 日現在、本学（城西大学、別科、大学院）の在籍状況は、資料のとおりである（資料 11-24）。

外国人留學生の受入は、主として、姉妹校との協定に基づく各種プログラム（交換留学、

共同教育プログラム等)での受入と、日本語学校経由等の一般私費外国人留学生受入とに大別される。

姉妹校からの外国人留学生の受け入れに関しては、国際教育センター傘下の「留学生支援センター」を中心に担当している。主な具体的な活動は以下のとおりである(資料 7-13【ウェブ】)。

- 1) 交換留学生の受入窓口
- 2) 姉妹校留学生の留学ビザ取得用書類申請
- 3) 姉妹校留学生の入国準備、入国時の出迎え
- 4) 姉妹校留学生用宿舎手配、運営管理
- 5) 姉妹校留学生入学後の各種オリエンテーション
  - ・市役所での住民票・年金・健康保険加入、銀行での口座開設
  - ・宿舎使用／生活ルール
  - ・キャンパス案内
  - ・キャンパス保険加入
- 6) 日本人学生との交流サポート
- 7) その他

COVID-19 の感染拡大の影響を受け、コロナ禍以前の 2019 年度に比べて姉妹校からの外国人留学生が大幅に減少した。特に、短大や別科における日本語学校経由の入学者が激減していたが、日本国への入国制限が緩和されたことから、既に入学はしていたが、入国できていなかった外国人留学生たちも段階的に来日することができた。交換留学生についても、中欧諸国から 6 名、台湾から 4 名、韓国から 2 名の外国人留学生が 9 月に来日し、少しずつではあるが、国際交流活動の復活の兆しが見え始めた。(資料 11-25)

#### ② 海外からの短期研修／訪問団受入

長期間(半年、1年間、2年間、4年間等)にわたる受入とは別に、主に姉妹校からの外国人留学生研修を 1 日～2・3 週間程度の短期で受け入れている。

2022 年度も COVID-19 の影響を受け、全ての短期研修／訪問団の受け入れ等を実施できなかった。

#### ③ 姉妹校との国際交流強化

本学では、これまで法人本部が中心となって海外姉妹校と学術交流協定を締結し、それに基づいて法人本部との協力連携のもと、傘下の城西大学、城西短期大学、城西国際大学が実際のプログラムを推進してきた。なお、最近では、各大学がそれぞれの交流政策に沿って単独で協定を締結するケースが増えてきている。

2021 年 12 月末現在の本学(学校法人城西大学)の姉妹校は約 170 校ある(資料 11-26【ウェブ】)。

#### ④ 姉妹校訪問

④の国際交流強化のための活動の一つとして、姉妹校を新規もしくは定期的に訪問して

先方の国際教育部門関係者や担当者とネットワークを構築するとともに、必要に応じて具体的な今後の留学プログラム実施に向けての打ち合わせ、本学の学生が留学する際の各種留学環境（キャンパス、寮、通学、学外生）の確認を行うことは、本学の学生を送り出し、安全・快適に留学生生活を過ごしてもらう上でも大変重要である。

2022 年度前期は、COVID-19 の影響を受け、姉妹校への訪問は行えなかった。2022 年度後期は、2023 年春に全学的に渡航型の海外研修が再開されることとなったため、ハンガリーのブダペスト商科大学や ELTE、デブレツェン大学への訪問を実施した。

#### ⑤ 姉妹校関係者受入対応

同じく④の国際交流強化のための活動の一つとして、姉妹校関係者の本学訪問を受け入れて、本学関係者との面会・今後の交流強化の打ち合わせや、本学からの短期留学プログラム説明会出席、本学の留学環境視察、外国人留学生との面談等を行うことは、受け入れに関する本学の基本スタンスや適切な留学・キャンパス環境を実感いただくという点で、訪問と同様に非常に重要な活動である。

残念ながら 2022 年度も COVID-19 の影響を受け、姉妹校からの受け入れは実施できなかった。

#### ⑥ 外部資金、奨学金の獲得

より内容の充実した国際交流活動推進のため、文科省等の外部資金を効率的に獲得することも、重要な活動の一つである。

その最たるものが、JASSO の「海外留学支援制度プログラム」である。国際教育センターが申請に関する全学会議を実施して各学部・部門の申請を促し、各学部の申請プログラムの調整や連携を行うとともに、申請窓口としてすべてのプログラム計画書を取りまとめ JASSO への申請を行う。

2022 年度は、双方向型 1 プログラム、派遣型 2 プログラムの合計 3 プログラムが採択されたが、COVID-19 の影響を受け、2022 年度前期には実施ができていないが、プログラム担当教員と協力のうえ、後期に向けて実施を検討していきたい（資料 11-27）。

#### ⑦ キャンパス内国際交流（JIST）

国際教育センターでは、本学の国際交流活動をサポートする学生ボランティアグループ「JIST」（Josai International Supporters' Team）を組織・運営・管轄しており、「実際に留学するのは難しいが、本学の外国人留学生と交流してみたい」「外交人留学生のサポートをしたい」「国際交流イベントに参加したい」「英会話力を伸ばしたい」などの希望を持つ本学学生なら誰でも加入できる。2022 年 7 月末現在、「JIST」メンバーは 56 名となっている。

JIST は、例年以下のようなサポート活動を行っている。

- 1) 姉妹校からの外国人留学生の成田空出迎え（9 月）
- 2) 来日直後のキャンパス周辺及び東京観光案内（9 月）
- 3) 留学生歓迎会（10 月）

- 4) 高麗祭での外国人留学生文化展示ブース補助、パフォーマンス披露 (11 月)
- 5) 交換留学生との学外研修バス旅行 (11 月)
- 6) 地域の教育施設訪問、交流
  - ・鶴ヶ島市鶴ヶ島西中学校 (6 月)
  - ・毛呂山町ゆずの里保育園 (11 月)
  - ・毛呂山町光山小学校 (11 月)
- 7) 留学生クリスマス会 (12 月)

また、2022 年 5 月、6 月に入国した中国からの留学生と JIST メンバーで、オンラインによる交流会を 8 月に実施した (資料 11-28)。2022 年度も、COVID-19 の影響を受け、上記の活動については一部実施の見通しが立っていないところではあるが、外国人留学生の受け入れが再開されたことから、感染症防止対策の観点から一部内容を変更しつつも、実施していきたい。

JIST については、国際交流活動を経験しているコロナ禍以前の加入メンバーと、活動が中止していたコロナ禍に加入したメンバーとが混在している。前者のメンバーは既に 4 年生になっていることから、翌年度には卒業してしまうため、運営のノウハウを次世代へ着実に継承することが喫緊の課題である。

#### ⑧ 外国人留学生の適切な在籍管理

留学生支援センターの最も大きな役割として、すべての留学生の在留期間中の適切な在籍管理、指導がある (資料 7-13 【ウェブ】)。

2022 年度も、私費外国人留学生を中心に 2023 年 3 月までに 81 名のスムーズな在留更新をサポートした。また、外国人留学生が卒業後に在留資格変更を希望する場合のサポート等も随時行っている他、文科省や入管に対しても在籍者数や管理状況等の報告を定期的に正しく行っている。

みなし再入国で出国をした後、COVID-19 の影響で帰国ができなくなっていた外国人留学生がいたが、政府から発信される入国に関する諸条件を精査し、適切にこれら外国人留学生に伝達することで、スムーズな再入国をサポート・適切な在籍管理につなげることができた。

#### ⑨ 外国人留学生各種サポート

大学ホームページでの情報提供・発信や留学生用ガイドブック (日本語・中国語・英語) を作成・配布 (資料 11-29 【ウェブ】)、入学時にオリエンテーションを実施し、日本に不慣れな多くの外国人留学生が、宿舎やゴミ出しなどの地域のルール、資格外活動、交通規則や各種法規を遵守して安全で健康に留学生活が送られるように各種情報を提供、生活指導等を行う。

外国人留学生が不慮の事故や事件にあった場合は、状況に応じて学生サービス課や学部事務室と情報を共有・連携し、国際教育センターとしては主に在留管理や生活支援の点から対象の外国人留学生をサポートする。また、JASSO 学習奨励費の支給運営、私費外国人留学生授業料減免制度運営、その他各種法人、自治体等の奨学金応募窓口活動等を行っている。



## ＜語学教育センター＞

語学教育センターは、城西大学の語学教育を所管する部署として 2004 年に設置された。具体的運用の便をはかるため、城西大学語学教育センター規程を設けている（資料 11-30）。語学教育に関する審議と決定は、城西大学語学教育センター教授会が行う（資料 11-31）。

語学教育センターは、城西大学の全学部、全学科、短期大学の語学教育を担っている。このため、各学部学科と協力しながら、それぞれの教育内容、専門性を考慮した語学教育システムの開発・提供により、学生の語学学習への動機付けにつなげ、彼らが国際社会で活躍するとともに貢献する国際教養人となるために必須である語学力を身に着ける支援をしている。

### ① 語学教育

語学教育センターは語学教育を主な業務としているが、その大きな特色の一つは 11 言語の教育を提供していることにある（英語・ドイツ語・フランス語・スペイン語・ハンガリー語・チェコ語・ポーランド語・中国語・韓国語・マレー語・日本語（外国人留学生対象）（資料 4-15【ウェブ】）。外国語教育というと英語にばかり注目が集まりがちの中で、英語圏の欧米諸国のみには偏るのではなく、第二・第三の外国語として中国語や韓国語など近隣のアジア諸国の言語、また、日本人には比較的なじみが薄く、あまり学習機会が無いと思われるハンガリー語やチェコ語といった東ヨーロッパ諸国の言語を含む多くの選択肢を与えている。このことにより、学生が本当に興味を持っている国や地域の言語を学ぶ機会を提供することで、可能性を引き出す教育を行い、真の国際化を図ることを目指している。

語学教育センターの 2022 年 7 月時点の上記各外国語の履修学生数は、英語 2869 名（必修 2364 名・選択 535 名）、ドイツ語 188 名、フランス語 105 名、スペイン語 134 名、ハンガリー語 7 名、チェコ語 14 名、ポーランド語 34 名、中国語 422 名、韓国語 449 名、マレー語 37 名、日本語 79 名（外国人留学生対象）であった。

### ② Language Lounge の開設

Language Lounge は「語学を学ぶ仲間とランチをしながら、語学力に磨きをかけよう！！」という目的を掲げて、2008 年に開設された。COVID-19 蔓延前の 2019 年度までは例年ネイティブ教員を含む専任語学教員が共同学習の場として Language Lounge を全授業実施日の昼休みに開設しており、語学学習はもちろん、留学に興味がある学生と城西大学で学ぶ外国人留学生が交流する「ランチ留学」の場ともなっていた。また、学生が自由に利用することができる海外映画やドラマの DVD や TOEIC®対策問題集などの外国語検定試験準備のための教材などを多数配架し、教員が学生からの質問・相談に随時対応していた（資料 11-32【ウェブ】）。

2020 年度からはコロナ禍により活動内容の縮小を余儀なくされてはいるが、状況に対応しながら運営を続けている。3 年目となる 2022 年度は対面授業が行われていることもあり、マスク着用や手指の消毒の徹底をはじめとして、入室者数を制限し（教員を含めて 6

名まで)、密な状況を作らないこと、飲食はしないこと、つねに換気を心がけることなどの対策を取りながら全日開室した。飲食制限のために「ランチ留学」の場とはならなかったが、連日数名の来室者があり（7月までの利用者数75名）、5月・6月に来日した外国人留学生も含めて学生の交流の場となっている。

### ③ スピーチコンテスト

学生の学習動機を高めるとともに、日ごろの学習成果を発表する場を提供するため、COVID-19 蔓延以前は、英語と中国語のスピーチコンテストを開催していた。また、どちらも城西大学外からも参加者を募ることにより、他大学の学生との交流の場ともなっていた。各コンテスト詳細と実施状況は以下のとおりである。

#### 1) 英語スピーチコンテスト

2019年度までは高校生の部・大学生の部の2部構成で実施し、例年、北海道から九州まで全国から多くの参加者を得て、秋に開催していた。2020年度はコロナ禍で英語スピーチコンテストは中止し、代わりに高校生を対象としたエッセイコンテストを秋に開催し、オンラインの授賞式を行った。2021年度はCOVID-19の感染状況も考慮に入れながら、オンラインで従来と同じ2部構成の英語スピーチコンテストを再開した。2022年度からは対面の代替としてオンラインで行うのではなく、オンラインでのスピーチ技能を発表する場としてオンライン開催のみとした。全国から応募があった64名の中から1次審査を行い通過した21名（高校の部15名、大学の部6名）が登壇した。スピーチに対して、日本人及びネイティブ英語教員が審査を行い、オンラインでの授賞式を実施した（資料11-33）。

#### 2) 中国語スピーチコンテスト

語学教育センターの中国人教員が中心となり、朗読の部とスピーチの部の2部構成で2013年よりほぼ毎年実施している。城西大学には多数の中国人留学生がおり、このコンテスト出場に向けて日本人学生の指導役となったり、コンテストの司会補助を務めたりするなど活躍の場ともなっている。

2020度は実施できなかったが、英語スピーチコンテスト同様2021年度はオンラインで実施した。2022年度も、オンラインコンテストとし朗読の部とスピーチの部の2部構成で、応募者から1次審査で参加者を選出し、本学及び姉妹校の城西国際大学の中国語教員が審査員となり、オンラインでの交流会や授賞式を行った（資料11-34）。

### <奨学生の国際交流>

国際交流を主な目的とした奨学生制度が3つあり、水田三喜男記念奨学生（資料11-35）と女性リーダー育成奨励学生（資料11-36）は、国際交流活動を念頭においた奨学生制度である。

また、2018年4月入学者からが対象となるグローバルチャレンジ奨学金制度があり、海外留学や海外研修制度、外国人留学生との交流等、本学独自の国際教育を通じて世界を体験し、そこで培われたグローバルな視野で物事を考え行動できる人材の育成を目的としたも

のである（資料 5-22）。

COVID-19 の影響により、水田三喜男記念奨学生、女性リーダー育成奨励生ともに、2021 年度は「国際グローバル研修」の実施を見送った。一方で、学生間の交流事業は継続するべく、2021 年度に引き続き、ブダペスト商科大学（BBS）と協力し、オンラインによる学生交流を実施し、合計で 9 名が参加した。

2022 年度については、COVID-19 の先行きが見通せなかったため、女性リーダー育成奨励生の学生募集は行わなかった。しかし、水田三喜男記念奨学生については、全学的に渡航型プログラムの再開に踏み切ったため、後期開催に向けて募集を開始した（資料 7-47）。

### 11.3 国際化の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### （1）国際教育センター

国際教育センターにおいては、全学的な国際教育を展開しており COVID-19 による国際状況の変化に迅速に対応すべく、国際教育委員会において議論している。これまでの活動をいかしつつ、オンラインやその他の手法により継続できるように取り組んだ。

2022 年 12 月の国際教育委員会において、以下内容にて 2022 年度分の点検・評価及び 2023 年度の目標設定を行った。（資料 11-37）。

#### 【2022 年度の目標】

国や地域によって COVID-19 の感染状況は異なることが予想されるが、年度後半からは 2022 年度からの派遣再開を前提に準備を進めていくとともに、コロナ禍に培ったオンラインプログラム等のノウハウも生かしながら、アフターコロナを見据えてリアルとオンラインをうまく連携させながら長期的視野で新しい留学プログラムの確立や交流スタイルを具現化していきたい。

また、今後の教育力／経営力両面の向上を目指して全学をあげて“国際教育力強化”に取り組む必要がある。そのためには『学内関連機能の連携』（「入試募集」→「在籍管理」→「就職支援」の一貫サポート体制の構築／連携強化）及び『学内関連部署の連携／再編』（「国際教育センター」「語学教育センター」「別科」の連携強化／リソース集約）が重要であると考え。具体的な取り組みはこれからだが、国際教育センターとしてもその実現に向け、中心的存在になれるよう積極的に取り組む。

#### ① 留学生派遣

2022 年度春の派遣に関する考え方をさらに一段前進させ、秋の出発からは感染症危険情報が「レベル 3」であってもその他の一定条件を満たす渡航先の場合は『特例措置』として自己責任で留学派遣を行う方針である。これにより、来年度は、状況次第の要素はあるもの

の、韓国だけでなくアメリカやカナダ、オーストラリア、台湾等も長期留学派遣が可能になる見込みである。

2年に及ぶコロナ禍の影響で本学学生の留学へのモチベーションは残念ながらかなり低下はしているが、2022年度の派遣学生目標を5名とするとともに、2023年度以降に留学できる学生の掘り起こし、サポートに努める。特に新入生及び2年生をターゲットに留学ガイダンス（4月）を実施するとともに、語学教育センターと連携して留学希望学生の掘り起こしをする。

短期留学もサマーセミナーのリアル研修実施は困難と思われるため、オンラインプログラムを複数提供し、スプリングセミナーはリアルのプログラムを実施すべく準備等を行うとともに、学部主催プログラムの実施に向けてサポートを行う。これらにより、全学合計で2022年度20名程度の参加者を目標とする。

## ② 外国人留学生受け入れ

中欧諸国からの交換留学生に関しては、2021年度秋に受け入れられなかった8名を、2022年度春から半年間受け入れる体制を作るとともに、秋からの1年間の受け入れも着実にやりたい。その他の交換留学生（韓国、台湾）も入国解除がスムーズに進むことを前提に、春及び秋に着実に受け入れたい。

姉妹校関連の受け入れも、入国待ちになっている外国人留学生の受け入れ完了させた後、秋の受け入れも着実に受け入れたい。これらの受け入れにより、外国人留学生同士や日本人学生（JIST）と交流できるプログラムを再開させたい。

別科等との連携により、本学に在籍している外国人留学生への日本語教育サポート（補講等）を強化する。

## ③ その他

高麗祭での外国人留学生文化展示において、従来のブースに加えて別科留学生が参加できるブースを設け、全学的な異文化交流をより大規模で促進させると共に、地域との交流イベントも可能な範囲内で再開する。

### 【2022年度の活動内容の振り返り（実績と課題）】

外国人留学生受入れについては、国や地域によってばらつきはあるものの、世界的なCOVID-19の感染拡大が続いていたが、日本国への入国制限が緩和されたことから、これまでに入国ができていなかった外国人留学生たちが少しずつ来日することができた。また、2022年5月、6月には、これまでコロナ禍のために入国ができなかった姉妹校からの外国人留学生たちを迎え入れることができ、また、2022年秋受入れの外国人留学生についても、16名を迎え入れることができた。これに伴って、少しずつではあるが、これら外国人留学生とJISTとの交流活動も再開し始めている。

学生派遣については、秋から3名の学生（卒業生プログラムを含む）がそれぞれの希望先に渡航しており、また、短期留学についても、スプリングセミナーは渡航型の再開を見越して動き出したことから、これまでに失われていた国際交流事業の復活の兆しが見え始めた

いえる。一方で、航空券や燃油サーチャージの高騰、円安やウクライナ紛争といった別の問題が起きており、留学を阻む大きな壁となっている。その問題は主に費用面であるが、十分な支援体制を整えることが課題として挙げられる。

### ① 留学生派遣

長期留学は、希望者は年間で 10 名弱いたが、本学学生の安全と健康を最優先して結果的に春季は全プログラムの派遣を中止した。秋季は、前述のとおり 3 名の学生を派遣した。短期留学も昨年同様に、サマーセミナーは国際教育センター主催、学部主催分の全てのプログラムを中止とした。ただし、国際教育センター主催分については、ウイズ・コロナ／アフターコロナを見据えてオンラインによる短期留学プログラムを 2021 年度同様に企画し、サマーセミナーでは 2 種（「オーストラリア姉妹校による英語研修プログラム」「途上国の課題解決をするオンライン SDGs インターンシップ」）を実施し、合計で 3 名の学生が参加したが、当初想定していた人数を下回ることから、オンラインプログラムの効果的な学生への PR を検討する必要がある。なお、2023 年 3 月のスプリングセミナーについては、全学的に渡航型の海外研修を再開することが決定したため、ウェスタンシドニー大学への短期研修実施に向けて着手している（資料 11-20【ウェブ】）。

2022 年度前期途中に全学的に対面授業に戻ったことも手伝い、学生から留学相談が増えている。特に、コロナ禍が始まってから入学した学生からの相談が多く、COVID-19 の影響が依然として残る中、学生たち個々の希望の応じた留学がかなえられるよう、適切なサポートに努めてきたい。

### ② 外国人留学生受け入れ

当初予定していた、V4 の交換留学生を 2022 年春から半年間受け入れる体制構築については、日本国の入国制限が解除されていなかったことから、実現には至らなかった。ただし、その後、日本国の入国制限が解除されたため、入学はしていたが、入国できていなかった姉妹校からの外国人留学生は 5 月、6 月に受け入れることができた。また、2022 年秋入学の交換奨学生、姉妹校からの外国人留学生など合計 16 名を受け入れた。

2022 年秋入学の外国人留学生に関しては、入国制限の緩和に伴い、国内の関係機関が在留資格認定証明書（COE）の申請を一斉に行った関係から、一部の外国人留学生は当初予定していた入国スケジュールに間に合わせることができなかった。次年度以降は、そのような状況も加味したうえで申請のスケジュールを組み、予定通りの入国ができるようサポートに努めたい。

### ③ その他

3 年ぶりに高麗祭が開催され、従来実施していた外国人留学生たちによる文化展示を復活し開催した。

外国人留学生の受け入れ再開とともに、JIST の活動も少しずつ増えており、コロナ禍前の国際交流活動に参加していた JIST メンバーから新しい世代へのノウハウ継承の道筋が立ち始めた。

2022 年度前期には、海外姉妹校への訪問を行うことができなかった。

## (2) 語学教育センター

語学教育センターでは、全学の語学教育の中核であり各学部学科と連携しながら語学教育を行っている。

### 【2022 年度の目標】

学生を留学に導くためには、海外への興味を持たせて意識を高めることが重要であるが、留学実現には語学力強化も必須の課題である。そこで、留学するために必要な語学力を身に着けることを目標とする「留学英語」や「資格英語」などの選択科目充実により、TOEFL テスト・TOEIC テストなどの受験の準備をサポートするとともに、全体的な語学力底上げを目指し、日常生活に必要な言語運用能力を習得することを目的とする。また、昨年度は途絶えてしまった英語スピーチコンテストを一昨年度までと同様の規模と内容で実施する。これらを具現化するものとして、以下 3 つの目標を掲げる。

1. 英語授業やオフィスアワー、Language Lounge での声掛けにより、国際教育センター主催の各種留学説明会に各回 10 名以上を参加に導くこと。
2. COVID-19 の影響で人数制限が予想されるが、1. と同様の方法により学内の TOEICIP テストに最大人数の学生が受験するよう導くこと。
3. 授業日は Language Lounge を開室し、全日 2 名以上の来室者を得ること。

### 【2022 年度の活動内容の振り返り（実績と課題）】

コロナ禍で 2 年目の年度となったが、2020 年度の経験や教訓を活かして、創意工夫し模索しながらも前進することができた 1 年となった。前年度は COVID-19 蔓延という未知の状況に対応することに追われ、これまで行ってきたほぼ全てのプログラムを中止する結果となったのに対して、今年度コロナ禍は続いているものの、そのような状況の中でも積極的かつ慎重に様々な試みを行い、今年度の目標として掲げていたいくつかは達成できた。具体的には、前述のとおり、飲食を伴わない状態での Language Lounge の全授業日開室や、英語・中国語スピーチコンテストのオンラインでの開催再開などが挙げられる。また、目標としていた毎回 10 名以上参加はかなわなかったが、国際センターのオンラインプログラムを学生に周知し、説明会への参加を促した。同時に、留学に興味があるといったような学生の相談に個別に乗って、実際に行くことはできないものの、何とか学生の意識を海外に向けさせて、更にはその意識を高めることができるように日々努めた。

コロナ禍での教育活動も 2 年目を迎え、少し改善できた部分もあったが、やはり国際化へ向けての大きな要素である海外留学に関しては、入国制限など物理的な条件に加え、学生の意識も概して下がり気味であった。次年度はこれらの状況を踏まえて、授業での全体への声掛けを増やすなどして、学生全体の意識を上げていくことに努めたい。また、少数ではあるが COVID-19 収束後を見据えて、留学を希望している学生の力となり、必ず留学を実現させる手助けが出来るように国際センターと協力して語学教育センター教職員一丸となって取り組んでいきたい。また、教育的効果はもちろんのこと、安全面やコストの面でもメリット

のあるオンライン留学プログラムの充実に努め、こちらも国際センターと連携して COVID-19 収束後も存続するようなプログラムの開発を目指したい。

### (3) 奨学生の国際交流

COVID-19 の影響により、水田三喜男記念奨学生と女性リーダー育成奨励生の国際交流活動は、国際グローバル研修の実施見送りを筆頭に、いずれも実施が難しい状況にある。しかし、オンラインによる学生交流は、新しい国際交流の形を示しており、実績を上げていると評価できる。報告会の開催も評価できる。継続した実施を図ることことに努める。

グローバルチャレンジ奨学生に関しても、COVID-19 感染拡大による長期海外派遣や短期語学研修等の中止が影響し、奨学生制度が効果的に活用されていない状況にある。上述のオンラインによる学生交流に参加を呼び掛けるなど、少しでも国際交流につながる工夫は行っているが、支援体制の見直しも含めて、引き続き検討していく必要がある。

2022 年度までの活動実績及び課題を基に、2023 年度の活動目標は以下のとおりとする。

#### (1) 国際教育センター

##### 【2023 年度の目標】

国や地域によって COVID-19 の感染状況は異なることが予想されるが、2022 年度秋季からは学生派遣や受入が少しずつ再開できていることから、2023 年度はコロナ禍以前の水準に戻すべく、引き続きより一層の取り組みを継続していく。

また、コロナ禍で培われたオンラインプログラムなどのノウハウについては、アフターコロナにおける新しい留学や交流スタイルとして定着することが見込まれるため、引き続き実施していきたい。

2022 年度にも目標として掲げたが、今後の教育力／経営力両面の向上を目指して全学をあげて“国際教育力強化”に取り組む必要がある。そのためには『学内関連機能の連携』（「入試募集」→「在籍管理」→「就職支援」の一貫サポート体制の構築／連携強化）及び『学内関連部署の連携／再編』（「国際教育センター」「語学教育センター」「別科」の連携強化／リソース集約）が重要であると考え。国際教育センターとしてもその実現に向け、中心的存在になれるよう引き続き取り組みを継続する。

#### ① 留学生派遣

2022 年度秋の派遣に関しては、2021 年度秋に決定した、感染症危険情報が「レベル 3」であってもその他の一定条件を満たす渡航先の場合は『特例措置』として自己責任で留学派遣を行う方針を踏襲しており、2023 年度に関しても引き続きこの方針に沿って学生派遣を進めていきたい。これにより、今後の COVID-19 の状況にもよるが、本学の主な派遣先大学のうち、入国が可能な国口への長期留学派遣が可能であると考え。

3 年目に突入したコロナ禍の影響で本学学生の留学へのモチベーションは残念ながら相当程度低下はしているが、2023 年度の派遣学生目標を **5 名** とするとともに、2023 年度以降に留学できる学生の発見、サポートに努める。

特に新入生及び 2 年生をターゲットに留学ガイダンス（4 月）を実施するとともに、語学

教育センターと連携して潜在的に留学する意識のある学生の発見に努めたい。

短期留学は渡航型プログラムの再開が決定されたが、航空券や燃油サーチャージの高騰、円安やウクライナ紛争といった様々な条件下で渡航型プログラムに参加できないという学生も出てくるのが想定される。そのため、引き続きオンラインプログラムも複数実施することで学生に留学の選択肢を幅広く提供するとともに、個々の学生の事情に合った留学機会の創出に尽力したい。これらにより、短期留学に関しては、全学合計で 2023 年度 100 名程度の参加者を目標とする。

## ② 外国人留学生受け入れ

交換留学生に関しては、中欧諸国から 6 名、台湾から 4 名、韓国から 2 名を受け入れることができた。2023 年度は、更なる入国制限に緩和とそれに伴うより一層の学生受入を見込める。まずは春の受け入れ、そして秋からの受け入れについても、積極的な PR を行うとともに、着実に実施していきたい。

これらの受け入れにより、外国人留学生同士や日本人学生（JIST）と交流できるプログラムをさらに促進させたい。

別科等との連携により、本学に在籍している外国人留学生への日本語教育サポート（補講等）を強化する。

## ③ 奨学生の国際交流

水田三喜男記念奨学生と女性リーダー育成奨励生の国際交流活動の継続実施に努める。女性リーダー育成奨励生については、新たな研修プログラムの可能性を具体化する。引き続き検討する。

グローバルチャレンジ奨学生については、入学後のフォロー体制等の見直しを行い、国際交流や留学に興味関心のある学生を呼び込めるようなスキームを検討したい。

「国際グローバル研修」に関しては、2022 年度に渡航型プログラムを再開させる予定であり、奨学生担当の学長室学務課と研修担当の国際教育センターが連携して、2023 年度も引き続きはぜひリアル渡航型によるプログラムの研修再開実施を実施したい。なお、オンライン研修の中で培ったノウハウを、同研修の事前事後研修などに導入することでその際にも、2 年間でノウハウを学んだオンライン研修をリアル研修の前後に連動させることにより、これまで以上の深い異文化理解や交流ができるよう、プログラムの充実に向けてあらたな新たな取り組みを行いたい。

## ④ その他

高麗祭での外国人留学生文化展示において、従来のブースに加えて別科留学生が参加できるブースを設け、全学的な異文化交流をより大規模で促進させると共に、地域との交流イベントも可能な範囲内で再開する。



## (2) 語学教育センター

**【2023 年度の目標】**

学生が留学するためにはもちろん、将来グローバルシチズンとして社会で活躍し、貢献するためにも語学力は必須である。そこで前年度に引き続き、留学するために必要な語学力を身に付けることを目標とする「留学英語」や「資格英語」などの選択科目充実や、TOEFL テスト・TOEIC テストなどの受験準備をサポート、更には、学生全体の語学力底上げを目指す。また、昨年度は途絶えてしまった英語スピーチコンテストを一昨年度までと同様の規模と内容で実施する。これらを具現化するものとして、以下3つの目標を掲げる。

1. 英語授業やオフィスアワー、Language Lounge での声掛けにより、国際教育センター主催の各種留学説明会に各回 10 名以上を参加に導くこと。
2. COVID-19 の影響で人数制限が予想されるが、1. と同様の方法により学内の TOEICIP テストに最大人数の学生が受験するよう導くこと。
3. 授業日は Language Lounge を開室し、全日 2 名以上の来室者を得ること。

## (3) 奨学生の国際交流

**【2023 年度の目標】**

水田三喜男記念奨学生と女性リーダー育成奨励生の国際交流活動の継続実施に努める。女性リーダー育成奨励生については、新たな研修プログラムの可能性を具体化する。

グローバルチャレンジ奨学生については、入学後のフォロー体制等の見直しを行い、国際交流や留学に興味関心のある学生を呼び込めるようなスキームを検討したい。

「国際グローバル研修」に関しては、2022 年度に渡航型プログラムを再開させた。奨学生担当の学長室学務課と研修担当の国際教育センターが連携して、2023 年度も引き続き渡航型によるプログラム実施を実施したい。なお、オンライン研修の中で培ったノウハウを、同研修の事前事後研修などに導入することで、これまで以上の深い異文化理解や交流ができるよう、プログラムの充実に向けて新たな取り組みを行いたい。

**2. 長所・特色**

本学は、グローバル化を推進するために、グローバルチャレンジ奨学生制度をはじめとし、学生の国際化を入学時より積極的に支援する体制を整えている。また、語学教育の面でも英語のみならず多岐にわたる語学科目が開講されているだけでなく、Language Lounge の開設など、留学を希望する学生をサポートする体制が整備されている。また、留学生の受け入れについても、単に受け入れるだけでなく、日常生活の支援、日本語教育サポートなど、大学での研究活動のみならず、留学後の日本での生活を支援する体制が完備されている。さらには、本学と関わりの深い地域自治体と留学生との交流の機会が設けられているなど、日本へ留学後の留学生の物心両面からのサポート体制が整っている。このように、地域の特徴を取り入れた国際交流の発展が、学生の送り出しと受け入れ両面から検討されている点が、本

学の特徴である。

### 3. 問題点

大学全体の現状においては、昨年度に引き続き、グローバル化を推進する内容が、全学並びに各学部のポリシーに明記されている一方で、実際に本学の教育内容や活動内容を海外へ発信し、新たな留学生の確保のための本学のホームページ全体の英語化やシラバスの英語表記などの対応が十分に進んでいるとはいえ、今後の対策を学長室、IR 室、広報部、教務部などと協議の上戦略的に対応する必要がある。

その他の問題点としては、留学派遣、および受入れが再開したとはいえ、コロナ禍で状況が大きく一変してしまった点に触れざるを得ない。留学派遣、受入れいずれにも共通して言える点を例として挙げると、COVID-19 に係る日本国政府の水際対策や現地の状況、発熱等が起きた場合の病院のかかり方、授業への参加方法の確認等々、これまで以上の情報収集と対応できる体制の構築が不十分であることから、これらの体制整備を関係部署と連携しながら築き上げていくことが求められる。

### 4. 全体のまとめ

本学では、中期計画や大学の方針として、教育の国際化を明示している。この方針の元、グローバル人材の育成を実現させるために、国際教育センターが長期留学や短期留学を始め、姉妹校留学生の受け入れなどを積極的に行い、語学教育センターが派遣学生の語学力向上のための取り組みを実施するなど、2つのセンターが有機的に連携している。

COVID-19 の影響により、全体的な活動は下火になったものの、2022 年度はようやくアフターコロナの兆しが見え始め、学生派遣及び留学生の受け入れを再開することができたほか、これまで停滞せざるを得なかった多くの国際交流活動（留学生歓迎会、高麗祭での文化展示、クリスマス会、JIST 主催の各種交流イベントなど）の復活が始まった一年であったといえる。

今後も少しずつ学生派遣、及び留学生の受け入れ、また、海外姉妹校の交流等々、国際交流活動がより活発に動き出していくことが見込まれることから、適切に対応できる支援策を着実に構築していくとともに、これまで以上に発展の実現を目指して取り組んでいくことを、各学部・センター全体のグローバル化の行動指針として設定したい。

点検・評価は、国際教育センター及び語学教育センターで個々に実施されており、課題や改善点などを各委員会等で議論している。

## 終章

本学が自己点検・評価活動を始めてから、15年あまりが経過した。2023年度に3回目の大学評価（認証評価）を受審予定であり、ここ数年は認証評価を念頭においた自己点検・評価を行ってきた。さらに、2020年度からはCOVID-19の世界的蔓延に伴い、対面での授業や会議の実施が困難となったため、オンライン（またはハイブリッド）方式での対応方法を確立してきた。一方、2022年度はCOVID-19に対するワクチンの普及も進んできたことから、可能な限り対面での授業を復活させつつ、会議などはハイブリッドで行うなどウィズコロナの社会における新たな自己点検・評価の在り方を検討・確立してきた。以下に2022年度の報告書において特筆すべき事項を挙げる。

### 第1章（理念・目的）で特筆すべきこと

建学の精神に基づいた理念・目的の設定、明示と公表は適切に行われており、様々な媒体を通じて、建学の精神、理念や教育目的等の教職員及び学生、ステークホルダーへの周知に努力している。また、中期計画に基づく年度毎の事業計画を示し、定期的に検証・見直しを実施することで、全学を挙げた目標達成に向けての取り組みを加速している。

これらの理念・目的の周知を、学生を含む大学構成員すべてに対して周知する機会を定期的に設けるとともに、教職員・学生が理念・目的を理解しているかの検証するためのアンケートなどを行う体制を2022年度より整備した。

### 第2章（内部質保証）で特筆すべきこと

教育研究における質を保証し、理念・目的を達成するために2022年度は、全学的に自己点検・評価を行うことを学則に明示した。また、内部質保証のための本学の方針（城西大学の教育研究の質を保証するための方針等）を明文化し、ホームページで公表した。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制は、「全学点検評価委員会」及び2022年度後半に新設した「教学マネジメント会議」が担うこととし、各組織が連携して継続的な改善を進めるために、点検・評価、改善計画、改善実施、改善プロセスの円滑な運用体制を確立した。なお、「教学マネジメント会議」の新設の準備組織として「教学マネジメント準備委員会」を2022年度当初に立ち上げた。

三つのポリシーの達成度やポリシーの適切性についても、「教学マネジメント会議」で提案し「全学委員会」で検証していく計画としているが、2022年度は内部質保証システムとしてPDCAサイクルが有効に機能するまでには至っていない。具体的には、2022年度は「教学マネジメント準備委員会」で3つのポリシーの見直しを行い、その承認と報告は「執行部会議」（現「教学マネジメント会議」）で行うにとどまった。

しかし2023年度以降に本サイクルが有効に機能するための布石として、教育研究活動の効率的運用に向けた電子データベース化を決定するとともに、大学のその他の諸活動の状況等は随時ホームページで公開することとした。

さらに、内部質保証の適切性を検証する仕組みとして、学生アンケート、就職先アンケートなどとともに、外部評価者による自己点検・評価と併せて、総合的な検証体制の運用を開始した。

### 第3章（教育研究組織）で特筆すべきこと

学部・研究科や附置組織は、理念・目的に照らして適切に設置されており、学問の動向や社会的要請に考慮し、センターなどが有機的に活動を行っている。また、年度ごとの事業計画に基づき、事業計画に示された重点的に取り組む課題をもとに、学内でもその実現に向けた取り組みを進め（数理データサイエンスセンター設立等）、各学部・研究科及び担当部署において対応を進めている。

今後本学の特徴が出るよう、改善を図りながら、教育と附置組織の連携を強化し、教育の充実にあたる。

一方、附置組織である各センターにおける自己点検・評価の実施が明示されておらず、組織によって PDCA サイクルの実施状況に差異が見られた。今後 PDCA サイクルの実施を徹底させるために 2023 年度においては、中期計画に掲げている目標達成も踏まえて、数理・データサイエンスセンター及びスポーツ振興センターを中心に点検・評価を実施することとし、以後全学的に拡充していくことを決定した。

### 第4章（教育課程・学習成果）で特筆すべきこと

3つのポリシーは、全学点検評価委員会で定期的に点検・評価し、その結果に基づき執行部会議で改善に向けた全学的な意思決定を行っている。これに合わせて、各学部・研究科においても、3つのポリシーとポリシーに基づく教育内容の見直しが定期的に行われている。

また、CP に基づく教育課程の体系的編成と授業科目の開設については、その適正と課題点について、各学部・研究科で組織的な検討が行われている。また、全学的な調整機関として、全学教務部委員会が月1回定例開催され、有機的に機能していると言える。科目の順次性や体系を示し、学修者が学修目的を見失わない仕組みづくりと学修意欲を活性化させるべく、授業方法の多様化、授業時限の拡充、施設設備の充実、ノート PC 購入補助制度などに取り組んでいる。教育課程及び卒業に必要な単位数と1年間に履修できる上限単位数の整合性、シラバス及び授業時間割表、履修申請期間についても適切に取り組んでいる。

また、学修者の直接の意見を積極的に取り入れる仕組みとして、各学期で授業中間アンケート、期末授業アンケートを実施し、授業単位では担当教員が改善に取り組み、履修者へフィードバックすることとし、全学的にはアンケート結果を受けてのFDを実施している。

学習成果の把握と評価については、現在、「教学マネジメント準備委員会」を中心にアセスメント・ポリシーの策定を進めており、学修ポートフォリオやルーブリック評価、卒業生アンケートなど多様な評価指標の整理を行うことで学習成果の可視化を進めている。大学を取り巻く環境と社会のニーズを捉え、組織の改組と具体的な方針を示し、それぞれにPDCAサイクルを意識することで着実に進んでいる。

学生のDPと学習成果の適切な把握及び評価に関して、一部の学部・学科ではアンケート調査を実施しているが、全学的な測定方針を示せてはいない。一方、学習成果の可視化に関するアセスメント・テスト等の導入に際しては、一部の学部の導入と試験的な実施に留まり、全学的な実施がなされず、PDCAサイクルを十分に回すまでには至っていないことから2023年度より新入生を中心にPROGテストを全学で実施することで本課題の解決を図ることを決定した。

また、本学では現在までに、アセスメント・ポリシーが策定されていない、学修ポートフォリオやルーブリックなどの学習成果の客観的測定方法や、GPA の活用など、全学的な運用と準備が整っていないなどの問題点がある。そこで 2022 年度中に学長の指示のもと、教学マネジメント準備委員会を解散し、2023 年 2 月まで執行部会議の機能を継承することで学習成果の基盤的な質保証を行う組織としての教学マネジメント会議を確立することとした。

これにより、2024 年度入学生からは、大学全体としてディプロマポリシーに示す学習成果の把握が可能になることを目指して準備を進めている。

## 第 5 章（学生の受け入れ）で特筆すべきこと

学生の受け入れ方針として、本学では建学の精神である「学問による人間形成」に基づく理念及び教育方針を踏まえた「3つのポリシー」を策定し、ホームページ、学生募集要項に公表している。「アドミッション・ポリシー」については、大学案内にも掲載し、受験生及び保護者に明示している。

入学者選抜については、学長を委員長とする入試制度検討委員会及び入学試験委員会において基本方針や実施方法を立案し、その方針に基づいて各学部及び大学院が検討のうえ、入学者選抜を実施しており、各入試制度の出願資格、選抜方法、評価方法についてはホームページ、学生募集要項に掲載している。入学試験における COVID-19 の対策については、文部科学省のガイドラインに基づき、本学独自の衛生管理体制を構築し、受験生に安心して受験できる場を提供している。入学後の授業等の費用についても、ホームページ、学生募集要項に明確に記載し、奨学金制度も分かりやすく案内している。

また、合否判定については、公平性・透明性を期すため、各学部の入試実施委員会等が合否判定案を作成し、教授会の審議後、大学全体の入試判定委員会で最終的に決定している。入学定員及び収容定員については、大学の定員管理体制に基づき、各学部学科・大学院が管理すると共に入学試験委員会においても入学定員の充足、定員管理状況を適宜確認している。

上記のように、本学は、学生の受け入れ体制を適切に設定・実施してきた結果、2022 年以前から過去 5 年間の大学全体の学部の平均入学定員充足率は 1.00、平均収容定員充足率も 1.03 と概ね適切に推移してきた。しかしながら、2022 年度入学者数については、少子化及びコロナ禍による急激な受験環境の変化の影響により、理学部化学科、薬学部薬学科、薬科学科、医療栄養学科で入学定員を充足できなかった。2023 年度入試においては、オープンキャンパス、入試説明会、高校訪問等の募集活動を強化し志願者確保に努めたが、1 月末現在で予想入学者数は 1200 名程度、定員充足率 70%と厳しい状況にある。引き続き 2024 年度入試についても、COVID-19 を踏まえて、適切に学生受け入れを行うための方策について検討している。

少子化及びコロナ禍により、受験環境は劇的に変化している。時代変化に対応する有効な学生募集の方法を立案し、入学定員充足率を改善する必要がある。

## 第 6 章（教員・教員組織）で特筆すべきこと

大学として求める教員像や各学部・研究科・センターの教員組織の編制に関する方針は、

大学の理念・目的に基づき検討され、公表されている。また、教育研究活動を展開するための適切な教員組織の編制に関しても、学部・研究科・センターでの検討を行っている。教員の新規募集については広く公表し透明性を図っている。教員の募集・採用・昇任に関しては、業務規則や学部・センターの人事に関する規定、及び本学独自の査定基準に基づくステップ評価票を踏まえて、当該教員所属の学部長・センター長が推薦しており、この結果を受けて学長の判断のもと、理事会に推薦し、採用・昇任をとる手続きをとっている。

FD 活動に関しては、全学 FD 研修会をはじめ、学部・研究科・センターごとに FD 研修を実施し、教育研究能力の向上に努めている。その内容に関しても、全学 FD 研修会については、アンケートを実施することで反応や意見を集めている。また、各学部・研究科・センターの FD 活動報告を全学 FD 委員会で共有化している。以上の点から、FD 活動は適切に運用されている。

また、教育の質保証を教職員の有機的協力体制で実質的かつ効率的に担保するために、職員中心の研修活動であった SD 活動に管理職教員のみならず一般教員も積極的に参加するようにした。

教員組織の適切性の点検・評価は、年度ごと定期的に点検・評価を行い、教授会で報告している。しかし、その後の対応は教員の自主的な活動に依存し、点検・評価に関する詳細な記録や報告が十分になされていないなどの理由から、報告を行った際の詳細な議事録や報告書の作成、各教員によるフィードバックの実施及びその内容のアンケートやシラバス等への記載など、PDCA サイクルを有効に記載させるための更なる活動が必要である。

一方、教育の質保証を担保するうえで以下の改善点が見いだされた。

第 1 に、専任教員一人当たりの学生数（実数ベース）が、全体平均で 31.5 人、特に経済学部（65.4 人）と経営学部（62.7 人）の社会科学系学部において高い水準になっている。この状態は、2020 年度からほぼ同じ水準で推移している。また、専任教員一人当たりの担当授業数が、相対的に多い学部もあり、教員組織の編制方針に則した改善が必要である。これに関しては、カリキュラムの整理・改定等を進めており、その一環として授業数の削減及び継続的に教員の任用を進めているところである。

第 2 の問題は、各学部・研究科・センターにおいてそれぞれ点検・評価を実施しているものの、その後のフィードバックや共有化など、PDCA がスムーズに回る仕組みの構築が不十分な点である。具体的に、学生による授業評価アンケート結果の取り扱いに見られるように、これまで教員の自主的な活動に任せられていた点は、PDCA サイクルが十分に機能しているとは言い難く、本問題点を解決するために、2022 年度から中間アンケートを全ての授業で実施し、授業改善報告を各教員に求めることを始めた。また、各学部・研究科・センターの点検・評価内容の詳細な記録や報告が十分に行われておらず、教職員間での共有化も不十分であり、これらの問題点の改善を行う必要がある。

## 第 7 章（学生支援）で特筆すべきこと

中期計画を定め、学生支援に関する方針を定めている。それぞれの部署が連携し学生自身のキャンパス生活の支援、課外活動等への支援、経済支援にも注力している。就職支援はガイダンスや企業説明会の実施等、特に充実している。全学的に外国人留学生や障害を持つ学

生を含むすべての学生に対し高い満足度の学生サービスが提供できるような体制を目指している。例えば、2022年度の障害学生支援委員会にて大学HP掲載案を審議に諮り、HPに規定及びガイドライン等を公表した。このほかにも学生相談室や保健センターの整備をはじめ教員に対するハラスメント教育なども定期的に行った。

学生支援は、坂戸・紀尾井町の両キャンパスとも学生サービス課やキャリア形成サポートセンターが中心となり、学生カルテの運用による情報共有推進等、学生支援を大学全体として支援する体制が構築されつつある。これまでは、学生支援に関わる各部署が独自に動き、連携が十分に取れている状況ではなかった。例えば、内面に問題を抱えている学生が就職相談に来た際に、情報共有がうまくできていないために、都度確認が必要な場合があった。個人情報保護の観点を考慮しながらも、適切な情報が共有され、学生にとって、包括的なサポートが実感できるような更なる仕組みや体制作りが望まれる。

## 第8章（教育研究等環境）で特筆すべきこと

教育研究等環境は、「教員・教員組織の方針」「教育研究等環境整備の方針」に基づく各年度での事業計画に沿って整えている。2022年度は、23号棟等の建設による文理融合型の教育研究環境の整備「JOSAI HUB」や12号館の改修により学生環境及び教員の研究環境の改善を行った。

情報倫理、情報セキュリティ教育は、情報科学研究センターと図書館の連携で行われた。具体的にはネットワーク環境の高速化、ファイアウォールの新規導入などによるセキュリティレベルの強化などを通じた情報環境の利便性と安全性の担保に加え、「iThenticate」を2022年から学長室学務課研究支援で契約し、教員・大学院生が利用できるよう図書館の研究倫理のサイトで案内することで、教員・学生に対する研究倫理の啓発活動も進めてきた。

一方で、サバティカル制度等に未整備も残っている。今後は制度制定に向けての議論を進めるが、今期の海外派遣教員の状況を踏まえ、より望ましい教育研究環境としての整備を進めていく。

## 第9章（社会連携・社会貢献）で特筆すべきこと

2022年度は、COVID-19の感染防止のため、社会連携・社会貢献活動の一部が制限されたが、感染防止対策を講じて活動が再開している。

具体的には、2021・2022年度と幹事校を務めているTJUP（埼玉東上地域大学教育プラットフォーム）においては「鶴っ子サマースクール×大学生WIN-WIN事業」や「Let's みんなでディスカッション」及び「ファシリテーター研修」などをオンラインで行うことで、地域の教育支援・活動やキャリア支援活動を行った。

その他にも、地域への利用を公開している図書館や美術館におけるコロナ禍での新たな利用サービスの提案や限定人数での「子ども大学にしているま」の対面での実施など、コロナ禍前に地域とのタイアップで実施できていた地域貢献活動を再開するとともに内容の拡充を図った。

なお、大学の理念・目的等を踏まえた「社会連携・社会貢献の方針」に関する方針を定め、ホームページ等に掲載することで、上記で例示した学内外の様々な社会連携・社会貢献、教育研究の成果が適切に社会に還元されていることを明示した。また、「地域連携活動発表会」「地域と大学—城西大学・城西短期大学地域連携センター紀要—」「地域連携活動報告書」等の会合や出版物を通して教育研究、地域貢献活動の成果の公表に努めた。

さらに、これらの地域・社会との連携・協力、教育研究の成果還元、教育との連携等についての点検評価を、2021年度に設立された地域連携センター運営委員会で行うことで、実効性のあるPDCAサイクルが実現したかを協議し、その結果の全学委員会における確認共有ならびに、改善及び向上に向けた地域連携活動の次年度で取り組みの活動基盤とする体制を確立した。

## 第10章（大学運営・財務）で特筆すべきこと

本学は中期計画（2020-2024）に基づき、2022年度事業計画をホームページで公開することで大学運営を進めた。その中で、2022年度第一次予算において学納金比率が全国平均に比しやや高い一方、寄付金比率補助金比率ともに全国平均より低く、学納金に依存する体質が続いていたことから、将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤の確保については、学納金のみならず補助金、寄付金等の外部資金の増収を目指し、管理経費を主体とした経費支出の抑制を行うことを主要な施策として実施した。

特に経常収入については、年々減少傾向にあるため入学生の募集強化、退学者・休学者の抑制等による学納金収入の確保による財務基盤の安全確保に向けた取り組みにさらに注力するとともに、学納金への依存体質を脱却するための外部資金を獲得するための取り組みを強化することで、収入の多様化を目指し図ることについて認識を共有し、学校法人の予算編成方針に明記した。

一方、長期施設設備計画の実行に必要な資産は確保されており、現時点で大学の将来への備えは必要十分と判断されるので、今後もこのような状況を維持しつつ上記課題の解決を目指すこととした。

## 第11章（グローバル化）で特筆すべきこと

本学は、中期計画（2020-2024）ならびに大学の方針に基づくグローバル化の推進を、全学並びに各学部のポリシーにおける「教育の国際化」として明示した。この方針の元、グローバル人材の育成を実現させるために、国際教育センターが長期留学や短期留学を始め、姉妹校留学生の受け入れなどを積極的に行い、語学教育センターが派遣学生の語学力向上のための取り組みを実施するなど、2つのセンターの有機的連携に力を入れてきた。COVID-19の影響により、全体的な活動は下火になったものの、2022年度はようやくアフターコロナの兆しが見え始め、学生派遣及び留学生の受け入れを再開することができたほか、これまで停滞せざるを得なかった多くの国際交流活動（留学生歓迎会、高麗祭での文化展示、クリスマス会、JIST主催の各種交流イベントなど）を復活させることができた。

一方で、本学の教育内容や活動内容を海外への発信することで新たな留学生を確保するための本学のホームページ全体の英語化やシラバスの英語表記などの対応は十分には進ん



でならず、2023 年度以降、学長室、IR 室、広報部、教務部などとの連携によるアフターコロナにおける国際交流計画の戦略的見直しが必須である。具体的には、COVID-19 に係る日本国政府の水際対策や現地の状況に関する情報収集、発熱等が起きた場合の病院のかかり方、授業への参加方法などの早急に策定することで、海外姉妹校との交流などを中心とした、新たな国際交流活動体制の確立を、各学部・センター全体のグローバル化の行動指針として設定する。

2023 年度は以上の実施計画に基づき、国際教育センター、語学教育センターそれぞれが実効的な PDCA サイクルを回せたかについて点検を行う必要がある。

### 大学としての今後の展望

今回の点検評価活動を通して、本学は財政・教育の両面において現時点で危機的な状況ではないものの、COVID-19 や高等教育に対する社会的要求の急激な高まりに対応するために、全学的教育質保証体制の確立など待たなしで改革を進めていく必要があるという問題点が浮かび上がってきた。2022 年度は、特に大学全体として教育の質保証を担保するために、PDCA サイクルを大学全体のみならず学部・学科運営にも定着させることを集中的に進めるとともに、本学の特徴の一つでもある、社会連携・社会貢献とグローバル化の分野でウィズ/アフターコロナにおける新たな実施体制の確立の検討を始めた。学習成果の可視化の遅れや質保証の学内の共通認識の定着などの問題や、それ以外の諸問題を解決する上で、「教学マネジメント会議」で議論を重ね、2023 年度以降の改善を図っていく。

これにより、今後は少子化に歯止めがかからない現状において本学が新たな社会への適応能力を備えた大学として受験生やステークホルダーに認知されるために、1) 大学全体としての教育の質保証を完全なものとするための、学部・学科のみならず、各教育研究支援施設までも含めた教育の質に関する PDCA サイクルの定着、2) コロナ感染者に対する教育の機会の全学的保証体制の確立、3) これらの新たな大学の取組みの大学ホームページを經由した社会への総合的発信を日本語だけでなく英語をはじめとする多言語へ対応（戦略的国際情報発信）することによる、新たな国際交流活動の強化の 3 本の柱の構築が必須であると考えられる。

以上